

名古屋市公報	令和 5年 2月22日 第191号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市久屋大通公園条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課) (第5号)	4
告	示	
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第75号)	7
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第76号)	10
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第77号)	12
○ 介護保険指定特別給付事業者の指定	(健福・介護保険課) (第78号)	13
○ 介護保険指定特別給付事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第79号)	14
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第80号)	15
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第81号)	16
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課) (第82号)	17
○ 名古屋市東谷山フルーツパークの休所日の開所について	(緑土・都市農業課) (第83号)	18
○ たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について	(消防・規制課) (第84号)	19
○ 瑞穂土木事務所長の職務代理について	(緑土・総務課) (第85号)	21
○ 名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第86号)	22
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第87号)	23
上 下 水 道 局 告 示		
○ 名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、位置及び所管区域の一部改正	(第6号)	24

	監 査 公 表	
○	令和 5年監査公表	(第1号) 25
	外 部 監 査 公 表	
○	令和 5年外部監査公表	(第1号) 60
	公 告	
○	農業委員会総会の開催公告	(農業委員会) 231
○	公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課) 232

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市久屋大通公園条例施行細則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

- (1) 市長の定める公園施設に設置する自転車駐車場に関する規定の整備を行います。（第 2条及び第 3条関係）
- (2) 行為の許可手続及び許可事項の変更手続について規定します。（第 4条及び第 5条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

名古屋市久屋大通公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 16 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 5 号

名古屋市久屋大通公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市久屋大通公園条例施行細則（令和元年名古屋市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「条例別表第 2 施設」を「条例別表第 1 施設」に改め、同条を第11条とする。

第 6 条中「条例別表第 2 施設」を「条例別表第 1 施設」に改め、同条を第10条とする。

第 5 条を第 9 条とし、第 4 条を第 8 条とする。

第 3 条第 1 項中「条例別表第 2 に掲げる公園施設（以下「条例別表第 2 施設」という。）（条例別表第 2 施設）を「条例別表第 1 施設（条例別表第 1 施設）」に、「第 6 条」を「第10条」に改め、同条第 3 項中「条例別表第 2 施設」を「条例別表第 1 施設」に改め、同条を第 7 条とする。

第 2 条を第 6 条とし、第 1 条の次に次の 4 条を加える。

（自転車駐車場の供用時間）

第2条 条例第2条の2第1項の市長の定める公園施設に設置する自転車駐車場（以下「自転車駐車場」という。）の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める供用時間を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により第1項に定める供用時間を変更しようとする場合は、その旨を周知するものとする。

（入出場の取扱い時間）

第3条 自転車又は原動機付自転車を自転車駐車場に入場させ、又は自転車駐車場から出場させることができる時間（以下「入出場の取扱い時間」という。）は、午前0時から午後12時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、入出場の取扱い時間を変更することができる。

3 指定管理者は、市長との協議により、入出場の取扱い時間を変更することができる。

4 市長は、前2項の規定により入出場の取扱い時間に変更されたときは、その旨を周知するものとする。

（行為の許可手続の特例）

第4条 名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号。以下「都市公園条例施行細則」という。）第3条第1項及び第4項本文の規定にかかわらず、条例別表第1に掲げる公園施設（以下「条例別表第1施設」という。）における名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）第4条第1項第1号に掲げる行為の許可の申請及び当該申請に対する許可については、指定管理者が市長と協議して別に定める様式によることができる。

（許可事項の変更手続の特例）

第5条 都市公園条例施行細則第4条第2項及び同条第3項において準用する都市公園条例施行細則第3条第4項本文の規定にかかわらず、前条の行為に関する都市公園条例第4条第3項の規定による申請及び当該申請に対する許可については、前条の規定を準用する。

別記様式中

「

代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
	住 所	電話番号 () —		

を

」

「

代表法人等	フリガナ 法人等名称			
	フリガナ 代表者氏名		職 名	

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第75号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 2月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人しん 名古屋市西区花の 木三丁目16番28号	就労継続支援B型 とびらば 名古屋市西区花の 木三丁目16番28号	就労継続支援 B型	2310200908	令和 5年 2月 1日
株式会社メッドイ ンフォマティクス 名古屋市千種区若 水二丁目 3番11号	まごころの杜訪問 介護ステーション 名古屋市熱田区幡 野町17番12号	同行援護	2311100685	令和 5年 2月 1日
ノゾミ株式会社 名古屋市港区九番 町 5丁目 2番地の 1	就労継続支援B型 事業所ワンダーワ ークみなと 名古屋市港区九番 町 5丁目 2番地の 1	就労継続支援 B型	2311201251	令和 5年 2月 1日
株式会社C B Tー	C o n n e c t	就労継続支援	2316100995	令和 5年

J 名古屋市東区東桜 二丁目14番 7号	名古屋市千種区仲 田二丁目18番21号	B型		2月 1日
株式会社じぶんス ペース 名古屋市東区泉一 丁目11番 6号	じぶんスペース 名古屋市中区伊勢 山一丁目 1番 4号	就労継続支援 A型	2316101506	令和 5年 2月 1日
ダブルエース株式 会社 名古屋市中区丸の 内二丁目20番25号	就労移行支援事業 所コレッド 名古屋市中区丸の 内二丁目17番 3号	就労移行支援	2316101514	令和 5年 2月 1日
株式会社UNIQUE 名古屋市名東区梅 森坂西一丁目 801 番地の61	ケアステーション ONE 名古屋市天白区元 八事五丁目 110番 地	居宅介護 重度訪問介護	2316401708	令和 5年 2月 1日
株式会社リーベン 名古屋市北区若葉 通 1丁目13番地	ヘルパーステーシ ョンしあわせ 名古屋市北区楠味 鋤三丁目 154番地 の 1	居宅介護 重度訪問介護	2317301923	令和 5年 2月 1日
合同会社DIA 名古屋市千種区宮 根台二丁目12番 3 号	ONE GAME 名古屋名東 名古屋市名東区高 針二丁目2405番地	就労継続支援 B型	2318001779	令和 5年 2月 1日
有限会社オールパ ーパス 名古屋市中村区塩 池町 1丁目 2番15 号	どーなつつ 名古屋市南区豊田 五丁目13番48号一 1	就労継続支援 B型	2318101330	令和 5年 2月 1日

Heaven Gates株式会社 名古屋市緑区鳴子町 2丁目 115番地	Heaven Gates Life Support 名古屋市緑区鳴子町 2丁目 115番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501760	令和 5年 2月 1日
株式会社松柏苑 名古屋市緑区有松 1808番地	松柏苑 名古屋市緑区有松 1808番地	生活介護	2318501778	令和 5年 2月 1日
株式会社LINKTH 名古屋市北区池花町 224番地の 1	ひまわりの丘 名古屋市天白区植田西一丁目 804番地	共同生活援助	2326400310	令和 5年 2月 1日
株式会社伊藤電気工業 名古屋市中村区稲上町 3丁目84番地	グループホームわおん 名古屋市北区西味簗五丁目 914番地の 1	共同生活援助	2327300311	令和 5年 2月 1日
株式会社TKJ 名古屋市緑区鳴海町字山下52番地の 4	グループホームアルブル 名古屋市緑区鳴海町字山下52番地の 4	共同生活援助	2328500232	令和 5年 2月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第76号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 2月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人リンク 名古屋市守山区大 永寺町56番地の 1	相談支援事業所り んく 名古屋市守山区大 永寺町56番地の 1	特定相談支援	2337600338	令和 5年 2月 1日
		障害児相談支 援	2377600354	
一般社団法人凜 名古屋市名東区高 間町 137番地	相談支援センター えん 名古屋市守山区小 六町17番12号	一般相談支援 特定相談支援	2337600346	令和 5年 2月 1日
		障害児相談支 援	2377600362	
一般社団法人 f o r t i n a 名古屋市北区丸新 町 486番地	f o r t i n a n a 名古屋市守山区深 沢一丁目1922番地	一般相談支援 特定相談支援	2337600353	令和 5年 2月 1日
		障害児相談支 援	2377600339	
一般社団法人つな	相談支援事業所つ	一般相談支援	2338000264	令和 5年

ごや	なごや	特定相談支援		2月 1日
名古屋市名東区平 和が丘四丁目 243 番地	名古屋市名東区平 和が丘四丁目 243 番地	障害児相談支 援	2378000265	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第77号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 2月13日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
特定非営利活動法 人まちかどサポー トセンター 名古屋市港区浜一 丁目 3番16号	まちかどのいえ 名古屋市港区正保 町 8丁目55番地の 1	共同生活援助	2321200038	令和 5年 1月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第78号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第6条の4第1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
小寺 利宗	まごころ弁当 緑中央店	名古屋市緑区桃 山一丁目57番地 C号	令和 5年 1月 1日	生活援助型配食サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第79号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の6の規定に基づき、次のように指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

令和 5年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
社会福祉法人 なごや平和福 祉会	食事サービス 事業へいわ	名古屋市中区平 和二丁目 2番36 号	令和 5年 1月 4日	生活援助型配食サ ービス
小野 眞治	まごころ弁当 天白名東店	名古屋市昭和区 駒形町 1丁目37 番地	令和 5年 1月12日	生活援助型配食サ ービス
内村 永子	デリコム名古 屋緑店	名古屋市緑区境 松 1丁目 417番 地	令和 5年 1月13日	生活援助型配食サ ービス
西内 謙作	配食のふれ愛 緑店	名古屋市天白区 境根町78番地	令和 5年 1月24日	生活援助型配食サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第80号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 形質変更時要届出区域に指定する土地

名古屋市南区丹後通 5丁目 1番30の一部、 1番36の一部及び 1番40の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン

トリクロロエチレン

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第81号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第4項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第136号により指定した措置管理区域の一部を次のとおり解除します。

なお、同告示により指定した措置管理区域は、令和3年名古屋市告示第589号及び本告示により、その全てを解除します。

令和5年2月15日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 指定を解除する区域
名古屋市守山区大字中志段味字蟹原127番17の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第82号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 5年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

令和 5年 4月 1日（土）から同月 9日（日）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第83号

名古屋市東谷山フルーツパークの休所日の開所について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第9条第3項の規定に基づき、次のとおり休所日に開所します。

令和5年2月15日

名古屋市長 河村 たかし

開所する日

令和5年4月3日（月）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第84号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第 186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

令和 5年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

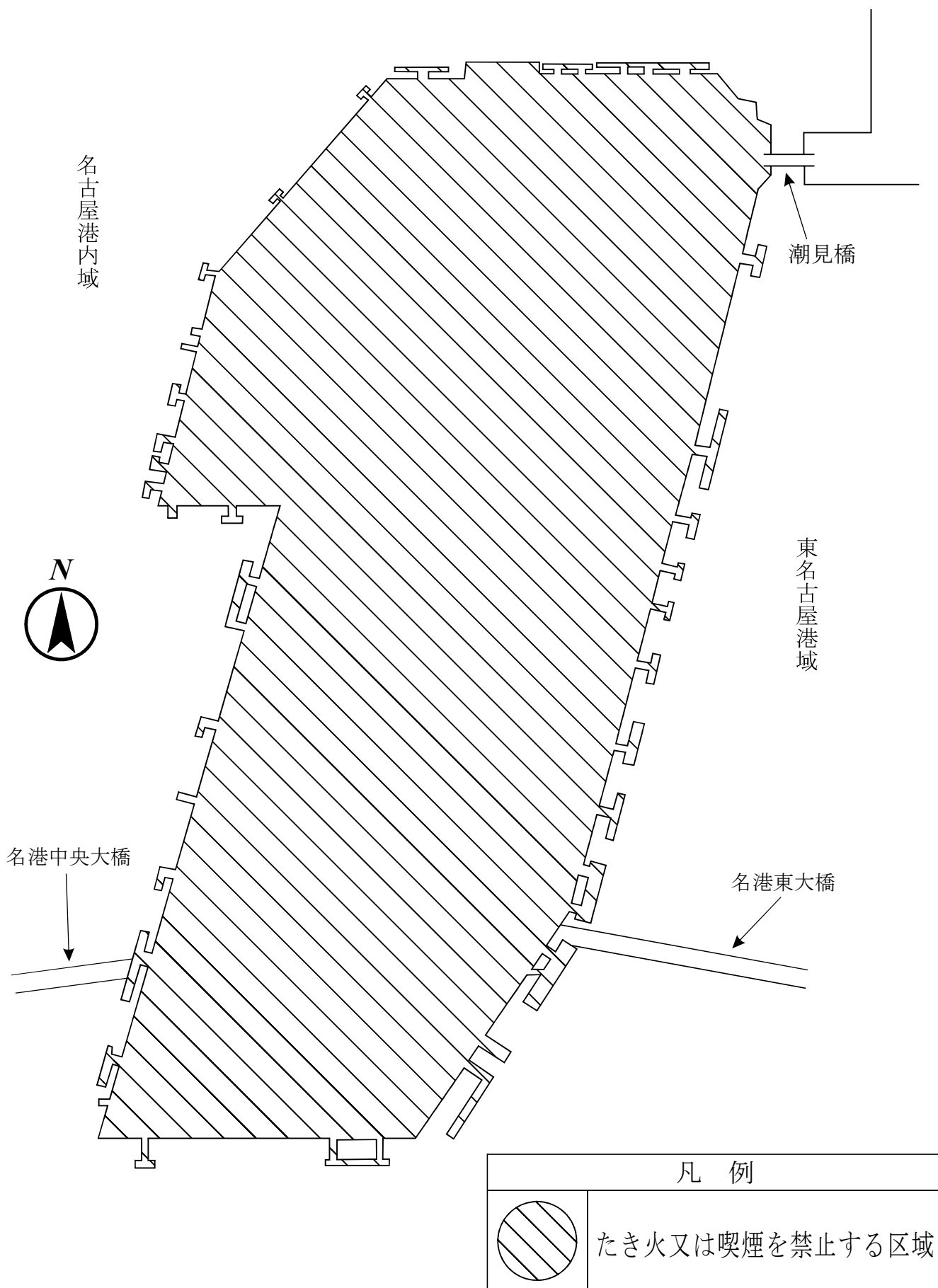
別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

令和 5年 3月 1日から令和 6年 2月29日まで

名古屋市消防局予防部規制課

港区潮見町全域



名古屋市告示第85号

瑞穂土木事務所長の職務代理について

名古屋市土木事務所処務規程（昭和28年名古屋市達第14号）第4条第3項の規定により、令和5年2月18日から瑞穂土木事務所副所長中村ユリが瑞穂土木事務所長の職務を代理します。

なお、瑞穂土木事務所長職務代理者が使用する公印は、公印規則（昭和37年名古屋市規則第9号）別表に規定する公所長印とします。

令和5年2月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局総務課

名古屋市告示第86号

名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 5年 2月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市明願土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区定納山二丁目 202番地
- 3 設立認可の年月日
平成22年 2月 4日
- 4 変更認可の年月日
令和 5年 2月17日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第87号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2項において準用する同法第21条第 6項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において、午前 8時45分から午後 5時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

令和 5年 2月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市港区川園一丁目17番地
- 3 設立認可の年月日
平成20年 2月15日
- 4 変更認可の年月日
令和 5年 2月17日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市上下水道局告示第6号

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業センター及び同部営業所の名称、位置及び所管区域（令和3年名古屋市上下水道局告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年2月17日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1項の表に次のように加える。

名古屋市上下水道局 西部営業センター	中川区富川町2丁目1番地	熱田区 中川区 港区 南区
-----------------------	--------------	------------------

第2項の表名古屋市上下水道局中川営業所の項及び名古屋市上下水道局港営業所の項を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和 5 年監査公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 5 年 2 月 17 日

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

健康福祉局健康部動物愛護センター

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の健康福祉局健康部動物愛護センターで処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 4年 9月13日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者

からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、1日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、令和4年8月以降、補助簿に記載された金券類等の払出し状況を1日ごとに取りまとめてシステムに入力することなく、最長で金券類等の払出し後20日間にわたりシステムへの入力を行っていないかった。

名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

(2) 毒物及び劇物の適正な管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の取扱いについては、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）及び厚生労働省からの通知等により盗難、紛失防止のために必要な措置を講じることが義務付けられている。また、これまでの監査において毒劇物の不適正な取扱いについて再三にわたり指摘されていることを受け、健康福祉局は「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」

（30健環第677号）を通知し、毒劇物を取り扱う施設において毒物劇物危害防止規定を定めること、盗難・紛失防止措置として、頑丈な保管庫に、その他のものと区別して保管、施錠すること、保管庫の鍵の管理者を選任し、鍵の管理簿を備えること、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を備え、日常的に使用量及び残量を確認することなどを指導している。

毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 保管庫の鍵の管理について

保管庫の定期的な点検のため保管庫の鍵を使用したものの、鍵の管理簿への記録がされていない事例が散見された。

イ 在庫管理について

令和 4年 9月 6日に行った保管庫の定期的な点検において、管理簿の在庫量と現物の在庫量とが一致しているとしていたにもかかわらず、実査日（令和 4年 9月13日）時点において、劇物であるホルマリン及びキシレンについて、管理簿の在庫量と現物の在庫量との間に差が生じていた。

この点について動物愛護センターに確認したところ、令和 4年 8月にホルマリン及びキシレンを使用した際の管理簿への記録漏れによるとのことであったが、このことにより令和 4年 9月 6日の点検が適正に行われていなかったこととなる。

管理簿により毒劇物の受払いを適正に管理していない場合、毒劇物の盗難や紛失が発生しても認識できず重大な事故につながる危険性があることを十分認識し、毒物劇物危害防止規定等に基づき、毒劇物の管理を適正に行われたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 4年 7月28日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

緑政土木局名東土木事務所

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の緑政土木局名東土木事務所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 4年 8月 4日（実査日）までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

なお、監査対象の名東土木事務所において、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置が講じられたため、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 公印の使用手続について（行政運営事務）

現金出納員事務取扱要項によると、現金出納員印の使用管守等については、公印規則によるものとするとしてされており、公印規則では、公印を使用しようとする者は、原議及び施行すべき文書を提出して管守者の承認を得た後に公印使

用記録簿（以下「記録簿」という。）に必要事項を記載し、公印を押印しなければならないとされている。

現金出納員印の使用に係る手続について調査したところ、領収書に現金出納員印を押印するための記録簿が以前から作成されていなかった。

公印は、公務上作成された文書の真正性を明らかにするものであり、その使用管守等は厳正確実に行わなければならないものであることから、その必要性を十分に認識した上で、公印規則に基づき、記録簿を作成するとともに、現金出納員印の使用に際しては記録簿への記載を適正に行われたい。

なお、名東土木事務所においては、記録簿を作成し、現金出納員印の使用に際して記録簿への記載を行うよう事務手続を改めるとともに、現金出納員印の使用に係る適正な手続について所属内で周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

区役所の事務について、次表の課を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 名	実 査 日
熱田区	民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和 4年 9月 6日
守山区	民生子ども課、福祉課、保険年金課、志段味支所区民福祉課	令和 4年 9月28日、 9月29日
天白区	民生子ども課、福祉課、保険年金課	令和 4年 8月25日

第3 監査の着眼点

現金・金券類等の出納保管事務は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から実査日までに執行された現金・金券類等の出納保管に関する事務などについて、実査及び書類等突合などを試査により実施した。なお、監査の実施を実査当日に通知する抜き打ちの手法を用いて行った。

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 指摘

(1) 前渡金出納簿への登載及び符合確認について（支出事務）

名古屋市会計規則等によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合のうえ、その都度前渡金出納簿に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月 1 回以上、前渡金出納簿と現在金との符合を確認することとされている。

また、前渡金出納簿への登載及び毎月 1 回以上の符合確認については、財務会計総合システム（以下「システム」という。）に入力する方法により行うこととされている。

前渡金出納簿への登載及び符合確認の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 前渡金出納簿への登載について、前渡金の支払いの都度速やかに行わず、後日まとめて行っていた。（天白区民生子ども課、天白区福祉課）

イ 前渡金の出納があったにもかかわらず、令和 4 年 4 月分以降、毎月 1 回以上の符合確認が行われていなかった。（天白区福祉課）

名古屋市会計規則等に基づき、前渡金出納簿への登載及び毎月 1 回以上の符合確認を適正に行われたい。

(2) 前渡金の精算について（支出事務）

名古屋市会計規則等によると、前渡金受領者は、用務終了後10日以内に精算書を作成し、事業主管課の長に提出することとされている。

前渡金の精算の状況について調査したところ、実査日（令和 4 年 8 月 25 日）時点において未精算であったものが散見されたが、この中には最も古いもので用務終了日が令和 4 年 4 月のものがあつた。また、精算が行われていたものについても、用務終了後 2 か月近く経過後に精算が行われているものが見受けられた。

名古屋市会計規則等に基づき、前渡金の精算を厳正に行われたい。

（天白区福祉課）

(3) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合のうえ受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、システムに入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、払出しの都度決裁を行うとともに 1 日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 補助簿による金券類等の管理について、払出しの都度決裁を行っていなかった。また、システムへの入力も 1 日ごとに行うことなく、最長で金券類等の払出し後30日間にわたり行っていなかった。（志段味支所区民福祉課）

イ 現金書留用封筒96枚が、金券類等出納簿に登載されていなかった。
（天白区民生子ども課）

名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。

(4) 緊急援護資金の管理について（行政運営事務）

区民生子ども課及び支所区民福祉課では、生活保護申請者等に対し、緊急的に援護が必要な場合に、区社会福祉協議会からの資金提供を受け、緊急援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付け又は支給を行っている。

援護資金の貸付け又は支給を行ったときは、各区社会福祉協議会緊急援護事業実施要綱及び各区緊急援護事業実施要領に基づき、緊急援護資金出納簿（以下「出納簿」という。）に記載のうえ、査察指導員（保護係長、保護・子ども係長又は主査（生活保護担当））による確認を受けるとともに、貸付けの場合は個人別の出納簿にも記載することとされている。

また、区民生子ども課長及び支所区民福祉課長は、毎月 1 回以上援護資金の執行状況及び残高について出納簿等の帳簿を確認するとともに、帳簿と現金を

照合することとされている。

援護資金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 個人別の出納簿が作成されていなかった。

(志段味支所区民福祉課、天白区民生子ども課)

イ 日々の出納の際には、下書き用の出納簿に記載し、月に一度清書のうえ、査察指導員による確認をまとめて受けており、日々の受払い及び残高の確認が行われていなかった。また、生活保護申請者等から援護資金の返還を受けた際の下書き用の出納簿への記載が漏れていたことにより、援護資金の残高との間に差異が生じていた。

(天白区民生子ども課)

ウ 毎月 1 回以上の支所区民福祉課長による帳簿と現金との照合確認が行われていなかった。

(志段味支所区民福祉課)

上記の事例のうち天白区におけるア及びイ前段の事例については、平成29年9月11日に公表した区役所に対する監査結果においても、同区に対して同様の指摘をしたところである。

紛失や横領等が発生するリスクの高い事務であることを十分に認識し、各区緊急援護事業実施要領に基づき、援護資金の管理を厳正に行われたい。

(5) 重度障害者福祉タクシー利用券等の管理について（行政運営事務）

区福祉課では、重度障害者に対して、交付申請に基づき、重度障害者福祉タクシー利用券又は重度身体障害者リフト付タクシー利用券（以下「タクシー利用券」という。）を交付している。

タクシー利用券を交付する際には、名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱に基づき、タクシー利用券の受払いの状況を重度障害者福祉タクシー利用券受払簿（以下「タクシー利用券受払簿」という。）に記録することとされている。

タクシー利用券の管理状況について調査したところ、タクシー利用券受払簿の残数の記載が誤っていたことにより、現物の残数との間に差異が生じているものがあつた。

名古屋市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱に基づき、タクシー利用

券の管理を適正に行われたい。

(守山区福祉課)

(6) 福祉特別乗車券の管理について（行政運営事務）

支所区民福祉課では、障害者等に対して、交付申請に基づき、福祉特別乗車券を交付している。

福祉特別乗車券を交付する際には、名古屋市障害者等福祉特別乗車券要綱に基づき、福祉特別乗車券の受払いの状況を福祉特別乗車券受払簿（以下「受払簿」という。）に記録することとされている。

福祉特別乗車券の管理状況について調査したところ、福祉特別乗車券が納品された際の受払簿への受入記録が誤っていたことにより、現物の残数との間に差異が生じていた。

名古屋市障害者等福祉特別乗車券要綱に基づき、福祉特別乗車券の管理を適正に行われたい。

(志段味支所区民福祉課)

第6 意見

事務処理の執行に対する組織的な管理の徹底等について

今年度の区役所に対する抜き打ちの手法による監査は、昨年度までと同様に、紛失や横領等が発生するリスクが高く、過去の監査においても指摘が繰り返されている、現金・金券類等の出納保管事務などに着眼し実施した。今回の監査では、重大な事務処理誤りは見受けられなかったものの、過去の監査における指摘事項と同様の事例が守山区及び天白区において見受けられた。

これらの指摘事項は、事務処理の執行について、組織的なチェックの仕組みが機能していないことから発生したと考えられる。また、帳簿を作成していたものの、実際には在庫管理が適正に行われていなかったことに表れているように、事務処理の目的を意識できていないことが、組織的なチェックの仕組みが機能しない原因となっている。

このような状況が常態化すると、重大な事務処理誤りが生じるおそれがあることから、各区においては、個々の事務処理の目的を職員一人ひとりに浸透させ、事務処理の執行について、内部統制制度の有効な活用を含めて組織的なチェック、管理を徹底するよう努められたい。

また、区役所では各区で共通する事務を行っており、上記の取組を推進するに当たり、他区の指摘事項に対する措置状況や内部統制の取組内容について参考にすることは非常に有益であると考えられる。各区においては、他区の事例について積極的に情報収集を行い、他区と連携して事務処理の是正及び改善に向けた取組や実効性のある内部統制の運用に向けた取組を推進されたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋まちづくり公社

（事務所所在地：中区丸の内二丁目 1番36号）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 市の借入金の償還は計画的に行われているか
- 4 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 3年度（令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）に執行された公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「まちづくり公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、まちづくり公社に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、まちづくり公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体であるまちづくり公社は、昭和36年 7月にその前身

である財団法人名古屋市開発公社として設立された。その後、昭和48年 4月に財団法人名古屋都市整備公社に名称変更し、昭和61年 4月には財団法人名古屋市駐車場公社と、平成14年 4月には財団法人名古屋土地区画整理協会と統合し、平成22年 4月には財団法人名古屋都市センターと合併している。さらに、まちづくり公社は平成24年 4月に公益法人制度に基づく公益財団法人へ移行するとともに、現在の名称に変更し、現在に至っている。

まちづくり公社の基本財産は10億 1,000万円であり、全額本市の出えんである。

主な事業内容は、①まちづくりに関する調査及び研究、情報の収集及び提供並びに人材の育成及び交流に関する事業、②都市機能を有する施設の建設等による地域拠点の活性化に関する事業、③用地の取得及び売却その他の土地区画整理事業の促進及び支援によるまちづくりに関する事業、④歴史的建造物の保存及び活用の推進に関する事業等の公益目的事業、⑤不動産貸付等に関する事業の収益事業である。

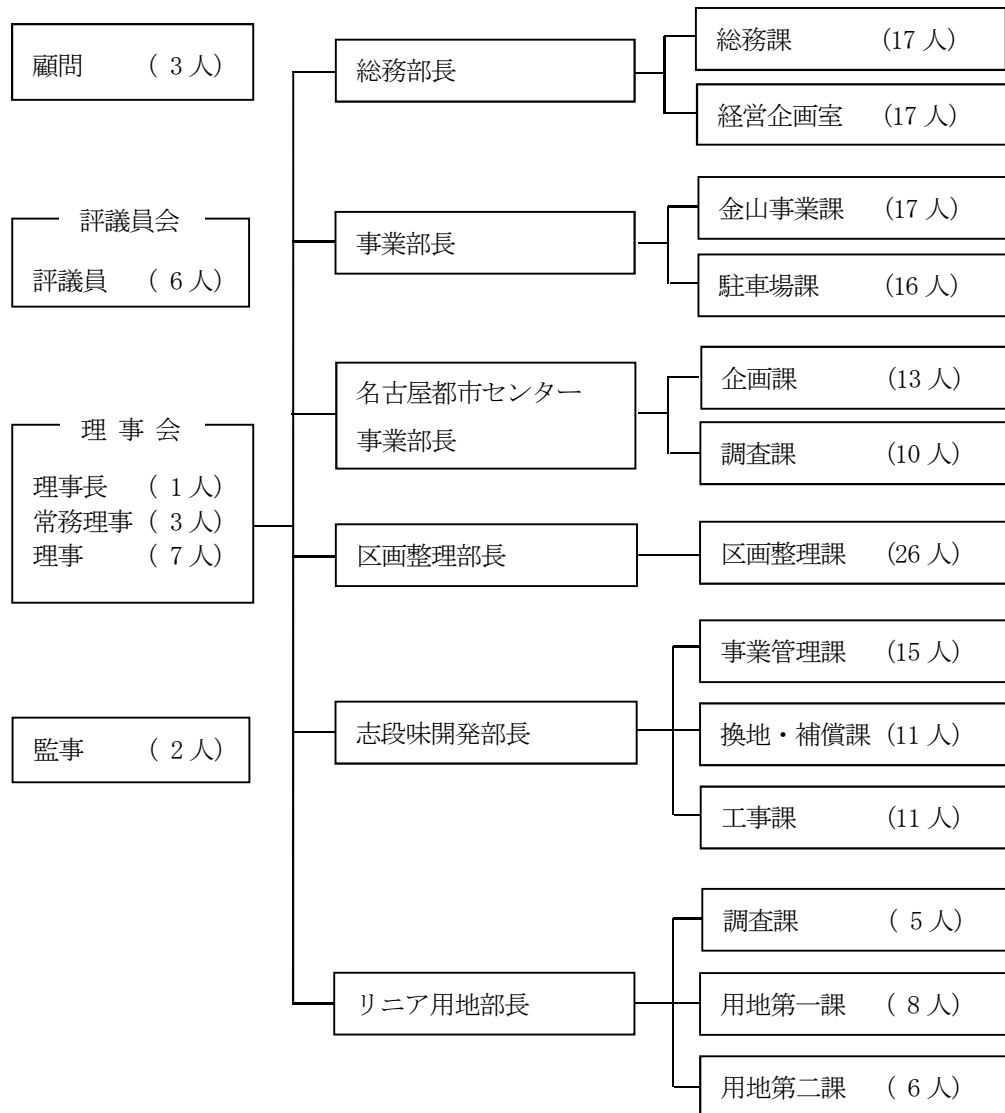
これらの事業を運営するため、顧問、評議員会、理事会及び監事が置かれており、職員数は 178人（嘱託員52人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

また、令和 3年度において、本市はまちづくり公社に対して、名古屋都市センター事業及び組合土地区画整理事業等に対する補助金として 1億 4,702万円を交付しているほか、本市からまちづくり公社に貸し付けた、金山駅南駐車場建設資金貸付金の残高が11億 3,336万円となっている。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

(令和 4年 3月31日現在)



2 事業状況

(1) 公益目的事業

ア まちづくりに関する調査及び研究、情報の収集及び提供並びに人材の育成及び交流に関する事業

名古屋のまちづくりや都市計画行政の新たな課題を先取りし、その解決の糸口を提示するため、学識者、行政等とともに幅広い視点から調査及び研究を実施し、基礎データの収集や課題の分析及び助言等を行っている。

また、市民のまちづくりに対する関心を高めるとともに、理解を深めるため、まちづくり広場（まちづくりに関する常設・企画展示コーナー）やまち

づくりライブラリー（まちづくりに特化した専門図書館）の運営を行うとともに、機関誌「アーバン・アドバンス」及び広報紙「ニューズレター」の発行、Webサイト「まちづくり資料総合案内」による情報提供を行っている。

その他、市民のまちづくりへの関心を喚起し、人材を育成し、交流の機会を設けるとともに、地域のまちづくりに取り組む担い手を育てることを目的として、市民を対象としたまちづくり講演会や養成講座等を開催している。

イ 都市機能を有する施設の建設等による地域拠点の活性化に関する事業

地域拠点の活性化を図る事業として、美術館棟、名古屋都市センター、ホテル及び金山駅南駐車場（収容台数 368台）から構成される金山南ビルを建設し、美術館棟及び都市センター部分を本市に譲渡し、ホテル床の賃貸業務、駐車場の管理運営及びビル共用部の管理業務を行っている。

また、金山総合駅北口の本市所有地に広場と商業施設が一体となったアスナル金山及びアスナル金山駐車場を建設し、その管理運営を行っている。さらに、本市からの委託を受け金山総合駅連絡通路橋の維持管理業務を行っている。

加えて、金山地区において名古屋市や地域と連携したまちづくりを推進するため、「金山地区まちづくりビジョン」を策定するとともに、名古屋市より都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人の指定を令和 4年 3月に受けたところである。

ウ 用地の取得及び売却その他の土地区画整理事業の促進及び支援によるまちづくりに関する事業

名古屋市が施行する土地区画整理事業について、事業の円滑な推進に必要な移転促進用地の取得及び処分を行っている。

また、土地区画整理組合の行う土地区画整理事業を促進・支援するため、令和 3年度は 4組合から運営事務を受託し、一般事務や換地設計、工事等の設計、監理や補償業務などを行っている。

エ 歴史的建造物の保存及び活用の推進に関する事業

景観法（平成16年法律第 110号）に基づき、本市から良好な景観の形成に関する業務を行う団体である景観整備機構に指定され、本市の歴史的遺産である旧春田鉄次郎邸や旧豊田佐助邸の保存・活用業務を行っているほか、市所有の国登録有形文化財である旧加藤商会ビルを本市から借り受け、建物保全に努めるとともに店舗として活用している。

(2) 収益事業

不動産貸付等に関する事業

まちづくり公社が所有するNUP伏見ビル及びNUP・フジサワ丸の内ビルを事務所又は店舗として賃貸している。また、まちづくり公社の保有土地等を活用して直営駐車場を経営している。これらの事業の経営状況の推移は表 1のとおりである。

表 1 主な収益事業の経営状況の推移

区 分		令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
事務所 ビ ル	入 居 率	100%	100%	100%
	入居面積	6,630㎡	6,630㎡	6,630㎡
	収入金額	260百万円	260百万円	280百万円
月 極 駐 車 場	利 用 率	88.2%	87.1%	87.7%
	収容台数	2,485台	2,477台	2,465台
	収入金額	271百万円	265百万円	271百万円

3 決算状況

令和 2年度及び令和 3年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、表 2及び表 3のとおりである。

表 2 比較正味財産増減計算書

令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
 令和 3年度 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	4,961	5,245	△ 284	94.6
特定資産運用益	6,155	6,319	△ 163	97.4
受取会費	1,945	1,945	—	100
事業収益	4,801,258	4,668,386	132,872	102.8
受取補助金等	164,195	190,194	△ 25,999	86.3
受取寄付金	7,719	4,676	3,042	165.1
雑収益	43,795	117,371	△ 73,576	37.3
経常収益計	5,030,029	4,994,138	35,891	100.7
(2) 経常費用				
事業費	4,686,022	4,813,779	△ 127,757	97.3
管理費	18,911	18,609	302	101.6
経常費用計	4,704,934	4,832,388	△ 127,454	97.4
評価損益等調整前当期経常増減額	325,095	161,750	163,345	201.0
評価損益等計	△ 17,825	△ 3,688	△ 14,137	483.3
当期経常増減額	307,270	158,062	149,208	194.4
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	25,731	—	25,731	皆増
経常外収益計	25,731	—	25,731	皆増
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	14,974	11,352	3,621	131.9
雑損失	—	12,348	△ 12,348	皆減
経常外費用計	14,974	23,700	△ 8,726	63.2
当期経常外増減額	10,756	△ 23,700	34,457	—
税引前当期一般正味財産増減額	318,027	134,361	183,665	236.7
法人税、住民税及び事業税	30,848	24,741	6,107	124.7
当期一般正味財産増減額	287,178	109,620	177,558	262.0
一般正味財産期首残高	10,547,071	10,437,451	109,620	101.1
一般正味財産期末残高	10,834,250	10,547,071	287,178	102.7
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金	6,494	409	6,084	1,585.0
受取寄付金	10,102	10,500	△ 397	96.2
一般正味財産への振替額	△ 31,389	△ 25,838	△ 5,550	121.5
当期指定正味財産増減額	△ 14,791	△ 14,928	136	99.1
指定正味財産期首残高	1,446,384	1,461,312	△ 14,928	99.0
指定正味財産期末残高	1,431,592	1,446,384	△ 14,791	99.0
III 正味財産期末残高	12,265,842	11,993,456	272,386	102.3

表 3 比較貸借対照表

令和 2年度 令和 3年 3月31日現在
 令和 3年度 令和 4年 3月31日現在

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	879,660	305,891	573,768	287.6
未収入金	838,835	510,494	328,340	164.3
未収消費税	—	73,336	△ 73,336	皆減
有価証券	76,829	306,384	△ 229,555	25.1
前払費用	9,653	31,640	△ 21,987	30.5
土地	1,552,847	1,555,370	△ 2,523	99.8
その他流動資産	116,292	7,953	108,339	1,462.2
流動資産合計	3,474,119	2,791,073	683,045	124.5
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	10,000	10,000	—	100
投資有価証券	1,000,000	1,000,000	—	100
基本財産合計	1,010,000	1,010,000	—	100
(2) 特定資産				
建物	1,302,545	1,374,632	△ 72,087	94.8
建物附属設備	10,838	8,863	1,974	122.3
器具備品	5,007	7,246	△ 2,238	69.1
少額有形固定資産	310	1,108	△ 798	28.0
無形固定資産	—	29	△ 29	皆減
退職給付引当資産	283,544	268,275	15,268	105.7
諸準備積立資産	1,442,460	1,598,000	△ 155,540	90.3
修繕積立資産	382,245	334,760	47,484	114.2
建物撤去費用積立資金	441,061	342,272	98,789	128.9
修繕費用積立資金	2,795,592	2,605,186	190,406	107.3
計画修繕資産取得資金	1,137,765	1,122,609	15,155	101.4
施設整備等積立金	41,788	41,788	—	100
なごや歴史まちづくり基金	200	4,269	△ 4,068	4.7
まちづくり基金	138,790	138,789	0	100.0
中川運河再生資金	20,594	18,051	2,542	114.1
特定資産合計	8,002,744	7,865,885	136,859	101.7
(3) その他固定資産				
土地	470,855	524,968	△ 54,113	89.7
建物	3,586,563	3,464,877	121,685	103.5
建物附属設備	773,495	823,866	△ 50,371	93.9
構築物	105,451	121,262	△ 15,810	87.0
機械装置	25,747	32,737	△ 6,989	78.6
器具備品	47,774	60,130	△ 12,356	79.5
少額有形固定資産	2,540	2,853	△ 312	89.1
リース資産	1,868	7,809	△ 5,940	23.9
建設仮勘定	—	66,468	△ 66,468	皆減

科目	令和 3年度	令和 2年度	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
電話加入権	3,436	3,436	—	100
無形固定資産	23,378	31,443	△ 8,065	74.4
差入敷金・保証金	39,690	47,190	△ 7,500	84.1
営業保証金	10,000	10,000	—	100
その他の資産	8,098	8,098	—	100
その他固定資産合計	5,098,900	5,205,142	△ 106,242	98.0
固定資産合計	14,111,644	14,081,027	30,617	100.2
資産合計	17,585,763	16,872,101	713,662	104.2
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
未払費用	946,808	513,538	433,269	184.4
未払消費税等	121,090	—	121,090	皆増
未払法人税等	30,848	24,741	6,107	124.7
前受金	161,921	156,485	5,435	103.5
賞与引当金	55,808	73,040	△ 17,232	76.4
預り金	89,181	118,665	△ 29,483	75.2
1年以内返済予定の長期借入金	406,529	544,829	△ 138,300	74.6
リース資産債務	1,868	5,940	△ 4,071	31.5
その他の流動負債	4,525	5,402	△ 876	83.8
流動負債合計	1,818,582	1,442,642	375,939	126.1
2. 固定負債				
長期借入金	1,032,931	1,439,460	△ 406,529	71.8
受入敷金・保証金	1,228,885	1,216,257	12,627	101.0
退職給付引当金	283,544	268,275	15,268	105.7
リース債務	—	1,868	△ 1,868	皆減
資産除去債務	955,976	510,139	445,837	187.4
固定負債合計	3,501,338	3,436,001	65,336	101.9
負債合計	5,319,921	4,878,644	441,276	109.0
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
名古屋市出えん金	1,010,000	1,010,000	—	100
寄付金	27,036	24,686	2,349	109.5
補助金	394,556	407,560	△ 13,004	96.8
受贈資産	0	262	△ 262	0.0
拠出金	—	3,875	△ 3,875	皆減
指定正味財産合計	1,431,592	1,446,384	△ 14,791	99.0
(うち基本財産への充当額)	(1,010,000)	(1,010,000)	(—)	(100)
(うち特定資産への充当額)	(421,592)	(436,384)	(△ 14,791)	(96.6)
2. 一般正味財産	10,834,250	10,547,071	287,178	102.7
(うち基本財産への充当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(7,297,607)	(7,161,225)	(136,382)	(101.9)
正味財産合計	12,265,842	11,993,456	272,386	102.3
負債及び正味財産合計	17,585,763	16,872,101	713,662	104.2

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

所管局においては、まちづくり公社に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1 労使協定に基づく時間外労働の上限の超過について（その他事務）

まちづくり公社では、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき締結している労使協定において、特別な理由がある場合には1か月につき80時間まで法定労働時間を超える時間外労働をさせることができる旨を定めている。

令和3年度の時間外労働の実績を確認したところ、労使協定で定める上限を超過している職員が1名見受けられた。

平成31年2月19日に公表したまちづくり公社に対する監査結果においても、労使協定に基づく時間外労働の上限を超過している職員が散見されとの指摘がなされているところである。

まちづくり公社においては、一定の改善が見られているものの、特定の職員に業務を偏らせないよう業務の配分を見直すなど、日々の勤怠や時間外労働の管理を徹底されたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

若宮大通駐車場株式会社

（事務所所在地：中区大須三丁目 6番10号先）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 経営健全化に向けた取組は適切に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として第31期（令和 3年 2月 1日から令和 4年 1月31日まで）に執行された若宮大通駐車場株式会社（以下「若宮駐車場」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、若宮駐車場に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、若宮駐車場に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である若宮駐車場は、若宮大通周辺区域の駐車場不足に対応して、地元商店街等の活性化及び道路交通の円滑化を図るため、若宮大

通の地下に駐車場（以下「若宮パーク」という。）を建設し、その管理運営を図る目的で平成 3年 6月に設立され、平成 6年 4月に開業した。その後、平成14年の無償減資、平成15年の増資を経て、資本金は10億 6,300万円となっており、そのうち本市の出資額は 6億 200万円である。

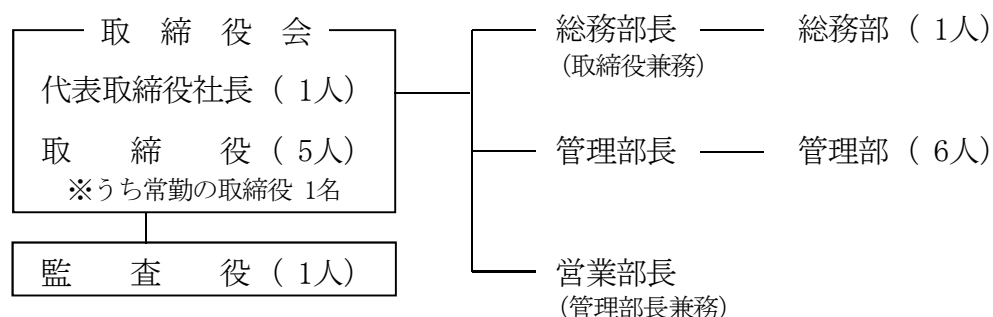
主な事業内容は、若宮パークの経営である。

この事業を運営するため、取締役会 6人及び監査役 1人が置かれており、従業員数は嘱託員 8人（取締役が兼務する総務部長を除く。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和 4年 1月31日現在）



2 事業状況

若宮パークの総利用台数及び料金収入状況の推移は表 1のとおりである。

表 1 総利用台数及び料金収入状況の推移

第29期 平成31年 2月 1日～令和 2年 1月31日

第30期 令和 2年 2月 1日～令和 3年 1月31日

第31期 令和 3年 2月 1日～令和 4年 1月31日

区 分	第29期	第30期	第31期
収 容 台 数	450台	450台	450台
総利用台数	151,426台	113,028台	128,778台
料 金 収 入 (税込) (A)	210,552千円	167,998千円	186,434千円
年 間 最 大 料 金 収 入 (理論値) (B)	2,234,088千円	2,292,624千円	2,286,360千円
利 用 率 (A/B×100)	9.4%	7.3%	8.2%

(注) 年間最大料金収入（理論値）は、収容台数の全てが、営業日数の全日において昼間料金30分あたり 290円（消費税率改定前の令和元年 9月までは 280円）で利用された場合の料金収入である。

3 決算状況

第30期及び第31期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、表 2及び表 3のとおりである。

表 2 比較損益計算書

第30期 令和 2年 2月 1日～令和 3年 1月31日

第31期 令和 3年 2月 1日～令和 4年 1月31日

科目	第31期	第30期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
売上高	181,093	155,211	25,882	116.7
販売費及び一般管理費	176,243	188,306	△ 12,063	93.6
営業利益	4,850	△ 33,094	37,945	—
営業外収益	1,040	1,114	△ 74	93.3
受取利息	0	0	0	203.4
雑収入	1,039	1,113	△ 74	93.3
営業外費用	14,180	14,435	△ 254	98.2
支払利息	14,180	14,423	△ 243	98.3
雑損失	0	11	△ 10	4.4
経常利益	△ 8,290	△ 46,415	38,125	17.9
税引前当期純利益	△ 8,290	△ 46,415	38,125	17.9
法人税、住民税及び事業税	977	977	—	100
法人税等調整額	—	1,947	△ 1,947	皆減
当期純利益	△ 9,267	△ 49,339	40,072	18.8

表 3 比較貸借対照表

第30期 令和 3年 1月31日現在
 第31期 令和 4年 1月31日現在

科目	第31期	第30期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	119,838	93,186	26,652	128.6
売掛金	1,042	1,045	△ 3	99.7
未収入金	78	41	36	189.7
貯蔵品	150	377	△ 227	39.7
前払費用	1,198	124	1,074	962.2
その他	0	213	△ 212	0.3
流動資産合計	122,308	94,989	27,319	128.8
固定資産				
有形固定資産				
建物	2,719,146	2,771,538	△ 52,392	98.1
構築物	8,002	8,806	△ 803	90.9
機械装置	2,496	3,060	△ 563	81.6
什器備品	4,123	398	3,725	1,036.0
リース資産	18,353	22,929	△ 4,575	80.0
有形固定資産合計	2,752,122	2,806,731	△ 54,609	98.1
無形固定資産				
電話加入権	150	150	—	100
無形固定資産合計	150	150	—	100
投資その他の資産				
積立保証金	4,720	4,654	65	101.4
投資その他の資産合計	4,720	4,654	65	101.4
固定資産合計	2,756,993	2,811,536	△ 54,543	98.1
資産合計	2,879,301	2,906,525	△ 27,223	99.1
負債の部				
流動負債				
短期借入金	949,435	956,992	△ 7,557	99.2
1年以内返済予定の 長期借入金	1,085,993	1,094,637	△ 8,644	99.2

科目	第31期	第30期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
1年以内返済予定のリース債務	4,941	4,941	—	100
未払金	7,114	8,081	△ 966	88.0
未払法人税等	4,118	2,688	1,430	153.2
未払消費税等	4,403	2,227	2,175	197.7
預り金	370	361	9	102.5
前受金	1,650	1,113	536	148.2
流動負債合計	2,058,026	2,071,042	△ 13,015	99.4
固定負債				
リース債務	14,880	19,821	△ 4,941	75.1
固定負債合計	14,880	19,821	△ 4,941	75.1
負債合計	2,072,906	2,090,863	△ 17,956	99.1
純資産の部				
株主資本				
資本金	1,063,000	1,063,000	—	100
利益剰余金				
繰越利益剰余金	△ 256,605	△ 247,337	△ 9,267	103.7
利益剰余金合計	△ 256,605	△ 247,337	△ 9,267	103.7
株主資本合計	806,394	815,662	△ 9,267	98.9
純資産合計	806,394	815,662	△ 9,267	98.9
負債及び純資産合計	2,879,301	2,906,525	△ 27,223	99.1

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 意見

経営健全化方針に基づく若宮駐車場への指導・監督等について

若宮駐車場については、平成31年 2月に経営健全化方針を策定し、経営健全化に向けた取組を行っているところである。若宮駐車場の経営状況については、顧客サービスの実施、近隣の店舗及びマンション等に対する営業活動による収益向上に取り組むなど、不断の経営努力により第27期及び第28期は純利益を計上したものの、第29期以降は、新型コロナウイルス感染症等の影響により純損失を計上している（表 4を参照）。純損失の計上が続くと、本市の出資金についても毀損する可能性がある。

所管局である住宅都市局においては、経営健全化方針に基づき、経営改善に向けた若宮駐車場の取組が着実に実施されるよう進捗状況を継続的に把握し、必要な指導・監督を行われたい。

また、若宮パークの直上に名古屋高速道路の栄出口が設置されることが予定されており、今後、その建設工事に伴い若宮パークの利用に一部制限が生じるなど、事業運営への影響が懸念される。所管局である住宅都市局においては、若宮駐車場の経営に与える影響を考慮し、適切な調整を行われたい。

表 4 若宮駐車場の当期純利益及び繰越利益剰余金等の推移

	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	平成29年 2月 1日～平成30年 1月31日	平成30年 2月 1日～平成31年 1月31日	平成31年 2月 1日～令和 2年 1月31日	令和 2年 2月 1日～令和 3年 1月31日	令和 3年 2月 1日～令和 4年 1月31日
区 分	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
純利益	4	4	△ 19	△ 49	△ 9
資本金	1,063	1,063	1,063	1,063	1,063
繰越利益剰余金	△ 183	△ 178	△ 197	△ 247	△ 256
純資産合計	879	884	865	815	806

(注) 純利益以外の指標は各期の末日時点の数値である。また、百万円未満の端数を切り捨てた。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

栄公園振興株式会社

（事務所所在地：東区東桜一丁目11番 1号）

住宅都市局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組は十分に行われているか
- 3 公の施設の管理に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 7月15日から令和 5年 1月26日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として第28期（令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで）に執行された栄公園振興株式会社（以下「栄公園振興」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、栄公園振興に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、栄公園振興に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

なお、監査にあたっては、監査法人に業務の一部を委託した。

第5 団体の概要等

1 団体の概要

住宅都市局所管の出資団体である栄公園振興は、栄公園地区（広場ゾーン）の整備及び管理運営を目的として、平成 6年 9月に設立された。

栄公園振興の資本金は15億円であり、そのうち本市の出資額は 7億 8,750万円である。

主な事業内容は、①公園施設の企画、設計、施工及び管理並びに地方公共団体から委託を受けた施設の管理、②地方公共団体から委託を受けた交通施設及び建物の管理、③不動産の賃貸借、経営委託及び管理、④催事の企画及び運営である。

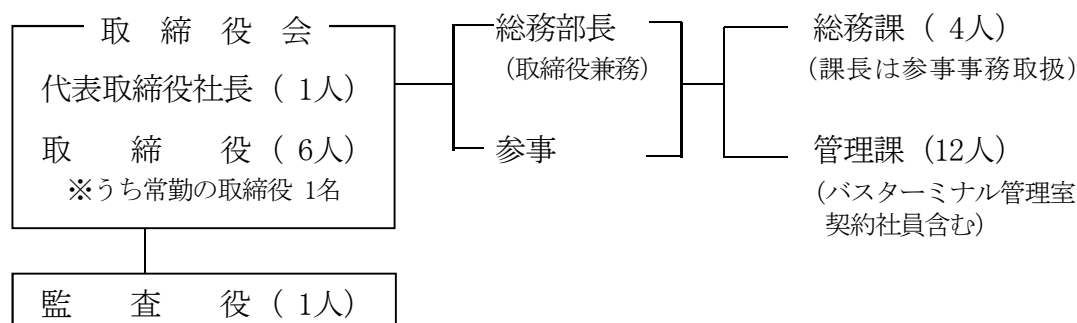
これらの事業を運営するため、取締役会及び監査役が置かれており、従業員数は17人（取締役が兼務する総務部長を除く。嘱託員 7人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和 3年度において、本市は栄公園振興に対して、公の施設である久屋大通公園の公園施設の一部及び名古屋市栄バスターミナルの指定管理料として 1億 8,022万円を支出している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和 4年 3月31日現在）



2 事業状況

(1) 不動産の賃貸及び管理

オアシス21の地下店舗を賃貸しており、各期末の賃貸店舗数の推移は表 1のとおりである。

表 1 賃貸店舗数（各期末）の推移

第26期 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日
 第27期 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
 第28期 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

区分	第26期	第27期	第28期
物販	12店	13店	13店
サービス	3店	1店	2店
飲食	15店	14店	15店
計	30店	28店	30店
入居率	100%	93.3%	100%

(注) 入居率：賃貸区画数／総区画数

(2) 催事の企画

地下の「銀河の広場」では、施設の特徴を最大限に活かしたスポーツ、音楽、娯楽等のイベントを開催し、都心の賑わいの創出を図っている。各期のイベント開催日数等の推移は、表 2のとおりである。

表 2 イベント開催日数等の推移

第26期 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日
 第27期 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
 第28期 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

区分	第26期	第27期	第28期
開催日数	236日	122日	156日
利用率	64.5%	33.4%	42.7%

(注) 利用率：開催日数／暦日数

3 決算状況

第27期及び第28期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、表 3及び表 4のとおりである。

表 3 比較損益計算書

第27期 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日

第28期 令和 3年 4月 1日～令和 4年 3月31日

科目	第28期	第27期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
売上高	749,302	691,597	57,705	108.3
売上原価	621,566	664,892	△ 43,326	93.5
売上総利益	127,735	26,704	101,031	478.3
販売費及び一般管理費	91,137	87,956	3,180	103.6
営業利益	36,598	△ 61,252	97,850	—
営業外収益	29,071	1,491	27,580	1,949.1
有価証券利息	1,253	1,379	△ 125	90.9
雑収入	27,817	111	27,706	24,884.9
営業外費用	3,592	34,399	△ 30,807	10.4
雑損失	3,592	34,399	△ 30,807	10.4
経常利益	62,078	△ 94,160	156,238	—
特別損失	8,226	—	8,226	皆増
固定資産除却損	8,226	—	8,226	皆増
税引前当期純利益	53,851	△ 94,160	148,011	—
法人税、住民税及び事業税	10,507	977	9,529	1,075.4
法人税等調整額	6,882	△ 28,795	35,678	—
当期純利益	36,461	△ 66,342	102,803	—

表 4 比較貸借対照表

第27期 令和 3年 3月31日現在

第28期 令和 4年 3月31日現在

科目	第28期	第27期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	782,470	672,514	109,956	116.4
営業未収入金	32,679	53,265	△ 20,586	61.4
有価証券	300,000	300,000	—	100
立替金	336,398	162,852	173,545	206.6
前払費用	2,628	2,506	122	104.9
未収還付法人税等	—	9,677	△ 9,677	皆減
未収還付消費税等	—	11,859	△ 11,859	皆減
その他	371	371	—	100
流動資産合計	1,454,548	1,213,047	241,500	119.9
固定資産				
有形固定資産				
建物	925,236	916,364	8,872	101.0
構築物	397	483	△ 86	82.2
機械装置	752	987	△ 235	76.2
器具備品	17,344	17,647	△ 303	98.3
建設仮勘定	—	101	△ 101	皆減
有形固定資産合計	943,730	935,583	8,146	100.9
無形固定資産				
電話加入権	288	288	—	100
無形固定資産合計	288	288	—	100
投資その他の資産				
投資有価証券	200,000	200,000	—	100
長期前払費用	181,457	231,958	△ 50,501	78.2
長期未収入金	22,500	22,500	—	100
繰延税金資産	35,229	42,112	△ 6,882	83.7
貸倒引当金	△ 22,500	△ 22,500	—	100
投資その他の資産合計	416,687	474,071	△ 57,384	87.9
固定資産合計	1,360,705	1,409,942	△ 49,237	96.5
資産合計	2,815,253	2,622,990	192,263	107.3

科目	第28期	第27期	比較増△減	前年度対比
	千円	千円	千円	%
負債の部				
流動負債				
未払金	475,497	369,140	106,357	128.8
未払法人税等	15,643	—	15,643	皆増
未払消費税等	15,199	—	15,199	皆増
賞与引当金	5,924	5,625	299	105.3
その他	9,847	2,376	7,471	414.5
流動負債合計	522,113	377,142	144,970	138.4
固定負債				
長期預り敷金	302,329	292,882	9,447	103.2
退職給付引当金	32,256	28,759	3,496	112.2
その他	—	2,112	△ 2,112	皆減
固定負債合計	334,585	323,755	10,830	103.3
負債合計	856,699	700,897	155,801	122.2
純資産の部				
株主資本				
資本金	1,500,000	1,500,000	—	100
利益剰余金				
その他利益剰余金	458,554	422,092	36,461	108.6
繰越利益剰余金	458,554	422,092	36,461	108.6
利益剰余金合計	458,554	422,092	36,461	108.6
株主資本合計	1,958,554	1,922,092	36,461	101.9
純資産合計	1,958,554	1,922,092	36,461	101.9
負債及び純資産合計	2,815,253	2,622,990	192,263	107.3

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

令和 5 年外部監査公表第 1 号

外部監査人大橋正明から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の38第 3 項の規定により公表します。

令和 5 年 2 月15日

名古屋市監査委員	西 川 ひさし
同	山 田 昌 弘
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

令和 4年度
包括外部監査の結果報告書

防災に関する財務事務の執行

令和 5年 2月
包括外部監査人
公認会計士 大橋 正明

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次

第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象期間	2
5 外部監査の実施期間	2
6 包括外部監査人及び補助者	2
7 利害関係	2
第 2 名古屋市の現況	3
1 市の地形	3
2 市の気候	4
第 3 名古屋市の災害対策	5
1 市の主な災害対策の概要	5
2 名古屋市防災条例の制定	6
3 名古屋市地域強靱化計画の策定	6
4 名古屋市震災対策実施計画の策定	6
5 名古屋市風水害対策実施計画の策定	6
6 名古屋市災害対策実施計画の策定	7
第 4 監査の方法	10
1 主な監査視点	10
2 主な監査手続	10
3 監査の対象	10
第 5 監査の結果	20
1（事業No. 1）民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等事業	20
2（事業No. 6）民間施設における雨水流出抑制の促進事業	24
3（事業No. 7）水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成事業	26
4（事業No. 8）防災啓発媒体の更新事業	29
5（事業No. 10）自然災害に関する歴史的文献の公開事業	34
6（事業No. 11）要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援事業	40
7（事業No. 12）民間ブロック塀等の撤去等促進事業	45
8（事業No. 14）感震ブレーカーの設置促進事業	46
9（事業No. 17）帰宅困難者対策の推進事業	55
10（事業No. 20）地区防災カルテを活用した防災活動の推進事業	57
11（事業No. 25）市有施設におけるブロック塀等の撤去等事業	58
12（事業No. 26）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定事業	59

13	(事業No. 28) 防災協力農地登録制度の推進事業	61
14	(事業No. 29) 災害時の情報収集・伝達体制の充実事業	64
15	(事業No. 41) 非常用電源設備の機能強化事業	66
16	(事業No. 44) 動員・参集計画の運用・検証事業	67
17	(事業No. 60) 消防団の充実強化事業	72
18	(事業No. 65) 救急隊の増隊事業	78
19	(事業No. 66) 医療救護所等運営体制の充実事業	82
20	(事業No. 67) 災害救助用物資の備蓄事業	83
21	(事業No. 69) 緊急物資集配拠点運営体制の充実事業	87
22	(事業No. 71) 大規模小売業者等との協定締結の推進事業	90
23	(事業No. 72) 大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の開催事業	93
24	(事業No. 73) 指定避難所の給排水機能の確保事業	95
25	(事業No. 74) 指定避難所における良好な生活環境の確保事業	97
26	(事業No. 75) 指定避難所のトイレ改修事業	101
27	(事業No. 80) 応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備事業	102
28	(事業No. 81) 被災建築物応急危険度判定体制の強化事業	104
29	(事業No. 102) 排水ポンプ施設の改築事業	106
30	(事業No. 106) 農業用水路の改良事業	108
31	(事業No. 111) 公園樹の適正管理事業	110
32	(事業No. 113) 橋りょうの耐震対策事業	112
33	(事業No. 116) 電線類の地中化事業	114
34	(事業No. 122) 水道基幹施設の更新及び耐震化事業	115
35	(事業No. 123) 下水道基幹施設の改築及び耐震化事業	116
36	(事業No. 131) 港防災センターによる普及啓発事業	118
37	(事業No. 132) ライフライン途絶対策に関する周知啓発事業	124
38	(事業No. 137) 被災者の健康保持のための啓発事業	127
39	(事業No. 140) 児童・生徒への防災教育事業	131
40	(事業No. 142) 市民の防災意識を高める講座・事業	133
41	(事業No. 145、146) なごや市民総ぐるみ防災訓練事業及び総合水防訓練事業	136
42	(事業No. 148) 職員を対象とした防災研修・訓練事業	139
43	(事業No. 154) 災害ボランティアコーディネーター養成講座事業	143
44	(事業No. 155) 災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練事業	146
45	(事業No. 161) 災害時のこころの健康に関する研修事業	148
46	(事業No. 167) 防災に関する教員研修事業	150
47	(事業No. 173) 文化財の防災対策事業	151
48	(事業No. 174) 企業の本社機能等の誘致事業	154

49	(事業No. 176) ICT を活用した多様な災害対策の推進事業.....	156
50	(事業No. 181) 学校施設の整備事業	158
51	(事業No. 185) 社会福祉施設等の耐災害性強化対策事業.....	160
52	(事業No. 187) 水道基幹施設の耐水化事業	161
53	(事業No. 188) 下水道基幹施設の耐水化事業	163

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「防災に関する財務事務の執行」

3 事件を選定した理由

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震の発生、さらに近年では集中豪雨、台風被害等の自然災害が日本各地で発生し、以前よりも深刻な損害を被る機会も多い。それに対応して安全に対する意識は格段に高まっており、防災に対する備えがより一層必要である。

名古屋市においても、平成12年には東海豪雨が甚大な被害をもたらし、また南海トラフを震源とする大規模な地震の発生が懸念されており、甚大な被害が想定されている。

このような状況を受け、名古屋市においては、これまでに災害に強いまちづくりを推進するため「名古屋市防災条例」を制定し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定めた「名古屋市地域防災計画」、災害対策を総合的かつ計画的に推進するため「名古屋市災害対策実施計画」を策定するなど、防災に関する様々な取り組みを進めてきている。その取り組みの中では関係する部局が横断的多数に亘っていることから、防災に関する事務を適切に管理することは非常に重要となる。

また、名古屋市においては住民への「市政世論調査」を毎年行っており、市に特に力を入れて進めてほしい分野に関する質問がある。これによると「災害の防止」は近年継続して相対的に高い順位に位置付けられている。さらに過去の包括外部監査では、防災に関する事業は主テーマとして選定されていない。

以上の点を踏まえ、防災事業に関する財務事務の執行について、その合规性に加え、経済性、効率性、有効性の観点から検討することは、重要性、適時性の点から有用であると考えられる。そして関係する部局も多く、当該事業を対

象として監査を実施することは大きな意義があると判断し、市民の関心も高いと思われることから、監査テーマとして選定した。

4 外部監査の対象期間

原則として令和 3年度。

ただし、必要に応じて令和 2年度以前及び令和 4年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

自：令和 4年 6月 8日 至：令和 5年 2月 1日

6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

大橋 正明 (公認会計士)

(2) 補助者

内田 充幸 (公認会計士)

道家 秀幸 (公認会計士)

片山 真希 (公認会計士)

石黒 由紀 (公認会計士)

吉野 公美 (日本公認会計士協会準会員)

臼井 和樹 (日本公認会計士協会準会員)

小川 颯太 (日本公認会計士協会準会員)

柴山 健太郎 (日本公認会計士協会準会員)

7 利害関係

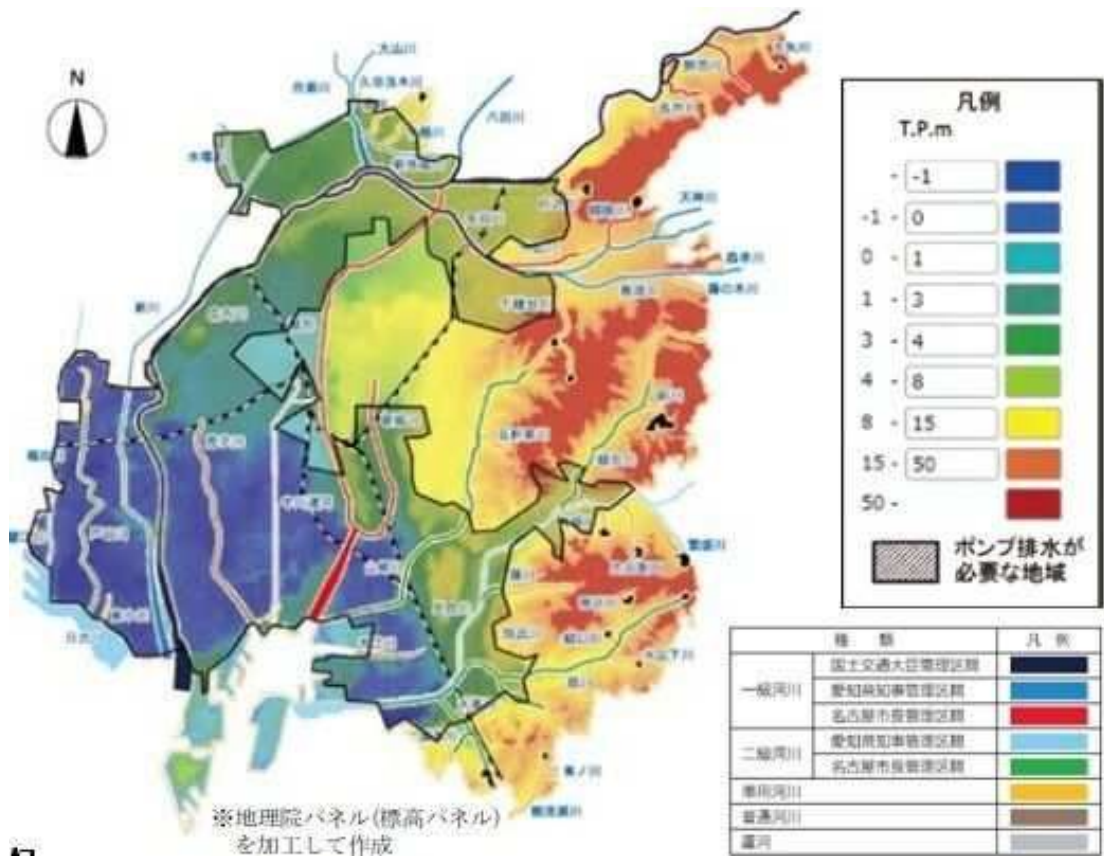
包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 名古屋市の現況

1 市の地形

市は濃尾平野の南東端にあり、丘陵地と沖積平野とが境を接する地域に位置している。中心部の名古屋城から熱田神宮の一帯にかけては、標高10～15メートルの熱田台地が広がり、その西側は主として庄内川の土砂によって形成された沖積平野が広がっている。南西部は、17世紀中ごろから干拓によって新田開発が進められたゼロメートル地帯と、明治以降に埋め立てられた臨海工業地帯となっている。

低地では、雨水を河川等へ自然に流すことができないため、雨水ポンプ所を設けて強制的に排水しており、こうした地域が市域の約50%を占めている。



(出典：名古屋市災害対策実施計画)

2 市の気候

市は、伊勢湾に面しているが、外洋から離れているため、黒潮の直接の影響をほとんど受けず、内陸性に近い気候となっている。このため、冬季は夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低く、逆に夏は暑さが厳しい。

伊勢湾周辺は全国的にみて雨量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より長くなっている。しかし、冬季は比較的雲が多く、愛知県内でも三河平野に比べて晴天の日が少なくなっている。降水量は太平洋側型になっており、月降水量の変化からみると、梅雨期の 6～ 7月と、台風や秋の長雨時期の 9月に、降水量のピークがみられる。

第 3 名古屋市の災害対策

1 市の主な災害対策の概要

これまでの市の主な災害対策は下表のとおりである。

年	主な災害	主な災害対策
1959 (S34)	伊勢湾台風	
1960 (S35)		名古屋市災害対策要綱の策定
1961 (S36)		災害対策基本法の制定 (国)
1963 (S38)		名古屋市地域防災計画の策定
1995 (H7)	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	
2000 (H12)	東海豪雨	
2002 (H14)		東海地震に係る防災対策強化地域に指定 (国)
2003 (H15)		東南海・南海地震防災対策推進地域に指定 (国)
2004 (H16)	平成16年新潟県中越地震	
2006 (H18)		名古屋市防災条例の制定
2007 (H19)	平成19年新潟県中越沖地震	
2008 (H20)	平成20年 8月末豪雨 (名古屋市)	
2011 (H23)	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	名古屋市震災対策基本方針の策定
2013 (H25)		国土強靱化基本法の制定 (国)
2014 (H26)	平成26年 8月豪雨 (広島市土砂災害)	南海トラフ地震防災対策推進地域に指定 (国) 名古屋市震災対策実施計画の策定
2015 (H27)	平成27年 9月関東・東北豪雨	防災危機管理局を新たに設置
2016 (H28)	平成28年熊本地震 平成28年台風第10号 (北海道・東北豪雨)	名古屋市地域強靱化計画の策定 名古屋市風水害対策実施計画の策定 名古屋市震災対策実施計画の改定
2017 (H29)	平成29年 7月九州北部豪雨	
2018 (H30)	大阪府北部の地震 平成30年 7月豪雨 (西日本豪雨) 北海道胆振東部地震	
2019 (R1)		名古屋市災害対策実施計画の策定

2 名古屋市防災条例の制定

名古屋市防災条例は、行政の防災対策だけではなく、市民や事業者、行政が手を携えて、災害に強いまち、誇りと愛着を持ち続けることのできるまち「名古屋」を作っていくため、2006年10月に制定された。

大規模災害による被害を減らすためには、自分で自分や家族を守るという「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念が念頭に置かれている。

3 名古屋市地域強靱化計画の策定

2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、国は大規模自然災害に備えた強靱な国づくりに向けて、「国土強靱化基本計画」を策定した。

これを踏まえ、市は国や愛知県、民間事業者などの関係者との連携のもと、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針として、2016年3月に策定（2020年改定）した。

4 名古屋市震災対策実施計画の策定

南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、東日本大震災の教訓を踏まえ、地震災害による被害を軽減するため、市が2014年度から2018年度までの5年間で実施すべき対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2014年10月に策定（2016年改定）した。

5 名古屋市風水害対策実施計画の策定

名古屋市地域強靱化計画を踏まえ、風水害による被害を軽減するため、市が2016年度から2018年度までの3年間で実施すべき対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、2016年10月に策定した。

6 名古屋市災害対策実施計画の策定

「名古屋市震災対策実施計画」及び「名古屋市風水害対策実施計画」の期間満了に伴い、社会情勢の変化、関係法令の改正、近年発生した災害により見えてきた課題など近年の潮流・課題を踏まえ、本市の災害対策を総合的かつ計画的に推進するため、「名古屋市災害対策実施計画」を2019年 3月に策定した。

また、指針である「名古屋市地域強靱化計画」が2020年に見直されたことを踏まえ、「名古屋市災害対策実施計画」に新たな事業を追記し、「名古屋市災害対策実施計画（追加版）」を2021年 3月に策定した。

(1) 計画策定における基本的な考え方

計画では、計画策定における基本的な考え方として、以下の姿をめざすこととしている。

めざす姿 1 災害による死者が発生しない

過去に発生した最大規模の災害に対しては、ハード・ソフト両面からの対策を推進するとともに、想定し得る最大規模の災害に対しては、適切な避難行動による「命を守る」ための対策を推進することで、「災害による死者が発生しない」ことをめざす。

めざす姿 2 迅速な災害対応により被害が拡大しない

防災拠点の機能確保、災害情報の迅速な把握、消火・救助体制の確保、医療機能の確保等により、「迅速な災害対応により被害が拡大しない」ことをめざす。

めざす姿 3 助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開される

食糧・飲料水等の確保、良好な生活環境の確保等により避難者の健康被害や関連死の防止を図るとともに、速やかな住まいの確保や企業の早期回復等を実現することで、「助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開される」ことをめざす。

また、上記のめざす姿を実現するため、本計画では、以下の 4つの取り組み方針のもと災害対策を推進している。

方針 1 地域防災力の向上 【市民・事業者等への支援】

想定し得る最大規模の災害が発生した場合などには、行政による対応には限界が生じ、市民や事業者等の役割が大変重要になる。そのため、自宅の耐震対策や生活物資等の家庭内備蓄の実施、災害リスクや避難場所等の把握、避難行動計画の作成など、市民や事業者等の連携による「地域防災力の向上」を図る施策を推進する。

方針 2 災害対応力の向上 【行政の体制強化】

災害時に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらに社会活動を早期に再開させるためには、行政の迅速かつ的確な対応が求められる。そのため、防災拠点の機能強化、受援体制の確立、物資等供給体制の充実、良好な生活環境の確保など「災害対応力の向上」を図る施策を推進する。

方針 3 災害に強い都市基盤の整備 【行政による都市機能の確保】

災害時にも一定の都市機能を確保できるよう整備することが、防災・減災の基本となる。そのため、河川整備、橋りょうの耐震化及び災害時における上下水道施設をはじめとしたライフラインの確保など「災害に強い都市基盤の整備」を図る施策を推進する。

方針 4 防災意識の向上 【市民・事業者・職員等への継続的な啓発及び訓練】

大規模災害による被害を軽減させるためには、地域の災害特性に応じた適切な避難行動を取るなど、必要な防災の知識を身に付けるとともに、平時からの備えや心構えが大切になる。そのため、防災意識を向上させるためのツールの作成、小中学校での防災教育、訓練・研修の実施など継続的な「防災意識の向上」を図る施策を推進する。

(2) 具体的な取り組みの概要

「名古屋市災害対策実施計画」及び「名古屋市災害対策実施計画（追加版）」上の具体的な取り組みとして実施する事業の概要は下表のとおりである。

方針		事業例	事業数
方針 1 地域防災力の向上	1-1 市民・事業者等の「命を守る」防災力の向上	民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等 など	16
	1-2 地域の災害対応体制の強化	都市再生安全確保計画等の作成・運用 など	5
	1-3 地域の生活再建力の向上	地区防災カルテを活用した防災活動の推進 など	8
方針 2 災害対応力の向上	2-1 「命を守る」避難対策の強化	最大規模の高潮・洪水を想定した避難行動の検討 など	14
	2-2 災害対応体制の強化	名古屋駅周辺地区の危機管理体制の充実強化 など	34
	2-3 避難生活・生活再建支援体制の強化	災害救助用物資の備蓄 など	24
方針 3 災害に強い都市基盤の整備	3-1 「命を守る」都市基盤の整備	市有建築物の耐震対策 など	28
	3-2 迅速な災害対応・被害の拡大防止を支える都市基盤の整備	橋りょうの耐震対策 など	9
	3-3 避難生活・生活再建を支える都市基盤の整備	水道基幹施設の更新及び耐震化 など	7
方針 4 防災意識の向上	4-1 防災意識向上に係る普及啓発・教育	「ぼうさいこくたい」開催に伴う啓発（2019年度）など	18
	4-2 防災意識向上に係る訓練・研修	なごや市民総ぐるみ防災訓練 など	26
合計			189

（出典：「名古屋市災害対策実施計画」及び「名古屋市災害対策実施計画（追加版）」より監査人作成）

第 4 監査の方法

1 主な監査視点

- (1) 防災に関する財務事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に執行されているか。
- (2) 防災に関する財務事務は、経済的・効率的・効果的に執行されているか。

2 主な監査手続

- (1) 関連資料の閲覧
- (2) 担当者への質問
- (3) 防災備蓄倉庫などの視察

3 監査の対象

令和 4年度の包括外部監査を実施するにあたり、「名古屋市災害対策実施計画」及び「名古屋市災害対策実施計画（追加版）」の具体的な取り組みとして実施する事業について、以下の抽出基準に基づき監査対象事業を抽出し、監査を実施した。

(1) 監査対象事業の抽出基準

「名古屋市災害対策実施計画」及び「名古屋市災害対策実施計画（追加版）」の具体的な取り組みとして実施する事業は、所管局が横断的にわたるため、所管する事業が10以上となる部局を抽出し、その部局の所管する事業はすべて監査対象とした。

(2) 抽出結果

上記の基準で所管局を抽出した結果、下表のとおりとなった。

部局と所管事業数

部局	所管事業数 ※ 1	対象の有無
会計室	3	
防災危機管理局	59	対象
市長室	1	
総務局	6	
財政局	6	
市民経済局 ※ 2	15	対象
観光文化交流局	6	
環境局	7	
健康福祉局	15	対象
子ども青少年局	7	
住宅都市局	26	対象
緑政土木局	32	対象
教育委員会事務局	12	対象
消防局	17	対象
上下水道局	19	対象
交通局	2	

※ 1 複数の所管局に関連する事業は、重複して事業数に含めているため、事業数合計 189とは整合しない。

※ 2 「名古屋市災害対策実施計画」を策定した令和元年度時点では市民経済局であったが、令和 2年度に「スポーツ市民局」と「経済局」とに分離している。

以上より、防災危機管理局、スポーツ市民局、経済局、健康福祉局、住宅都市局、緑政土木局、教育委員会事務局、消防局、上下水道局の所管する事業を監査の対象とした。

(3) 監査対象事業と指摘・意見

対象とした事業は以下の対象列で「○」となっている事業である。

事業 No.	事業名	部局	対 象	指 摘	意 見	参照
1	民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等	住都	○		2	P20
2	耐震相談員の派遣	住都	○			
3	地域ぐるみ耐震化促進支援事業	住都	○			
4	地下街の防災対策の推進	住都	○			
5	地域防災マネジメント事業（自助力向上の啓発・支援）	消防	○			
6	民間施設における雨水流出抑制の促進	上下、関係局	○		1	P24
7	水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成	防災、緑土、 上下、関係局	○		2	P26
8	防災啓発媒体の更新	防災	○		2	P29
9	地震災害危険度評価図情報の提供	住都	○			
10	自然災害に関する歴史的文献の公開	教育	○	1	4	P34
11	要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援	防災、健福、 関係局	○		1	P40
12	民間ブロック塀等の撤去等促進	健福、子青、 住都	○		1	P45
13	老朽木造住宅の除却等による木造住宅密集地域の減災対策	住都	○			
14	感震ブレーカーの設置促進	防災、関係局 区	○		2	P46
15	都市再生安全確保計画等の作成・運用	防災、住都	○			
16	民間再開発事業による帰宅困難者収容施設等の導入の促進	住都	○			
17	帰宅困難者対策の推進	防災	○		1	P55
18	地域防災マネジメント事業（自主防災組織の活動支援）	消防	○			
19	防災安心まちづくり事業の推進	消防	○			
20	地区防災カルテを活用した防災活動の推進	防災、消防、 区	○		1	P57
21	再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入促進	環境				
22	事業継続計画の策定支援事業	経済	○			
23	災害時の外国人支援体制の確保	観文				

24	最大規模の高潮・洪水を想定した避難行動の検討	防災、関係局 区	○			
25	市有施設におけるブロック塀等の撤去等	防災、関係局	○		1	P58
26	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	防災、関係局 区	○		1	P59
27	避難地として計画された公園の整備	緑土	○			
28	防災協力農地登録制度の推進	緑土	○	1	2	P61
29	災害時の情報収集・伝達体制の充実	防災、上下、 関係局	○		1	P64
30	局地的豪雨を踏まえた雨量計配置の見直し	防災、関係局	○			
31	避難勧告等発令体制の運用・検証	防災	○			
32	道路・河川等の防災情報の収集・提供	防災、緑土、 上下	○			
33	雨水排水情報システムの運用	上下	○			
34	環境放射線モニタリング等の実施	防災、環境、 関係局	○			
35	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応体制の構築	防災、関係局 区	○			
36	名古屋駅周辺地区の危機管理体制の充実強化	防災、関係局	○			
37	都市再生安全確保計画等の作成・運用＜再掲15＞	防災、住都	○			
38	久屋大通の再生	住都	○			
39	帰宅困難者対策の推進＜再掲17＞	防災	○			
40	防災拠点の機能確保	防災、関係局 区	○			
41	非常用電源設備の機能強化	ス市、消防、 区	○		1	P66
42	災害対策本部の機能強化	防災	○			
43	名古屋市業務継続計画（震災編）の改定・検証	防災	○			
44	動員・参集計画の運用・検証	防災、総務、 ス市、関係局 区	○	1		P67
45	業務継続における職員OBとの協力体制の運用	防災、総務	○			
46	災害時の広報・広聴対応の検証	防災、市長、 ス市、区	○			

47	防災関係機関との情報共有等による連携の強化	防災	○			
48	国及び自治体間の相互連携の推進	防災	○			
49	基幹となる広域防災拠点の整備検討	防災	○			
50	水防活動準備	緑土	○			
51	災害時の情報収集・伝達体制の充実<再掲29>	防災、上下、関係局	○			
52	道路被害情報の収集・提供	緑土	○			
53	道路・河川等の防災情報の収集・提供<再掲32>	防災、緑土、上下	○			
54	情報システムの早期復旧対策等	全局区	○			
55	無限消防水利の確保	消防	○			
56	大規模地震発生に備えた警防体制の充実	消防	○			
57	消防署等の整備	消防	○			
58	消防車両等の充実	消防	○			
59	消防活動資機材の整備	消防	○			
60	消防団の充実強化	消防	○	1	4	P72
61	総合防災情報システムの充実	消防	○			
62	関係活動機関との連絡会議の開催	消防	○			
63	災害拠点病院の医療機能の充実	総務				
64	医療関係者との連絡会議の開催	健福	○			
65	救急隊の増隊	消防	○		2	P78
66	医療救護所等運営体制の充実	健福	○		1	P82
67	災害救助用物資の備蓄	防災	○		3	P83
68	災害用トイレの充実	環境				
69	緊急物資集配拠点運営体制の充実	会計、防災、財政、ス市、経済、観文、健福、子青	○		1	P87
70	民間物流施設の活用及び資機材調達等に係る協定締結の推進	会計、財政、経済、観文、健福、子青	○			
71	大規模小売業者等との協定締結の推進	経済	○		3	P90
72	大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の開催	財政、経済、関係局	○		2	P93
73	指定避難所の給排水機能の確保	教育	○		1	P95
74	指定避難所における良好な生活環境の確保	防災、関係局区	○		1	P97
75	指定避難所のトイレ改修	ス市、教育	○		1	P101

76	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＜再掲26＞	防災、関係局 区	○			
77	防災拠点の機能確保＜再掲40＞	防災、関係局 区	○			
78	要配慮者の避難場所の充実	防災、健福、 区	○			
79	災害対策住民リストの整備	ス市	○			
80	応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備	住都	○		1	P102
81	被災建築物応急危険度判定体制の強化	防災、住都、 区	○		1	P104
82	被災宅地危険度判定体制の強化	住都	○			
83	長期湛水に対する復旧・復興体制の強化	防災、緑土、 上下	○			
84	街区の世界座標化の推進	緑土	○			
85	河川台帳の調製	緑土	○			
86	市有建築物の耐震対策	住都、関係局	○			
87	市営住宅の耐震対策	住都	○			
88	市有建築物の天井等落下防止対策	住都、関係局	○			
89	小中学校等における非構造部材の防災対策	教育	○			
90	金山総合駅連絡通路橋の耐震対策	住都	○			
91	地下鉄構造物の耐震対策	交通				
92	地下鉄施設の浸水対策	交通				
93	大規模盛土造成地の調査	住都	○			
94	市施行土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業の推進	住都	○			
95	アスベストの飛散防止	環境、関係局				
96	緊急雨水整備事業等による浸水対策	上下	○			
97	河川堤防の耐震対策・津波対策	緑土	○			
98	河川の整備	緑土	○			
99	河川・水路等の維持管理	緑土	○			
100	ため池の改良	緑土	○			
101	排水施設の耐震対策	緑土	○			
102	排水ポンプ施設の改築	上下	○		1	P106
103	ポンプ施設の更新・整備	緑土	○			
104	ポンプ施設の維持修繕及び運転管理	緑土	○			
105	排水路の改良・補修	緑土	○			
106	農業用水路の改良	緑土	○		2	P108
107	土地改良区の排水機場の長寿命化	緑土	○			

108	名古屋港の防災機能強化	住都	○			
109	集約連携型まちづくりの推進	住都	○			
110	公園内のがけ崩れ危険箇所対策	緑土	○			
111	公園樹の適正管理	緑土	○		1	P110
112	公共施設における雨水流出抑制の推進	上下、関係局	○			
113	橋りょうの耐震対策	緑土	○		1	P112
114	道路橋の維持・補修	緑土	○			
115	緊急輸送道路の整備	緑土	○			
116	電線類の地中化	緑土	○		1	P114
117	道路の維持補修	緑土	○			
118	横断歩道橋の耐震対策	緑土	○			
119	側溝の補修・改良及び側溝しゅんせつ等の実施	緑土	○			
120	街路樹の適正管理	緑土	○			
121	民間鉄道施設の耐震化の促進	住都	○			
122	水道基幹施設の更新及び耐震化	上下	○		1	P115
123	下水道基幹施設の改築及び耐震化	上下	○		1	P116
124	配水管の更新及び耐震化	上下	○			
125	下水管の改築及び耐震化	上下	○			
126	地盤沈下状況の把握	環境				
127	「ぼうさいこくたい」開催に伴う啓発（2019年度）	防災	○			
128	市民向け被災地支援講演会等	防災	○			
129	市民向け防災に関するイベント・訓練等による普及啓発	防災、区	○			
130	防災表彰	防災	○			
131	港防災センターによる普及啓発	防災	○		2	P118
132	ライフライン途絶対策に関する周知啓発	防災	○		1	P124
133	男女平等参画の視点から考える防災についての意識啓発	総務				
134	外国人防災啓発事業	観文				
135	災害時におけるお薬手帳の活用の啓発	健福	○			
136	名古屋市ペットの災害対策ガイドラインに基づく啓発の推進	健福	○			
137	被災者の健康保持のための啓発	健福	○		1	P127
138	保育所入所児童への防災教育	子青				
139	保育所入所児童の保護者への防災教育の推進	子青				
140	児童・生徒への防災教育	教育	○		1	P131

141	児童・生徒の保護者の防災意識の啓発	教育	○			
142	市民の防災意識を高める講座・事業	教育	○		1	133
143	雨水ます等の清掃の啓発	上下、関係局 区	○			
144	簡易水防工法の普及啓発	上下、関係局 区	○			
145	なごや市民総ぐるみ防災訓練	防災、区	○		1	P136
146	総合水防訓練	防災、区	○			
147	あいち・なごや強靱化共創センターと連携した研修	防災	○			
148	職員を対象とした防災研修・訓練	防災、各局	○		1	P139
149	職員向け被災地派遣職員報告会	防災	○			
150	職員の健康管理・メンタルヘルスにかかる教育・啓発	総務				
151	災害拠点病院における災害対応訓練	総務				
152	家屋被害調査研修	財政				
153	区本部運営等に係る訓練・研修	防災、区	○			
154	災害ボランティアコーディネーター養成講座	ス市	○		1	P143
155	災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練	ス市	○		1	P146
156	総合被災相談に係る訓練	ス市	○			
157	災害時の外国人支援に関する研修	観文				
158	災害廃棄物処理に係る訓練	環境				
159	医療救護所設置訓練	健福	○			
160	医療機関の情報収集及び提供に関する研修	健福	○			
161	災害時のこころの健康に関する研修	健福	○	1		P148
162	復興イメージトレーニング	住都	○			
163	避難所建物の応急対応防災訓練	住都	○			
164	土木事務所の防災体制の維持・強化に係る訓練	緑土	○			
165	緊急輸送道路等の応急対策実務に関する合同訓練	緑土	○			
166	関係活動機関との連携訓練	消防	○			
167	防災に関する教員研修	教育	○		1	P150
168	愛知県博物館協会の災害発生時における支援活動要領にもとづく災害対策訓練	教育	○			

169	緊急物資集配拠点運営訓練	会計、財政、 経済、観文、 健福、子青	○			
170	火災による死者を防止する対策の 推進	消防	○			
171	研究機関等と連携した防災体制の 検討調査	防災	○			
172	産官学連携による強靱化の推進	防災	○			
173	文化財の防災対策	教育	○		3	P151
174	企業の本社機能等の誘致	経済	○		2	P154
175	市民・事業者との協働による災害 時のエネルギー確保	環境				
176	ICTを活用した多様な災害対策の 推進	防災	○		1	P156
177	空家等対策の推進	ス市	○			
178	応援体制の構築に係る検討	防災	○			
179	被災者支援体制の整備	防災、財政、 ス市、関係局 区	○			
180	防災に係る人材育成	防災	○			
181	学校施設の整備	教育	○		1	P158
182	オープンスペース利用計画の運 用・検証	防災	○			
183	受援計画の運用・検証	防災	○			
184	災害救助に係る連絡調整	防災	○			
185	社会福祉施設等の耐災害性強化対 策	健福、子青	○		1	P160
186	市営住宅等の維持管理	住都	○			
187	水道基幹施設の耐水化	上下	○		1	P161
188	下水道基幹施設の耐水化	上下	○		2	P163
189	応急手当の普及啓発	消防	○			
合計				5	74	

※所管局については、以下の略称で記載

局名	略称	局名	略称
会計室	会計	健康福祉局	健福
防災危機管理局	防災	子ども青少年局	子青
市長室	市長	住宅都市局	住都
総務局	総務	緑政土木局	緑土
財政局	財政	教育委員会事務局	教育
スポーツ市民局	ス市	消防局	消防
経済局	経済	上下水道局	上下
観光文化交流局	観文	交通局	交通
環境局	環境	区役所	区

第 5 監査の結果

1 (事業No. 1) 民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等事業

○対象部局 住宅都市局 耐震化支援室

(1) 事業の概要

民間建築物の耐震化を促進するため、昭和56年 5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断や耐震改修助成、非木造住宅や民間建築物の耐震診断助成及び耐震改修助成等を実施するとともに、各種協議会と連携を図り、啓発活動を実施する。

(2) 各種助成について【意見】

ア 検出事項

当該事業に係る各助成件数の直近 3年間の推移は下表のとおりである。

過去 3年実績

助成内容		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	合計	平均
木造住宅耐震診断助成						
診断		1,029件	760件	1,167件	2,956件	985.3件
木造住宅耐震改修助成						
工事		121件	78件	92件	291件	97.0件
非木造住宅耐震診断助成						
診断		8件	11件	14件	33件	11.0件
非木造住宅耐震改修助成						
設計		2件	1件	0件	3件	1.0件
工事		3件	1件	1件	5件	1.7件
多数の者が利用する建築物耐震診断助成						
診断		3件	1件	2件	6件	2.0件
要緊急安全確認大規模建築物耐震改修助成						
設計		0件	0件	0件	0件	0件
工事		0件	0件	0件	0件	0件
除却		-	-	0件	0件	0件
要安全確認計画記載建築物耐震改修助成						
設計	沿道	3件	4件	2件	9件	3.0件
	防災拠点	0件	0件	0件	0件	0件
工事	沿道	3件	2件	3件	8件	2.7件
	防災拠点	0件	0件	0件	0件	0件
除却	沿道	-	-	6件	6件	2.0件
ブロック塀等撤去助成						
木密以外		304件	157件	175件	636件	212.0件
木密地域		9件	3件	32件	44件	14.7件
耐震シェルター等設置助成						
設置		8件	2件	3件	13件	4.3件

(出典：住宅都市局作成資料)

名古屋市建築物耐震改修促進計画2030においては、名古屋市の住宅における耐震化について令和12年度に 97%を達成することを目標としている。

イ 意見

前述のとおり、名古屋市の住宅における耐震化については、令和12年度時点で 97%と、非常に高い目標を設定している。一方で、民間建築物の耐震診断及び耐震改修助成等事業の中には、交付実績が低い事業や交付実績がない年度も見受けられる。

高い目標値を達成するためには、耐震改修だけに固執するのではなく、例えば、除却・建替えといった他の耐震化手法も幅広く促進することが望ましい。

(3) 耐震診断義務付け建築物の耐震化助成について【意見】

ア 検出事項

名古屋市建築物耐震改修促進計画2030によると、要安全確認計画記載建築物の令和 2年度末時点での耐震化率は防災拠点建築物 38%、耐震診断義務付け路線の沿道建築物 22%であり、全体で 23%に留まっている。

要安全確認計画記載建築物の耐震化の現状（令和 2年度末時点）

			耐震性 あり	耐震性 不十分	計	耐震化率
要安全確認計画記載建築物			84棟	287棟	371棟	23%
	防災拠点 建築物	災害拠点病院 など	5棟	8棟	13棟	38%
		指定避難所	耐震診断結果の報告期限は令和6年12月末日			
	耐震診断義務付け路線の 沿道建築物		79棟	279棟	358棟	22%

（出典：名古屋市建築物耐震改修促進計画2030）

また、要安全確認計画記載建築物に関する助成の直近 3年間の推移は下表のとおりであり、年間十件に満たない件数で推移している。

要安全確認計画記載建築物耐震改修助成 過去 3年実績

要安全確認計画記載建築物耐震改修助成						
助成内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	平均
設計	沿道	3件	4件	2件	9件	3.0件
	防災拠点	0件	0件	0件	0件	0件
工事	沿道	3件	2件	3件	8件	2.7件
	防災拠点	0件	0件	0件	0件	0件
除却	沿道	－	－	6件	6件	2.0件

（出典：住宅都市局作成資料）

イ 意見

名古屋市建築物耐震改修促進計画2030においては、耐震診断義務付け対象建築物のうち、特に現状の耐震化率の低い沿道建築物について、令和12年度までの目標を「耐震化率 60%」としている。この目標値を達成するには平均して年間10数件以上の対応が必要となることから、特に名古屋市として積極的に促進していくことが望ましい。

令和 3年度より開始した除却に関する助成制度については反響が大きいということからも、これらの助成制度に関し着実な予算取りとその執行が重要であると考ええる。

2（事業No. 6）民間施設における雨水流出抑制の促進事業

○対象部局 上下水道局 下水道計画課

(1) 事業の概要

都市化が進み、地表がコンクリートやアスファルトなどで覆われると、雨は浸み込む場所を失う。そのため、大雨が降ると、雨のほとんどが直接下水道や河川に流れ出てしまい、浸水被害が増大することになる。

そこで市は、降った雨を地中に浸み込ませたり、貯めたりすることで、下水道や河川に流れ出る雨の量を減らし、浸水への安全度を向上させるため、雨水流出抑制を推進している。この事業の目的をより一層推進するため、雨水流出抑制施設である、浸透雨水ます及び雨水タンクの設置に対して、助成金を交付している。

当助成制度は令和 4年度より開始された制度であり、どれだけの申請があるかが見込めないことから、同様の制度を先行して実施している他都市の実績を参考に、助成対象予算の件数を浸透雨水ます 100基、雨水タンク 50基と設定している。

(2) 設定された目標値について【意見】

ア 検出事項

当助成制度では、市民に雨水流出抑制施設の設置を促すことにより、抑制されることが期待される雨水流出抑制量の目標値を設定していない。

イ 意見

市の財源を用いて助成を行う以上、助成制度を行ったことによる効果は定量的に明示し、管理することが重要となる。当助成制度の場合は、助成による雨水流出抑制施設の設置が、どれだけ雨水流出の抑制に貢献したと期待されるかについて、定量的に評価したうえで、目標値に照らして十分かどうかを管理することが重要である。

しかし、当助成制度では期待される雨水流出抑制量の目標値を設定していないため、目標値を設定することが望ましい。

なお、雨水流出抑制施設は、設置者の点検及び清掃が不十分だと、その機能が十分に発揮されず、期待する雨水流出抑制量とならないおそれもある。そのため、期待される雨水流出抑制量の算定には、設置者が十分に点検及び清掃を行わないリスクも加味することが望ましい。併せて、助成金交付の際には、設置後の維持管理の重要性についても周知することが望ましい。

3（事業No. 7）水防法改正等に伴うハザードマップの見直し・作成事業

○対象部局 防災危機管理局 危機管理企画室

(1) 事業の概要

市は、想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮等を前提とした浸水想定区域や避難行動等を周知するため、ハザードマップの見直し・作成を行い、市民に周知している。

近年、全国各地で災害が激甚化・頻発化していることから、水防法が改正され、想定し得る最大規模の浸水想定をもとに風水害（洪水、内水氾濫、高潮）のハザードマップを作成することが規定された。

名古屋市では、水防法改正に伴う想定し得る最大規模の風水害（洪水、内水氾濫、高潮）に加え、地震、津波などすべての災害を対象とした新しいハザードマップと防災情報や日ごろからの備えなどを掲載した防災ガイドブックを一つにまとめた「なごやハザードマップ防災ガイドブック」の作成を進めており、令和 5年 3月に全戸配布を予定している。

新しいハザードマップの配布までに時間を要するため、いち早い情報提供として浸水想定が大きく変わる風水害（洪水、内水氾濫、高潮）のハザードマップを、「広報なごや」特集号として令和 4年 3月に全戸配布した。

ハザードマップ—市民への周知・配布について

日程	内 容
令和 4年 3月	■ 「風水害ハザードマップ」の全戸配布 ■ 市公式ウェブサイトへの掲載
令和 4年 6月	■ 「なごやハザードマップ防災ガイドブック」の市公式ウェブサイト掲載
令和 5年 3月	■ 「なごやハザードマップ防災ガイドブック」全戸配布

（出典：防災危機管理局作成資料）

(2) 事業所等へのハザードマップ配布について【意見】

ア 検出事項

令和 4年 3月に行った「風水害ハザードマップ」の全戸配布は、「広報なごや」の特集号として配布したため、「広報なごや」が配布されている事業所等には配布されていることになる。

ここで、そもそも「広報なごや」は配布の要望がない事業所等には配布されていない。そのため、「広報なごや」の特集号として配布した「風水害ハザードマップ」が、配布されていない事業所等も存在する。

なお、名古屋市ホームページからハザードマップを確認することもできるため、「広報なごや」が配布されていない事業所等は名古屋市ホームページから確認することが想定されている。他にも、報道発表（市長会見等）や SNS、各新聞会社を介した広報、愛知県を介した不動産業界への周知、ポスターの作成、また市政出前トーク等様々な機会を捉えて周知・啓発を実施している。

イ 意見

全戸配布したハザードマップについて、「広報なごや」が配布されていない事業所等については検出事項に記載のとおり、様々な機会を捉えて周知・啓発がなされているが、その対象は事業所等に特化したものではない。

このことから、例えば商工会議所等を介した周知・啓発を行うなど、すべての事業所等がハザードマップを確認できるように、様々な機会を捉えて、周知・啓発をより積極的に実施していくことが望ましい。

(3) 教育委員会経由のハザードマップ配布について【意見】

ア 検出事項

各学校へのハザードマップの配布については、教育委員会を經由して配布を行う運用となっている。そのため、ハザードマップが教育委員会に渡った後の教育委員会から各学校への配布状況について、防災危機管理局としては記録、管理を行っていない。

イ 意見

防災危機管理局の事業としてハザードマップの配布を行っていることから、ハザードマップが教育委員会に渡った後の教育委員会から各学校への配布状況について可能な限り管理状況を報告してもらい、ハザードマップの配布がなされていない学校についてはハザードマップの配布を促すことが望ましい。

4（事業No. 8）防災啓発媒体の更新事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

市は、地域住民が自主的に防災対策に取り組み、発災時の最適な避難行動に備えるため、啓発媒体である「各種ハザードマップ」や「ナゴヤ避難ガイド」及び「アプリ」を作成し、定期的に更新している。

「名古屋市防災アプリ」は、名古屋市の地震災害や洪水災害等の防災情報や、災害時等に公共交通機関が止まってしまった場合に徒歩で帰宅する際の帰宅支援情報を、スマートフォンやタブレット端末で確認できるアプリである。

現在位置周辺の被害想定や避難所情報が、カメラで撮影した実写の映像に合成して表示され、視覚的にその施設等がある方向や距離を把握することができる。



※津波浸水深等を3Dシミュレーションで分かりやすく表現します。



※市内の河川の浸水予測や、河川水位等の水防情報をリアルタイムで見ることができます。



※徒歩帰宅支援ステーションや避難施設等の場所が表示され、帰宅困難時にも活用できます。



※地図データ（国土地理院地図）を、事前にキャッシュとしてダウンロードしておくと、通信途絶時にも地図が利用できます。

（出典：名古屋市ホームページ）

(2) 「名古屋市防災アプリ」のインストール数について【意見】

ア 検出事項

「名古屋市防災アプリ」のインストール数は以下の表のとおりである。

「名古屋市防災アプリ」インストール数

(単位：件)

	平成30年 3月31日	平成31年 3月31日	令和 2年 3月31日	令和 3年 3月31日	令和 4年 3月31日
インストール 数※1	60,171	70,954	80,837	95,336	104,614

(出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※1 「名古屋市防災アプリ」インストール数は 3月31日時点

これに関して、市は、インストール数の目標値を定めていない。

なお、市民のスマートフォン所有者数を名古屋市の人口×スマートフォンの普及率とした場合、名古屋市民のスマートフォン所有者数に対する「名古屋市防災アプリ」インストール数の割合は下表のとおりである。

「名古屋市防災アプリ」インストール数に対する（名古屋市の人口×スマートフォンの普及率）の割合

	平成30年 4月 1日	平成31年 4月 1日	令和 2年 4月 1日	令和 3年 4月 1日	令和 4年 4月 1日
市人口（人） ※2	2,311,132	2,317,646	2,324,877	2,324,757	2,317,985
市人口×普及 率※3（人）	1,562,325	1,566,728	1,571,616	1,571,535	1,566,957
割合	3.9%	4.5%	5.1%	6.1%	6.7%

(出典：名古屋市ホームページ及び総務省ホームページより監査人作成)

※2 名古屋市の人口は 4月 1日時点

※3 スマートフォンの保有率は令和元年時点の 67.6%（出典：総務省「通信利用動向調査」）

イ 意見

令和 4年 3月31日時点の「名古屋市防災アプリ」のインストール数については、徐々に増加傾向にあるものの、市民のスマートフォン所有者数に対する割合としては約 6.7%にとどまっており、決して高い割合とは言えない。

災害時にアプリのインストールを行うことは混乱も相まって容易ではないと考えられることから、災害時に市民にアプリを活用してもらうためには、事前にダウンロードして操作に慣れておいてもらうことが重要になる。さらに、利用が増えることによって様々な意見が寄せられることも期待できる。そのため、スマートフォンの普及率を考慮してインストール数の目標値の設定を行うなど、当事業を評価していくとともに周知施策を徹底することが望ましい。

(3) 「名古屋市防災アプリ」の年間保守について【意見】

ア 検出事項

「名古屋市防災アプリ」のデータ更新は、毎年度の 1月末の情報に対して 3月末に、年 1回行われる。

なお、「名古屋市防災アプリ」にかかる費用は以下の表のとおりである。

「名古屋市防災アプリ」開発費

(単位：円)

当初	地震防災情報アプリ開発	4,725,000
追加	土砂災害警戒区域等レイヤ追加等	918,000
	オフライン（キャッシュ）機能追加等	702,000
	水防情報／帰宅支援情報アプリ開発	4,892,400
	データダウンロード機能追加等	669,600
	帰宅支援情報／県内徒歩帰宅支援ステーション追加	378,000
	多言語化（英語・中国語を追加）	999,000
合計		13,284,000

(出典：防災危機管理局作成資料)

「名古屋市防災アプリ」ランニングコスト

(単位：円)

年間保守	1,375,000
------	-----------

(出典：防災危機管理局作成資料)

イ 意見

災害は発生時期の予測が困難であることから、情報の適時性を重視するならばデータ更新は随時行うことが望ましい。費用面を考慮し、年 1 回のデータ更新が適切であるのか、検討を行うことが望ましい。

5 （事業No. 10）自然災害に関する歴史的文献の公開事業

○対象部局 教育委員会事務局 鶴舞中央図書館

(1) 事業の概要

名古屋市の自然災害の歴史等を市民が学ぶ機会を確保するため、鶴舞中央図書館所蔵の自然災害に関する歴史的文献が含まれる貴重資料をデジタルデータ化し、インターネット上で公開する。

(2) デジタル化の進捗について【指摘】

ア 検出事項

限られた予算の中で、効率的にデジタル化を推進していくために、対象とする資料の優先順位を明確にすべく、改めて全資料を調査している。貴重資料自体を A, B, C, D にランク分けして、その中で災害に関する記述がありそうな貴重資料から優先的に調査を進めている。現在は貴重資料に自然災害に関する記載があるかの調査を進めるとともに、一部デジタル化を同時並行で進めている状況である。なお、当初のスケジュールは下記のとおりであった。

（スケジュール）

貴重資料全体のコレクションを 4 期にグループ分けし、1 期 5 年ごとにデジタル化していく。対象とする資料を決定するため、各期 4 年間の調査期間を設ける。

令和元年～ 3 年度

第 1 期対象コレクションの冊数、撮影コマ数、資料の状態等を調査・記録し、現状を正確に把握する。新たに判明した事項は順次利用者に公開する目録等に反映させる。

令和 4年度

作成した目録と、他機関での所蔵状況、利用状況、複製の有無等を基に、具体的にデジタル化の優先順位を検討し、対象資料を決定する。その際、歴史的災害に関する記述を含む資料（平成25年度調査）は優先してデジタル化の対象とする。

令和 5年度

予算要求、デジタル化を実施する。なごやコレクションで公開する。

令和 6年度以降

前年度の結果によっては、予算要求を継続
第 2期の調査を開始

上記のとおり、当初の計画では令和 3年度までに第 1期の調査を完了する予定であったが、令和 3年度終了時点での調査の進捗状況は下記のとおりであり、予定していた第 1期の調査は完了していない。

貴重資料デジタル化の現状 ※1

コレクション名	所蔵数	調査済	完了率	調査時期
名古屋市史編纂資料	2,150 (4,604)	868 (1,829)	39.7%	1
石河家文書	63	61	96.8%	1
大口六兵衛関連資料	405	0	0%	1
大河内存真関係資料	285	0	0%	1
郷土和装本（旧分類6版別置本）	464 (1,593)	464 (1,593)	100%	1
河村文庫	1,278	0	0%	2
植松本	7	0	0%	2
小塚家文書	514	513	99.8%	2
佐藤文庫	85	0	0%	2
多賀コレクション	1188	0	0%	2
武野新助文書	5	5	100%	2
千葉文庫	152	0	0%	2
久野文庫	631 (955)	0	0%	3
水口屋文書	2,660	1,504	56.5%	3
水野文庫	398 (1,534)	0	0%	4
深山文庫	305 (2,771)	0	0%	4
湯浅コレクション	745	0	0%	4
鹿山文庫・三輪文庫	260 (1,621)	0	0%	4
合計	11,595 (13,078)	3410 (3,422)	29.4%	

（出典：教育委員会事務局作成資料）

※1 （ ）外がタイトル数、（ ）内が分かっている冊数

第1期に予定していた貴重資料の調査完了割合は所蔵タイトル数に対して41.3%（1,393/3,367）となっており、6割近くが調査未了となっている。また、貴重資料の中で自然災害に関する記載がある冊数は把握できていない。調査してデジタル化が必要な量を把握してからでないと、デジタル化の予算要求ができないため、予算が確保できるかどうか

も調査完了以降でないと分からない。調査は当初の計画どおりには進んでおらず、現状では、デジタル化完了までの目途が立っていない。

イ 指摘

当初の計画どおりに進捗していない状況を踏まえ、課題を整理し、早期にデジタル化完了までの現実的な計画を立案する必要がある。

(3) 自然災害に関する記述を含む資料の早期のデジタル化について【意見】

ア 検出事項

(2)のとおり、当初の計画でもデジタル化の完了まで20年を要する見込みであり、また現状においては、計画どおりに進捗していない。

イ 意見

名古屋市災害対策実施計画の一事業として位置付けられている当事業の目的の一つには、インターネット上で文献を公開することにより、自然災害の怖さを知ってもらい、住民一人一人が今後の自然災害に備えていただくこともあると想定される。大規模な自然災害が起きてからでは効果が薄れるため、人命救済という観点からも早期に完了させるための具体的な対策を検討されたい。

また、デジタル化したデータを多くの方に閲覧していただくためにも、閲覧数の多い図書を優先的に調査し、デジタル化を進めることも検討されたい。

(4) 予算の確保について【意見】

ア 検出事項

(2)のとおり、一定の範囲の調査が完了してから、予算要求を行っている。

イ 意見

デジタル化が必要な量が把握できないと予算要求が難しいことは理解できるが、デジタル化の予算が確保できないとせっかくの調査も無駄になってしまう。最低限、必要と想定される金額でもよいので、予め予算要求して、デジタル化の予算を確保し、調査が完了したものから順次、デジタル化を進めることも検討されたい。

(5) 近隣の図書館との連携について【意見】

ア 検出事項

デジタル化の作業については、愛知県及び近隣の市町村の図書館とは特に連携しておらず、名古屋市独自に進めている。

イ 意見

(2)のとおり、デジタル化の進捗は芳しくない。そのため、例えば、愛知県や近隣の市町村の図書館と連携して自然災害に関する文献のデジタル化を進め、お互いにデジタル化が完了したデータを共有して公開することが望ましい。そうすることで、作業の進捗の遅れをカバーすることにも繋がるし、双方にとって有意義な取り組みとなると思料する。

(6) 事業の継続性について【意見】

ア 検出事項

インターネット上でのデータの公開は、委託業者が所有する「なごやコレクション」というデータベース上で行われている。

イ 意見

委託業者が所有する「なごやコレクション」というデータベースを利用する場合には、デジタル化の委託業者は当該委託業者 1社に限定されることになる。1社だと当該委託業者側でこの事業が終了した場合には、名古屋市の当事業の継続もできないことになる。そのため、対応可能な他の委託業者を捜しておくことが望ましい。

また、別の委託業者に変更する場合には、「なごやコレクション」から別のデータベースにデジタル化したデータを移行する必要があり、追加の予算も必要となる。そのため図書館のシステム更新の時期等も踏まえ、費用対効果や当該委託業者が「なごやコレクション」の仕組みを維持するつもりがあるのかなど、様々な角度から検討されたい。

6（事業No. 11）要配慮者利用施設等における避難確保計画作成等支援事業

○対象部局 防災危機管理局 危機管理企画室

(1) 事業の概要

（事業の全体について）

想定し得る最大規模の洪水等を前提とした浸水想定区域内の要配慮者利用施設や地下街等について、利用者の安全な避難確保に係る計画等の作成を支援する。また、民間介護施設、障害者支援施設等における医療的配慮の必要な入所者等の安全確保を図るため、停電時においても事業の継続を可能とする非常用自家発電設備の整備を支援する。

（要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について一趣旨）

平成29年の水防法の改正により、名古屋市地域防災計画に定める浸水想定区域内の事業所等（地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等）については、避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定された。また、平成29年の土砂災害防止法の改正により、名古屋市地域防災計画に定める土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、訓練の実施が規定された。

また、令和 3年の水防法の改正及び土砂災害防止法の改正により、訓練実施結果の報告が規定されたとともに、市町村長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができるようになった。

さらに、令和元年 7月に津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域が指定されたことに伴い、名古屋市地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の事業所等（地下街、要配慮者利用施設）については、避難確保計画の作成、訓練の実施、訓練実施結果の報告等が規定された。

（要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について一浸水防止想定区域内の事業所等に関すること）

①「浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自主的な避難確保・浸水防止の取組の促進」

市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の、地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から避難情報等が直接伝達される。

上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定された。

事業所等の措置の義務付け等

事業所等	地下街	社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設	大規模工場等（申出のあったもの）（注）
措置の義務付け	義務 （市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	義務 （市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり）	努力義務
措置の内容	・ 避難確保計画の作成 ・ 浸水防止計画の作成 ・ 訓練の実施	・ 避難確保計画の作成 ・ 訓練の実施、結果の報告	・ 浸水防止計画の作成 ・ 訓練の実施
自衛水防組織の設置の義務付け	義務 （構成員の市町村長への報告も必要）	努力義務 （設置した場合、構成員の市町村長への報告が必要）	努力義務 （設置した場合、構成員の市町村長への報告が必要）

（出典：名古屋市ホームページ）

②大規模工場等（注）についての解説及び注意点

大規模工場等とは、「水防法」第15条第1項第4号ハに以下のとおり規定されている。

浸水による事業活動上の影響は当該施設の所有者または管理者の判断を要すること等から、大規模工場等の所有者または管理者からの申出があった場合にのみ、市町村地域防災計画に位置付けることができるとされている。

(2) 避難確保計画の作成、訓練の実施、訓練実施結果の報告等について【意見】

ア 検出事項

(要配慮者利用施設等の提出状況)

名古屋市における令和 3年度末の対象施設の提出状況は以下の表のとおりである。

名古屋市が平成31年に策定した災害対策実施計画において、地域防災計画（平成30年 6月時点）に位置付けた要配慮者利用施設については、避難確保計画の提出率を令和 5年度末までに 100%の目標値としているが、避難訓練の実施報告については、令和 3年 7月に法改正があったことから、具体的な目標値が定められていなかった。

避難確保計画の提出状況

	対象施設数	提出施設数	割合
水防法関連	3,249 (2,137)	2,389 (1,752)	73.5% (82.0%)
津波防災地域づくりに関する法律関連	1,269	702	55.3%
水防法関連または津波防災地域づくりに関する法律関連	3,312	2,434	73.5%

※（ ）内は、地域防災計画（平成30年 6月時点）に位置付けた施設数及び割合を示す。

（出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成）

避難訓練実施報告の提出状況

	対象施設数	提出施設数	割合
水防法関連	3, 249	325	10. 0%
津波防災地域づくりに関する法律関連	1, 269	236	18. 6%
水防法関連または津波防災地域づくりに関する法律関連	3, 312	441	13. 3%

(出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※令和 3年度時点で提出が必要な避難確保計画、避難訓練実施報告は水防法関連（洪水・土砂災害）と津波防災地域づくりに関する法律（津波）に関するものである。

(浸水防止計画の作成（大規模工場等）)

市において事業の対象となる大規模工場等は30施設ほどある。しかし、令和 3年度時点で、申出のあった大規模工場等はない。

なお、市は令和 3年度に 2施設の大規模工場等に対して、浸水防止計画の作成を促す通知文を出した。

(対象施設の管理方法等について)

現状、Excelファイルに対象施設の情報を記入し管理を行っている。対象施設かどうか、提出済みか未提出か、提出日等の情報が一つの表に一覧となり管理されている。しかし、現状のExcelの管理方法によると未提出の対象施設の把握が漏れる、または時間を要するという懸念がある。

イ 意見

(要配慮者利用施設等の提出状況)

検出事項に記載のとおり、提出義務のある施設のうち避難確保計画を提出している施設の割合が目標とする 100%の提出率に比べて低い。避

難確保計画の提出率が上がるように、未提出の対象施設について把握・管理を充実し、場合によっては未提出の対象施設を訪問するなどの、より積極的な対応が望ましい。

また、避難訓練の実施報告については、具体的な目標値の設定を行うとともに、訓練については毎年度報告する義務があることから、定期的に要配慮者利用施設に周知を行うなど積極的な対応が望ましい。

加えて、避難確保計画の作成、提出がより容易にできるよう対象施設への支援ツールの周知、作成支援の充実をより積極的に行うことが望ましい。

（浸水防止計画の作成（大規模工場等）

大規模工場等の浸水防止計画の提出については、申出があった場合にのみ努力義務があるとはいえ、そもそも申出を行った大規模工場等が、30施設のうち 1件もないのは、防災危機管理の面から懸念すべき事態である。

これに関連して、市は令和 3年度に 2施設に対して浸水防止計画の作成を促す通知文を出している。しかし、より積極的に大規模工場等に対して通知文を出す等の対応が望ましい。

（対象施設の管理方法等について）

提出の督促をすべき施設を一覧として表示するなど、効率的かつ効果的な管理が行えるよう工夫をすることが望ましい。

7（事業No. 12）民間ブロック塀等の撤去等促進事業

○対象部局 住宅都市局 建築安全推進課、耐震化支援室、市街地整備課

(1) 事業の概要

地震時における民間ブロック塀等の倒壊による被害や避難時の通行の妨げとなることを防止するため、撤去等の対策を促進する。

ブロック塀等については撤去費用の一部を助成しており、道路に面する高さ 1メートル以上のブロック塀等を対象とし、撤去費用、メートル単価、限度額のうち最も低い額が助成される。

(2) ブロック塀等撤去助成について【意見】

ア 検出事項

ブロック塀等撤去助成件数の直近 3年間の推移は下表のとおりである。

ブロック塀等撤去助成 過去 3年実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	平均
木密以外	304件	157件	175件	636件	212.0件
木密地域	9件	3件	32件	44件	14.7件

(出典：住宅都市局作成資料)

木密地域(木造住宅が密集している地域)では徐々に助成件数は増加しているものの、木密地域以外ではあまり助成件数は増加していない。

イ 意見

名古屋市全体のブロック塀数を把握する必要はないと考えるが、災害発生時に影響が大きいと考えられる地域については、撤去が必要と思われるブロック塀等を早期に除却できるよう対応することが望ましい。

8 （事業No. 14）感震ブレーカーの設置促進事業

○対象部局 防災危機管理局 危機管理企画室

(1) 事業の概要

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐため、地震を感知した際に自動的にブレーカーを落とす機能を持つ感震ブレーカーの設置を促進する。

以下、名古屋市防災危機管理局「感震ブレーカー設置助成のご案内」より抜粋。

●対象者

名古屋市において所有または居住する住宅に感震ブレーカーを設置する方。

（居住とは、賃貸住宅に居住する契約者本人）

ただし、国、地方公共団体以外の方であり、補助対象住宅が国、地方公共団体所有（県営住宅や市営住宅等）でない場合に限りです。

●対象機種

分電盤タイプを助成の対象としています。（一部例外あり）

分電盤タイプの特徴は、ドアの開け閉めによる振動等による誤作動が少なく、揺れを感知した後3分程度ブザーが鳴った後に電気を遮断します。

助成対象機種の詳細は以下のとおりです。

- （ア）一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの。（分電盤タイプ）
- （イ）一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007 付2）の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの。（分電盤タイプ）
- （ウ）（ア）又は（イ）と同程度の機能を有する一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの。

●助成金額

区 分	木造住宅密集地域	その他の地域
既にお住まいの住宅に取付ける場合	上限 40,000 円 (助成率 2 分の 1)	上限 26,000 円 (助成率 3 分の 1)
新築等の際に(ア)または(イ)を取付ける場合	一律 10,000 円 (助成率 2 分の 1)	一律 6,000 円 (助成率 3 分の 1)
新築等の際に(ウ)を取付ける場合	上限 10,000 円 (助成率 2 分の 1)	上限 6,000 円 (助成率 3 分の 1)

※助成率：設置にかかる費用に対する助成金の割合

●注意事項

- ・感震ブレーカーを設置する前に申請してください。助成金交付決定前に機器の購入、設置をした場合は助成対象外になります。必ず交付決定通知書が届いた後に設置してください。
- ・受付期間は5月6日（木）～1月31日（月）です。予算に達するまで先着順に受け付けます。ただし、申請金額が年間の予算額に達した場合には募集期間中でも受付を終了します。
- ・申請書類は区役所総務課または消防署総務課窓口に持参してください。受付は、平日の午前8時45分～午後5時15分の間です。土・日・祝祭日及び時間外での受付は致しかねます。
- ・交付決定後の手続きについては、全て「郵送」での手続きになります。
- ・申請書類の作成には、消せるボールペンや鉛筆を使用しないでください。
- ・「名古屋市感震ブレーカー設置助成金交付要綱」もご確認ください。

（出典：防災危機管理局「感震ブレーカー設置助成のご案内」）

(2) 感震ブレーカーの設置促進について【意見】

ア 検出事項

感震ブレーカー助成実績は以下の表のとおりである。

感震ブレーカー助成実績

区分	戸数（戸）			助成金額（円）		
	合計	木造住宅 密集地域	その他の 地域	合計	木造住宅 密集地域	その他の 地域
R1実績	316	58	258	5,954,700	419,700	5,535,000
R2実績	527	66	461	14,211,100	2,514,200	11,696,900
R3実績	479	0	479	12,236,300	0	12,236,300

（出典：防災危機管理局作成資料）

イ 意見

令和 3年度の木造住宅密集地域における助成実績が 0件である。

助成制度を使用せずに感震ブレーカーの設置をしている可能性はあるが、助成制度を積極的に周知し、感震ブレーカーの設置の動機付けとなればより感震ブレーカーの設置が促進される可能性がある。

より感震ブレーカーの助成制度を周知し、設置を促進することが望ましい。

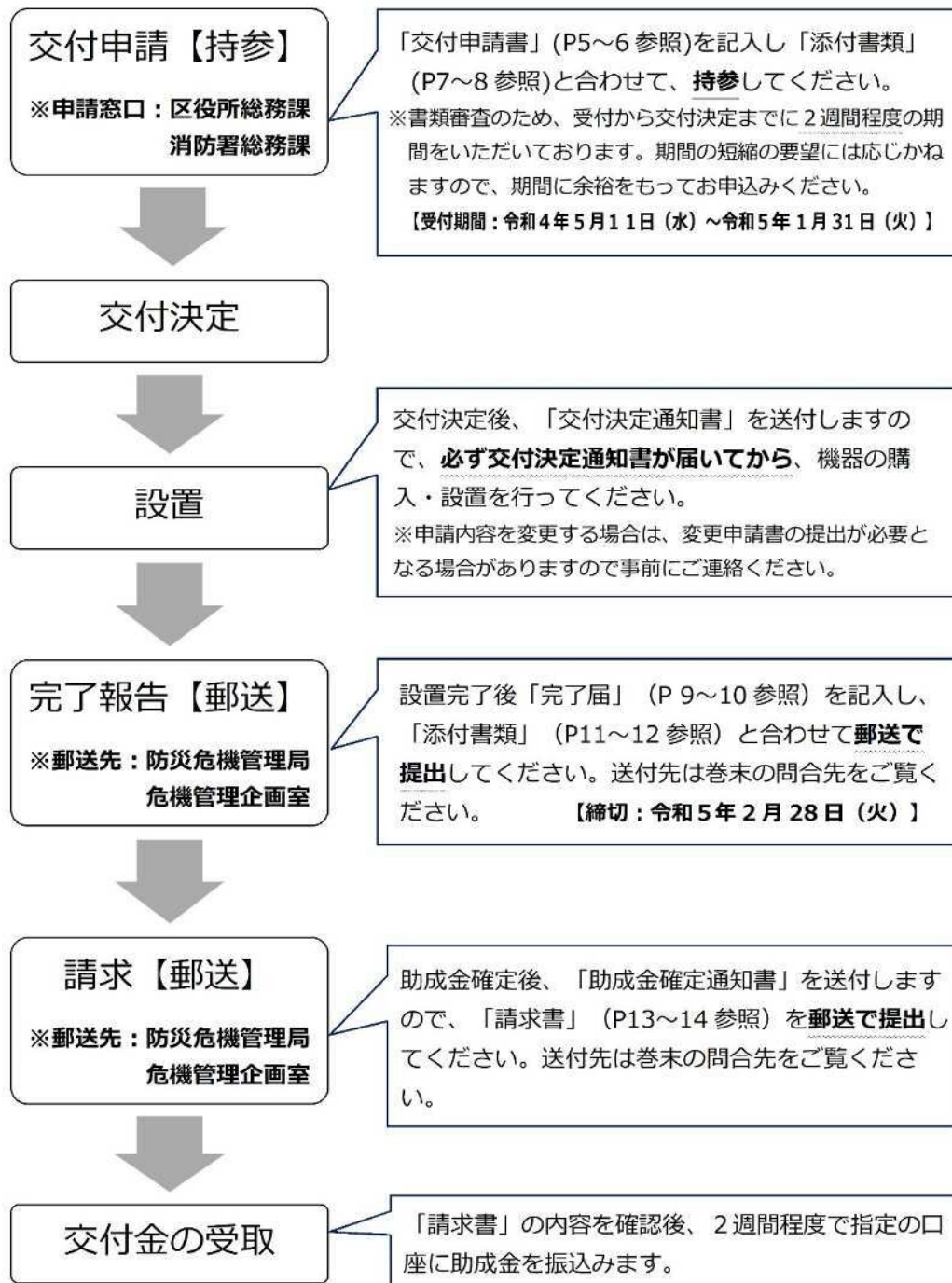
(3) 感震ブレーカーの設置助成の交付申請手続について【意見】

ア 検出事項

感震ブレーカーの設置助成の交付申請手続については、以下「手続きの流れ」に記載のとおりである。

また、手続にあたっての交付申請の添付書類は、以下「添付書類（交付申請）」、完了報告の添付書類は、以下「添付書類（完了報告）」に記載のとおりである。

手続きの流れ



(出典：防災危機管理局「感震ブレーカー設置助成のご案内」より監査人作成)

添付書類（交付申請）

●添付書類

（1）「既設分電盤を取替え」または「既設分電盤に取付け」の場合

ア 位置図

感震ブレーカーを設置する住宅が特定できるように囲みや矢印をつけてください。



（参考：名古屋市都市計画基本図）

イ 設置前の写真×2枚

1：既設分電盤の設置場所がわかる写真



壁や窓など分電盤の周りが映るように撮影してください

2：既設分電盤を近くから写した写真



既設分電盤の細部が映るよう近距離で撮影してください

ウ 設置する住宅の所有者、所在地、種類がわかる書類

①所有の場合

「登記事項証明書」（発効から3か月以内のもの）、「固定資産税及び都市計画税の課税明細書」（令和4年度のもの）などを提出してください。

※いずれも写しで可

②賃貸の場合

賃貸借契約書の写しを提出してください。

エ 費用がわかる見積書

見積書（例）			
①	品名・数量・単位	単価	金額
1	感震ブレーカー	10,000	10,000
2	取付金具	500	500
3	工事費	5,000	5,000
4	材料費	2,000	2,000
5	その他	1,000	1,000
合計			18,500

① あて名が「申請者」となっていること（苗字のみ可）

② 設置予定製品のメーカー、型番又は製品名を確認してください

オ 設置予定製品のメーカー、型番又は製品名がわかる書類

設置予定製品のメーカー、型番又は製品名がわかる書類（カタログの写し等）などをご提出ください。

(2) 「新築等の際に取り付け」の場合

ア 位置図

感震ブレーカーを設置する住宅が特定できるように囲みや矢印をつけてください。



(参考：名古屋市都市計画基本図)

イ 新築等する住宅の建築主、所在、用途などがわかる書類

「建築確認済証の写し」など建築主、所在、用途などがわかる書類をご提出ください。

ウ 設置予定製品のメーカー、型番又は製品名がわかる書類

設置予定製品のメーカー、型番又は製品名がわかる書類（カタログの写し等）をご提出ください。

エ 費用がわかる見積書

(P2の「助成の対象機種(ウ)」を設置する場合のみ必要)

- ① あて名が「申請者」となっていること（苗字のみでも可）
- ② 設置予定製品のメーカー、型番又は製品名を確認してください

(出典：防災危機管理局「感震ブレーカー設置助成のご案内」)

添付書類（完了報告）

●添付書類

（１）「既設分電盤を取替え」または「既設分電盤に取付け」の場合

ア 領収証の写し

あて名が申請者となっていることを確認してください。（苗字のみ可）

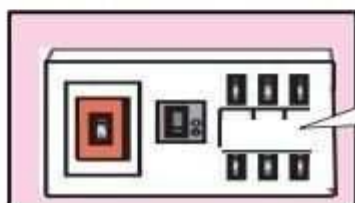
イ 設置後の写真

1 枚目：感震ブレーカーの設置場所がわかる写真



壁や窓など分電盤の周りが映るように
撮影してください

2 枚目：設置した感震ブレーカーの詳細が分かる近くから写した写真



感震ブレーカーの細部が映るよう近
距離で撮影してください

（２）「新築等の際に取付け」の場合

ア 領収証等の写し

あて名が申請者となっていることを確認してください。（苗字のみ可）

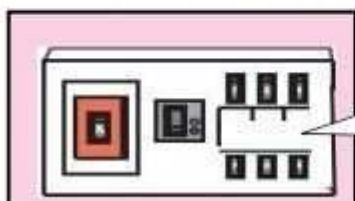
イ 設置後の写真

1 枚目：感震ブレーカーの設置場所がわかる写真



壁や窓など分電盤の周りが映るよう
に撮影してください

2 枚目：設置した感震ブレーカーの詳細が分かる近くから写した写真



感震ブレーカーの細部が映るよう近
距離で撮影してください

ウ 新築等したことがわかる書類

「登記事項証明書」（発行から3か月以内のもの）または「建築検査済証の写し」
など

（出典：防災危機管理局「感震ブレーカー設置助成のご案内」）

イ 意見

検出事項の「手続きの流れ」に記載のとおり、申請者は「交付申請」、「完了報告」、「請求」のプロセスごとに、合計 3回必要書類を持参又は郵送するという手間がある。

また、「交付申請」、「完了報告」のプロセスでは、検出事項の「添付書類（交付申請）」、「添付書類（完了報告）」に記載のとおり、申請者は複数枚の添付書類を送付する必要がある。

申請において煩雑性を減らすことは、非常に大きな申請の動機付けとなる。この点、以下「感震ブレーカー設置費補助制度の概要（刈谷市）」に記載の刈谷市の感震ブレーカーの設置助成の手続方法が参考になる。

刈谷市では、申請者は「3申込み」、「5実績報告」のプロセスにおいて、必要書類の提出は合計 2回である。また、必要書類は名古屋市と比べて少ない。

感震ブレーカーの設置助成の手続方法は、市ごとの考え方の相違がある点を考慮すると一概に比較はできない可能性がある。しかし、「(2)感震ブレーカーの設置促進について【意見】」の検討事項に記載のとおり、令和 3年度の木造住宅密集地域における助成実績が 0件であることや、手間に対する助成金額を考慮すると、名古屋市の感震ブレーカーの設置助成の手続において手続方法を再考し、持参又は郵送の回数を減らす、提出書類を減らすなどの対応をすることが望ましい。

感震ブレーカー設置費補助制度の概要（刈谷市）

令和4年4月1日

感震ブレーカー設置費補助制度の概要

補助の対象

対象製品	分電盤タイプ ※一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格(JWDS0007付2)で定める構造及び機能を有するもの
対象者	▶市内において自らが居住している住宅に感震ブレーカーを設置する人 ▶市内に居住するため新たに建築する住宅に感震ブレーカーを設置する人 ※市税を滞納していないこと、暴力団等と密接な関係がないこと ※本人又は同一世帯員が過去に本補助金を受けていないこと ※感震ブレーカーを設置した住宅に居住すること
補助金額	▶補助の対象は感震ブレーカーの購入及び設置に要する費用 ▶補助金額は補助対象経費の2分の1 ※1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。 ▶補助金額の上限は2万円

手続きの流れ

1 対象の確認

補助の対象に該当することを確認してください。

2 設置器具・費用決定

電気工事業者への相談・見積依頼等により、設置する感震ブレーカーとその費用を決めてください。

3 申込み

交付申請書(様式第1号)に以下の必要書類を添付し、危機管理課に提出してください。

- 【必要書類】▶補助対象経費の額が分かる見積書の写し
▶規格適合品であることが分かるカタログ等
▶【借家の場合】当該住宅の所有者又は管理者の承諾書
▶【申請者が同一世帯員でない場合】委任状

危機管理課

先着順に交付申請書を受け付け、補助の対象であることを確認できた人に、交付決定通知書(様式第2号)、実績報告書兼請求書(様式第4号)を郵送します。

4 器具購入・設置工事

交付決定を受けた感震ブレーカーの購入及び設置工事を実施してください。

5 実績報告

設置完了後、実績報告書兼請求書に以下の必要書類を添付し、危機管理課に提出してください。**(提出期限:設置完了後30日以内または3月31日までのいずれか早い日)**

- 【必要書類】・補助対象経費の額が分かる領収書等の写し
・感震ブレーカーの設置状態が確認できる写真
・本人及び世帯主が確認できる住民票の写し(市民課)
※住民票は感震ブレーカーを設置した住宅に居住していることがわかるもの。
・市税の完納を証する納税証明書(税務課)

危機管理課

実績報告書兼請求書の内容を確認し、適切と認める場合、記載された口座に補助金を振り込みます。
※口座は申請者名義のものを指定してください。

問合せ・申込：刈谷市役所生活安全部危機管理課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

☎0566-62-1190(直通) Fax 0566-27-9652 メール kkkkanri@city.kariya.lg.jp

(出典：刈谷市ホームページ)

9（事業No.17）帰宅困難者対策の推進事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

大規模災害発生時において、公共交通機関の途絶により発生する帰宅困難者に伴う混乱を抑制及び解消するため、官民一体となり対策等を推進する。

(2) 一時退避場所と退避施設の充実について【意見】

ア 検出事項

一時退避場所と退避施設は以下のように定義される。

一時退避場所	大規模地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞 在者・来訪者が一時的に退避するための場所（伏見・栄地区都 市再生安全確保計画に定める都市再生安全確保施設）
退避施設	発災から24時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるた めの施設で、帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる 施設（伏見・栄地区都市再生安全確保計画に定める都市再生安 全確保施設）

（出典：第3次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改訂版）より監査人
作成）

一時退避場所、退避施設の整備状況は以下の表のとおりであるが、帰
宅困難来訪者に対して退避施設の収容人数合計が不足している。

なお、伏見・栄地区は計画策定が令和4年3月であり、退避施設の収
容人数が他の地区に比べて低い状況となっていることから、令和4年度
は、伏見・栄地区を中心に、積極的に民間事業者への協力に回っている。

名古屋駅周辺地区

一時退避場所 収容人数合計	退避施設 収容人数合計	帰宅困難来訪者 合計
約5.5万人	約3.0万人	約4.4万人

(出典：第3次名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画（改訂版）より監査人作成)

伏見・栄地区

一時退避場所 収容人数合計	退避施設 収容人数合計	帰宅困難来訪者 合計
約10.5万人	約0.4万人	約2.7万人

(出典：伏見・栄地区都市再生安全確保計画より監査人作成)

金山駅周辺地区

一時退避場所 収容人数合計	退避施設 合計収容人数	帰宅困難来訪者 合計
約19,000人	約700人	約5,600人

(出典：金山駅周辺地区エリア防災計画より監査人作成)

イ 意見

検出事項に記載のとおり、帰宅困難来訪者に対して退避施設の収容人数合計が足りておらず、特に伏見・栄地区においては、令和4年3月に「伏見・栄地区都市再生安全確保計画」を策定して間もないことから、さらなる退避施設の確保に向けた施策を行うことが望ましい。

10 （事業No. 20）地区防災カルテを活用した防災活動の推進事業

○対象部局 防災危機管理局 地域防災室

(1) 事業の概要

「地区防災カルテ」とは、地形や災害リスクなどの地域特性や地域の防災活動状況など、地域防災に関する各種情報を学区ごとに整理したものである。（平成30年10月31日に市ホームページ掲載開始。随時更新。）

地区防災カルテを活用して、地域住民と区役所・消防署と一緒に地域の課題を検討し、それぞれの地域特性やニーズに合った防災活動を推進する。

(2) 地区防災カルテを活用した防災活動の推進について【意見】

ア 検出事項

市は、地区防災カルテを地域住民と職員が協力し作成している。作成した地区防災カルテは名古屋市のホームページ上に公開するという形で学区の住民に周知している。

イ 意見

より市民の目に地区防災カルテが届くよう、SNSによる周知、回覧板による周知、ハザードマップの配布時に併せて配布することによる周知など工夫をすることが望ましい。

11 （事業No.25）市有施設におけるブロック塀等の撤去等事業

○対象部局 防災危機管理局 危機管理企画室

(1) 事業の概要

市は、地震発生時に塀が倒壊し、倒れた塀の下敷きとなる被害の発生や、道路が塞がることによる避難・救助・消火活動の遅れの発生を防ぐため、建築基準法不適格及び老朽化したブロック塀等の撤去等を実施している。

(2) 外郭団体の施設のブロック塀等の撤去等について【意見】

ア 検出事項

市が財政的に援助している外郭団体の施設でもブロック塀等が存在する場合がある。しかし、市は外郭団体のブロック塀等の撤去等の状況について、一部については調査しているものの、すべての外郭団体の施設については網羅的に調査しておらず、監査を行っている令和 4年度に、初めて調査が実施された。

イ 意見

引き続き外郭団体の施設においてもブロック塀等の撤去等の状況を網羅的に調査し、必要な対応をしていくことが望ましい。

12 （事業No.26）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定事業

○対象部局 防災危機管理局 地域防災室

(1) 事業の概要

市は、洪水、内水氾濫、土砂災害、津波等の各災害に応じた「指定緊急避難場所」と、避難生活を送るための「指定避難所」の指定を進めている。

(2) 防災意識及び大規模災害発生時の行動についてのネット・モニターアンケートについて【意見】

ア 検出事項

名古屋市民に対して行われたネット・モニターアンケートにおいて、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いを知っていた割合が27.2%であった（下記アンケート結果参照）。

ネット・モニターアンケートにおける「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いを知っていた割合

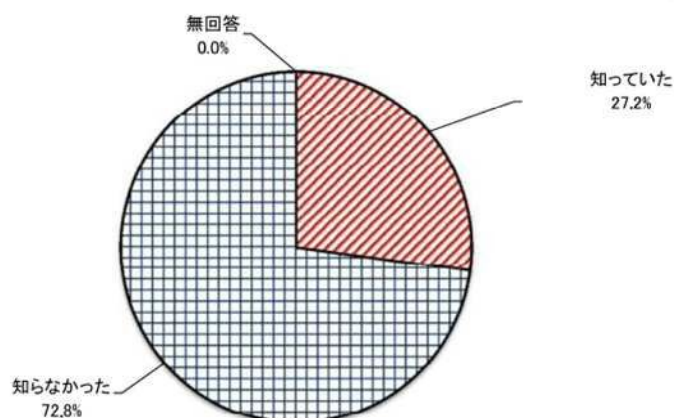
すべての方におたずねします。

問7【※必須】あなたは、指定緊急避難場所と指定避難所の違いを知っていましたか。（選択は1つ）

【指定緊急避難場所】命を守るため、災害の危機からまずは逃げるための場所

【指定避難所】自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間避難生活を送るための場所

N=416



（出典：名古屋市防災危機管理局作成資料）

また、アンケート結果に対して、回答者の地域別、年齢別分析は行われていない。

イ 意見

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いを認識することは、防災危機管理の観点から有用であるため、当該違いを知っている割合を現状の 27.2%から上昇するよう周知を進めることが望ましい。

また、アンケートを分析し地域別、年齢別の違いなどを把握し、啓発方法を工夫していくことが望ましい。

13 （事業No.28）防災協力農地登録制度の推進事業

○対象部局 緑政土木局 都市農業課

(1) 事業の概要

名古屋市では平成26年 9月から防災協力農地制度を導入している。地震災害等の発生時に、市民が一時的な避難場所や災害復旧用資材置場として使用可能な農地をあらかじめ登録することによって、市民の安全確保や復旧活動の円滑化を図るものである。

(2) 要綱と実態の乖離について【指摘】

ア 検出事項

名古屋市防災協力農地登録制度要綱（以下「要綱」という。）の第 8 条第 1項において「地震災害が発生した場合において、市長が必要と認めるときは、市長は、防災協力農地を避難空間又は災害復旧資材置場として使用する。」とあり、利用するためには市長の判断が必要である旨が記載されている。しかしながら市長の判断を待ってからの避難では逃げ遅れる可能性があることから、緊急時には市長の判断を待たずに、市民の判断で一時的な避難場所として防災協力農地に逃げ込むことが認められるという運用を想定しており、不整合となっている。

イ 指摘

要綱に記載されている内容と実際に想定している運用との間に乖離が生じている。要綱の記載内容を実態に合うように修正する必要がある。

なお、都市農業課は令和 4年12月20日に要綱の修正を行った。

(3) 市民への周知方法について【意見】

ア 検出事項

防災協力農地には防災協力農地であることを知らせる看板が設置されるが（画像参照）、市民は防災協力農地の場所を看板のみでしか知り得ないため、近隣の住民のみ知り得る状況となっている。また、防災協力農地であることを知らせる看板は文字のみの簡素なものとなっており、市民が緊急時に自らの判断で使用するができるか否かの点が明確となっていない。

写真 防災協力農地の看板



（緑政土木局作成【R3チラシ】防災協力農地より一部引用）

イ 意見

実際に災害が発生した際に防災協力農地を円滑に利用できるよう、対応する必要がある。農業イベント等で配布するチラシや名古屋市のホームページに防災協力農地の場所を掲載し、防災協力農地の存在を広めるとともに、防災協力農地の場所を周知する工夫が必要である。

また、防災協力農地に設置する看板については簡素な内容となっているため、以下のような工夫をすることが望ましい。

- 緊急時には市長や市役所職員の判断を待たずに市民の判断で利用して良い旨を記載する。
- 日本語のみの記載であり、外国人が内容を理解できず逃げ遅れる恐れがあるため、国籍を問わず理解できる記載にする。
- 避難場所であることを示すピクトグラムを使用して国籍や老若男女問わず理解できる内容にする。

なお、都市農業課は、防災協力農地の場所の周知と防災協力農地に設置する看板について、改善するよう対応する予定である。

(4) 目標値の設定について【意見】

ア 検出事項

名古屋市災害対策実施計画では「拠点市街地及び駅そば市街地の区域内の防災協力農地登録箇所数」を令和 5年度に50箇所とすることを目標に設定していたが、令和 2年時点で既に58箇所の登録があり、その後の令和 3年度以降では増加数が鈍化している。防災協力農地の登録箇所数の推移は以下の表のとおりである。

<防災協力農地の登録箇所数の推移>

	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録箇所数	40箇所	58箇所	61箇所
前年度比	+13箇所	+18箇所	+ 3箇所

(出典：緑政土木局作成資料より監査人作成)

イ 意見

名古屋市災害対策実施計画で設定した目標値を早期に達成できたことから、当初の設定値が低かった可能性が考えられる。目標値の設定にあたっては登録数の合計ではなく、例えば年度ごとに何箇所増やすといった増加数を目標値に設定することも考えられる。防災危機管理局とも協議して適切な目標を定めることを検討されたい。

14 (事業No.29) 災害時の情報収集・伝達体制の充実事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

市は、同報無線やメールサービスのほか情報サービス事業者を活用した情報発信や ICT技術を活用した情報収集を行うとともに、水防法改正に伴う水位情報の周知体制を構築するなど、多様な手段やシステム等の整備・維持管理を実施している。

(2) SNSの活用について【意見】

ア 検出事項

名古屋市が運用している SNSのフォロワー数・登録者数は下表のとおりである。

また、名古屋市として SNSのフォロワー数・登録者数等に具体的な目標値を定めていなかった。

フォロワー数・登録者数

SNS	項目	令和 2年 3月31日	令和 3年 3月31日	令和 4年 3月31日
Twitter ※1	フォロワー数 ※2	21,396人	24,536人	28,211人
Facebook ※1	登録者数 ※2	1,886人	1,943人	1,968人

(出典：名古屋市ホームページ及び防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※1 Twitter、Facebookアカウント名：「名古屋市防災」

※2 フォロワー数・登録者数は 3月31日時点

なお、市民の Twitter及びFacebookの利用者数を、名古屋市の人口×各 SNSの利用率とした場合、名古屋市民の Twitter及びFacebookの登録者数に対する Twitterフォロワー数もしくはFacebook登録者数の割合は下表のとおりである。

		令和 2年 4月 1日	令和 3年 4月 1日	令和 4年 4月 1日
市人口（人）		2,324,877	2,324,757	2,317,985
市人口×利用率※3（人）	Twitter	1,074,093	1,074,037	1,070,909
	Facebook	757,909	757,870	755,663
割合	Twitter	2.0%	2.3%	2.6%
	Facebook	0.2%	0.3%	0.3%

（出典：防災危機管理局作成資料）

※3 各 SNSの利用率は令和 3年度時点の Twitter 46.2%、Facebook 32.6%（出典：総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告＜概要＞」）

イ 意見

名古屋市が運用している SNSのフォロワー数・登録者数について、各 SNSの利用率を考慮して目標値の設定を行うなど、当事業を評価していくと共にフォロワー数・登録者数をより増やし防災危機管理に役立つよう事業を展開していくことが望ましい。

15 （事業No. 41）非常用電源設備の機能強化事業

○対象部局 消防局 施設課

(1) 事業の概要

市では、停電時にも災害対応活動を維持すべく、区役所・支所や消防署において、非常用電源設備の機能強化を図るための整備を行っている。消防局においては、非常時に備え、各消防署に非常用発電機を設置し、その維持管理を行っている。

(2) 消防署での非常用発電機の操作訓練について【意見】

ア 検出事項

各消防署に設置されている非常用発電機については、年 1回業者による点検が実施され、問題がなく稼働するかどうかの確認が行われている。一方で、消防署職員が実際に非常用発電機を操作する訓練に関するルールはなく、消防局は各消防署で当該訓練が行われているかどうかについて把握していない。

イ 意見

非常用発電機を使用するのは消防署職員であり、非常時に確実に使用することができるようにすべきである。消防局は、各消防署において、非常用発電機を操作する訓練に関するルールを設定し、その管理を行うことが望ましい。

16 （事業No. 44）動員・参集計画の運用・検証事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

（事業の全体について）

名古屋市における職員動員・参集計画の課題等を検証し、必要に応じて計画等の見直しを行い、動員・参集計画の柔軟な運用を行う。

（区指定動員とは）

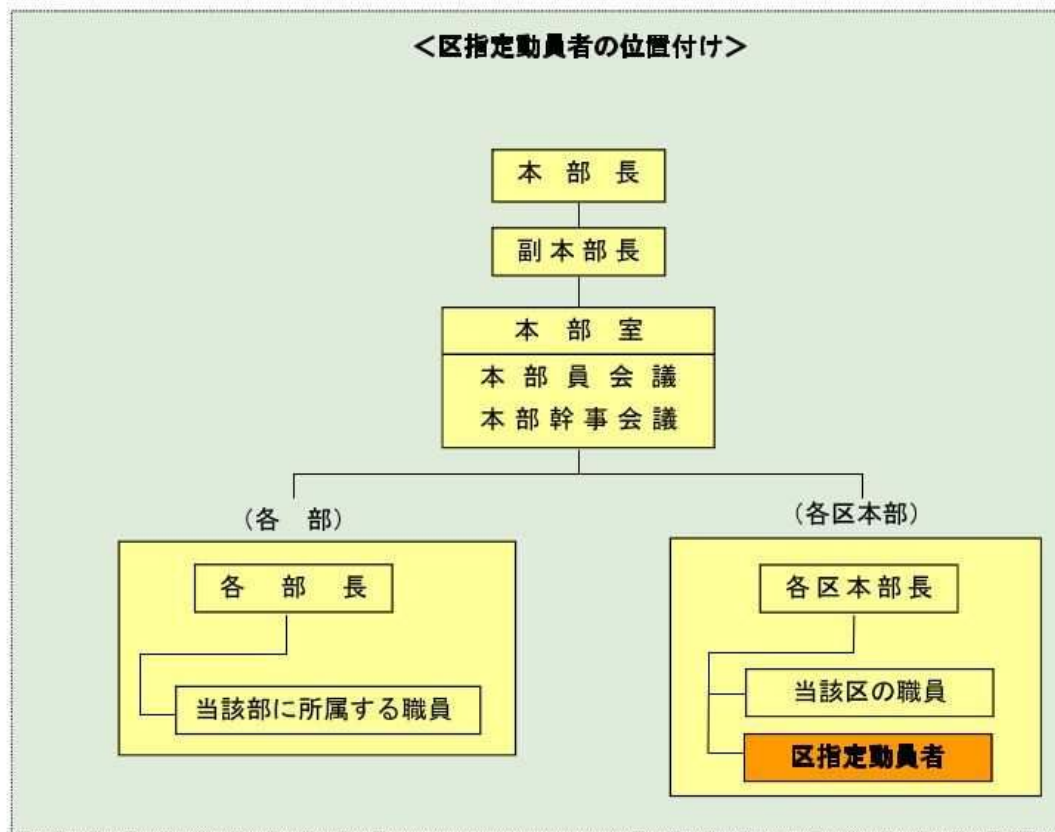
大規模な地震や風水害が発生又は発生するおそれがある場合、行政として対応すべき事項は多様化する。このうち、地域の活動拠点となる区役所では、住民への広報や被害状況の調査、避難所の開設など、多くの業務が発生するが、区役所の職員数だけでは対応に限界がある。

そこで、各部（各局・室）の職員の一部をあらかじめ指定した区役所に直接参集させることでマンパワーを確保し、区本部体制の強化、地域の災害活動の効率化を図ろうとするのが「区指定動員」の制度である。

過去の被災都市（熊本市、仙台市、神戸市）では、災害対応の最前線となる区役所、特に避難所対応で大幅な人員不足が生じ、災害対応全般に多大な支障を及ぼした。

こうした状況を踏まえ、南海トラフ地震をはじめとした大規模災害の発災当初の災害対応について、「避難所運営支援」を全庁体制で取り組む任務に位置付けることとし、区指定動員者についても各指定避難所において、避難所の運営支援を行うことを原則として、業務の見直しを行った。

（出典：名古屋市 「区指定動員者マニュアル」 平成17年10月（令和 3年 4月一部改訂））



(出典：名古屋市 「区指定動員者マニュアル」 平成17年10月 (令和 3年 4月一部改訂))

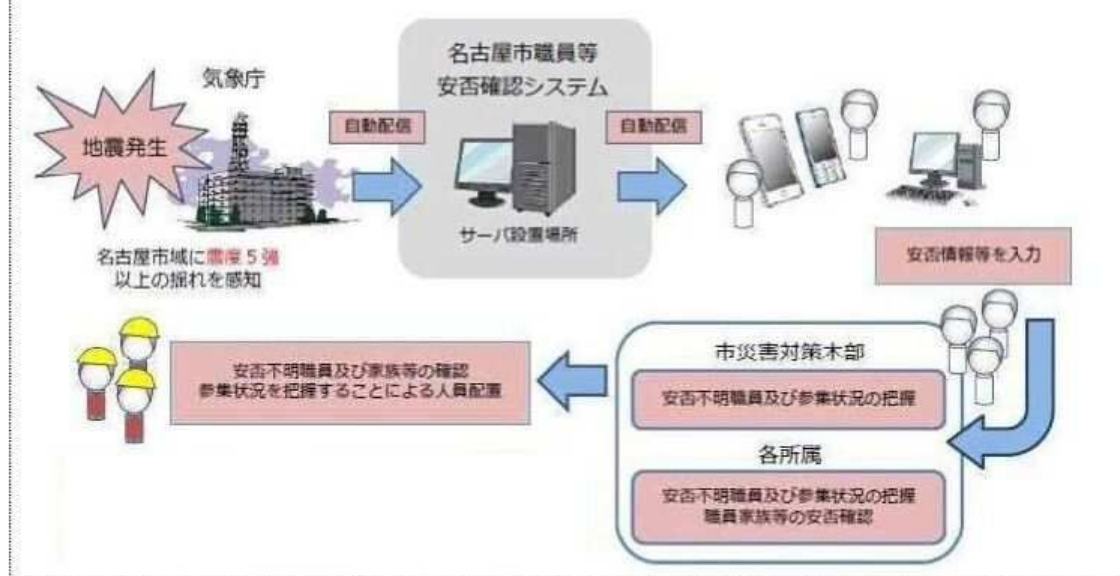
また、本事業における安否確認システムについては以下「区指定動員者マニュアル」(平成17年10月)(令和 3年 4月一部改訂)に記載の説明を参照。

区指定動員者マニュアル一部抜粋

参考③【安否確認システムへの登録について】

安否確認システムは、発災時の災害対応を円滑に行うために、自動的に職員の安否及び参集情報を把握することで適切な人員配置を行うことに加え、職員本人に代わり家族等の安否確認を行うことにより、発災時においても職務に専念できる環境を整えるために導入したシステムである。市域に震度5強以上の地震が発生した場合、登録者全員に自動で安否確認メールが配信される。

安否結果については、市本部及び各所属において確認することができるほか、指定動員で動員される先の区本部でも確認できることから、区指定動員者は、自所属に加えて参集する区へも登録すること。



(出典：名古屋市 「区指定動員者マニュアル」 平成17年10月（令和 3年 4月一部改訂）)

(2) 職員向け安否確認システムの運用について【指摘】

ア 検出事項

(システム登録者数)

安否確認システムは、職員個人の携帯電話やメールアドレスを使用するため、登録については職員本人の意思に委ねざるを得ず強制はできないが全職員が対象となる。下記表のとおり令和 3年度の名古屋市の予算定員※に対する安否確認システム登録者数の割合が 6割程度にとどまっている。さらに、令和 4年度にシステム変更があり令和 4年 6月 2日の配信テスト時点においてはシステム登録者数が14,918人に減少している。

※予算定員とは、各会計年度予算に計上される人件費の算定基礎となる職員定員のこと。

安否確認システム登録者数

年度	システム登録者数	予算定員	登録者数割合
令和元年度	17,547人	34,677人	50.6%
令和 2年度	20,309人	34,911人	58.2%
令和 3年度	20,828人	33,534人	62.1%
令和 4年度	14,918人	33,637人	44.3%

(出典：名古屋市ホームページ及び防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※システム登録者数は令和元年度～令和 3年度までは 8月末時点、令和 4年度は 6月 2日時点

(配信テスト)

配信テストの結果は下表のとおりである。

安否確認システムエラー率

年度	システム登録者数	配信エラー数	エラー率
令和元年度	17,547人	※	3%
令和 2年度	20,309人	※	4%
令和 3年度	20,828人	※	3%
令和 4年度	14,918人	548人	4%

(出典：名古屋市防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※令和元年度～令和 3年度においてはシステム変更前のため配信エラー数の記録がない。

安否確認システム回答率

年度	システム登録者数	回答者数	回答率
令和 4年度	14,918人	11,072人	74%

(出典：防災危機管理局作成資料より監査人作成)

※令和元年度～令和 3年度においてはシステム変更前のため回答者数、回答率の記録がない。

イ 指摘

市の予算定員に対する安否確認システムの登録者数の割合は、システム変更前の令和 3年度において62.1%にとどまっている。職員の安否及び参集情報を把握することで適切な人員配置を行う等の目的を達成するという観点から、登録者数の割合を高めるよう改善が必要である。

さらに、令和 4年度のシステム変更後に登録者割合が44.3%に下落しているため、登録者割合を上昇させる取り組みが必要である。これに関して、市は各局室区の防災担当課に対して通知を行い、注意喚起を促している。しかし、その通知後でも未登録の職員に対しては、職員個人の携帯電話やメールアドレスを使用するため、強制できない点については配慮する必要があるが、再度通知を行う等、より積極的な対応が必要である。

また、配信テストの未回答者や正しい連絡先を登録していない職員に関して、当該組織の所属長に対して通知を行い、その後の対応状況を観察する等、回答率の上昇やエラー率の減少のためのより積極的な対応が必要である。

17 （事業No.60）消防団の充実強化事業

○対象部局 消防局 消防団課

(1) 事業の概要

消防団の充実強化を図るため、消防団装備・施設の整備を進めるとともに、消防団が活動しやすい環境を整えるなど、消防団員の充足率の向上を推進するものである。

消防団施設としては、活動拠点である詰所が挙げられる。一例として以下に西区栄生消防団詰所の外観を示す。

西区栄生消防団詰所



（出典：名古屋市ホームページ）

原則、1学区につき1つの消防団があり、1消防団につき1つの詰所がある。

(2) 消防団員の充足率向上のための取り組みについて【意見】

ア 検出事項

消防団の実員数の推移（令和元年～令和 4年）は下表のとおりである。実員数は毎年減少しており、それに伴って充足率も低下している。充足率は定員数に対する実員数の割合を指す。

過去 3年間の実員及び充足率の推移

各年 4月 1日現在

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団数	266団	267団	267団	267団
定員	6,820人	6,845人	6,845人	6,845人
実員	5,504人	5,382人	5,264人	5,175人
増減(前年比)	▲75人	▲122人	▲118人	▲89人
充足率	80.7%	78.6%	76.9%	75.6%

（出典：消防局作成資料より監査人作成）

また、団員のモチベーション向上につながる取り組みとして、例えば消防隊と消防団の震災対応連携訓練があるが、当該訓練に対する市民への十分な周知が行われていない。

イ 意見

消防団員の実員数は毎年減少しており、それに伴って充足率も低下している。事業の目的である充足率の向上は、迅速な消火・救助体制を確立するために重要である。充足率の低下を防ぐためには、退団者数を減少させることが重要であり、退団者数を減少させるためには、団員のモチベーションを向上させることが効果的であると考ええる。

例えば、消防隊と消防団の震災対応連携訓練などの取り組みを市民へ十分な周知を行う等、団員のモチベーション向上のための取り組みを強

化することにより、退団者数の減少に向けて積極的なアプローチを行うことが望ましい。

(3) 退団者の分析について【意見】

ア 検出事項

退団者数の推移（令和元年度～令和3年度）は下表のとおりである。
特に5年未満の退団者数が顕著であるが、アンケートによる退団理由の把握に努めているものの、特段の追加的な分析を実施していない。

消防団員勤務年数別退団状況（単位：人）※1

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
区分	定年退職 ※2	定年退職 以外	定年退職 ※2	定年退職 以外	定年退職 ※2	定年退職 以外
5年未満	0	91	0	81	0	100
5年以上 15年未満	9	94	5	97	5	77
15年以上 25年未満	11	56	4	41	12	37
25年以上	94	78	32	53	39	46
合計	114	319	41	272	56	260

※1 各年度の4月1日～翌3月31日までの退団者数を計上した。

※2 定年退職（75歳）は令和元年度末から制度を開始した。

（出典：消防局作成資料より監査人作成）

イ 意見

事業の目的である消防団員の充足率の向上を達成するために、消防団の入団者数を増加させる、または退団者数を減少させる、という手段が考えられる。退団者数を減少させるためには、退団者数の地域別の分析など、追加的な分析を行って原因を明らかにしたうえで、対策を講じる必要がある。

過去 3年では勤務 5年未満の団員の退団者数が顕著であるため、特に勤務 5年未満の退団に焦点を当てて、追加的な分析を実施することが望ましい。

(4) 工事入札の手順について【指摘】

ア 検出事項

「入札説明書」では、各業務に参加するための要件として「名古屋市競争入札参加資格審査において競争入札参加資格を有すると認定された者」が規定されている。

しかし、令和 4年度の笠寺学区・太子学区の消防団詰所整備事業の入札（予定価格56百万円）において当該要件を満たしていない事業者が入札した。その他に入札者がいなかったため入札不調となり、その結果、計画に遅れが生じた。

イ 指摘

本案件においては、当該要件の確認が事業者の入札後に行われているため、その他の入札者がいなければ入札不調となる。不調となった場合、計画に遅れが生じる、時期の遅れに伴う原料価格高騰により落札価格が上昇する等の影響が生じる可能性がある。これらは、迅速な消火・救助体制を確立することの障害となりうる。

名古屋市競争入札参加資格の有無に係る要件については、落札候補者決定前に確認することが可能なため、当該要件を満たしているかどうかの事前確認を、入札書等の提出期限後速やかに行う運用とする必要があると考える。

(5) 入札数が少数であることについて【意見】

ア 検出事項

令和 4年度に実施された「消防団詰所整備事業」の入札数は下表のとおりである。「笠寺学区・太子学区」及び「大和学区・正保学区」の工事入札については、1件しか入札が無かった。

「消防団詰所整備事業」は、旧耐震基準の消防団詰所や、機能が整備方針に満たない消防団詰所を優先的に選定し、整備を行っている。

なお、総合評価方式による一般競争入札方式を選定するとともに、設計施工一括発注方式による、各参加企業の技術力・提案力を重視した入札となっていることから、仕様や工事方法は特殊なものではない。

令和 4年度の「消防団詰所整備事業」の入札数

件名	入札数	予定価格
消防団詰所整備事業（笠寺学区・太子学区）	1件	約56百万円
消防団詰所整備事業（大森学区・志段味西学区）	2件	約53百万円
消防団詰所整備事業（宮前学区・弥富学区）	3件	約53百万円
消防団詰所整備事業（大和学区・正保学区）	1件	約52百万円

（出典：消防局作成資料より監査人作成）

イ 意見

入札数が少数である場合、一般競争入札の趣旨である競争原理が働かない状況であるため、入札数を増やす施策の検討を行うことが望ましい。

具体的には、入札条件を緩和することや、工事内容を分割して公告することなどが考えられる。また、予定価格が適正かどうか見直すことも必要であるとする。

(6) 定員が25名超である消防団について【意見】

ア 検出事項

名古屋市の消防団の定員は原則として各25名であるが、一部、定員が25名超となっている消防団がある。定員については、「消防団の定員及び階級別定員の指導基準」（昭和53年 4月 1日制定、平成10年 4月 1日改正）に基づき、名古屋市消防団条例で定められている。定員が25名超となっている消防団は下表のとおりである。

定員が25名超となっている消防団（令和 4年 4月 1日現在）

名称	定員	実員
名古屋市豊治消防団	50名	43名
名古屋市南陽消防団	80名	74名
名古屋市西福田消防団	80名	56名
名古屋市福田消防団	60名	36名

（出典：消防局作成資料より監査人作成）

「消防団の定員及び階級別定員の指導基準」の制定当時、将来の学区の分割が予想される区域の消防団については、消防団の基準定員25名を適用しないこととした。そのため、該当する 4団は定員が25名超となっている。これら 4団以外の 263団については、すべて定員は25名である。定員が25名超である消防団の定員については、当該学区を管轄するのに必要な人員であり、適正な定員数であると考えられている。

イ 意見

当該 4団について、実員数は定員数に到達していないものの、他の消防団と比較するとより多くの団員が所属している。

したがって、定員25名の学区に比べれば相対的に団員の融通は利きやすいと考えられる。必要に応じて有事の際に学区を超えた消防活動を行うことも、定員に対する実員の充足率が年々低下している中では一つの有効な方法として検討することが望ましい。

18 （事業No.65）救急隊の増隊事業

○対象部局 消防局 救急課

(1) 事業の概要

増加する救急需要に的確に対応できる体制を整備するため、必要となる救急隊を増隊することにより、大規模災害発生時に激増することが予測される救急需要に対応できるようにする。なお、各救急隊に1台の救急自動車が配備されている。

(2) 救急隊の実員数の分析について【意見】

ア 検出事項

救急隊の人員数の推移（令和元年度～令和4年度）は下表のとおりである。名目的な実員数は定員数を大きく超過しているものの、消防隊との兼任の場合が多く、実質的に定員数を満たすだけの人員を確保できているかどうかの検討を行っていない。救急隊と消防隊は、それぞれ定員が定められている。

過去3年間の救急隊の人員数の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
定員	380人	398人	398人	408人
実員	1,457人	1,447人	1,473人	1,579人
内、専任	18人	30人	29人	38人
内、兼任	1,439人	1,417人	1,444人	1,541人
救急隊数	43隊	45隊	45隊	46隊

（出典：消防局作成資料より監査人作成）

イ 意見

名目的な実員数が定員数を超過しているときでも、兼任の場合は救急隊としての関与時間が少ないことも考えられ、実質的に定員数を満たしていないことがある。その場合、発災時に必要とされる救急隊の人員が不足している可能性も考えられる。

発災時の救急需要に対応できる体制を整備するという事業の目的を達成するためには、実員数を充実させることが不可欠である。そして現状、定員を満たす実員を確実に確保できているかどうかは不明瞭である。そのため、名目的な比較検討にとどまらず、人員の関与時間割合などを考慮した実質的な比較検討を行うことが望ましい。

(3) 救急自動車の基準数の算出について【意見】

ア 検出事項

消防庁告示において、配置する救急自動車の数は、以下のとおりに定められている。

(平成12年消防庁告示 1)

第十三条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は、人口十万以下の消防本部又は署所にあつてはおおむね人口二万ごとに一台を基準とし、人口十万を超える消防本部又は署所にあつては五台に人口十万を超える人口についておおむね人口五万ごとに一台を加算した台数を基準として、当該市町村の昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

市では、救急自動車の基準数を算定する上で、人口による配置台数を基準としつつ、高齢化率及び昼間人口の要素を勘案して基準数を補正している。具体的には、以下のとおりである。

■消防庁告示からの算定

5台＋（本市の人口2,325,987人－100,000人）÷50,000人≒50台

■本市の実情による補正（高齢化率）

救急出動件数と関連性が高い高齢化の状況について、本市の高齢化率（25.2%：令和 3年 4月 1日現在）が全国の高齢化率（28.9%：令和 3年 4月 1日現在）と比べて低いことから、人口を以下のとおり補正する。

$$2,325,987人 \times 25.2\% / 28.9\% \doteq 2,028,196人$$

■本市の実情による補正（昼間人口）

本市においては、昼間人口と夜間人口の差が大きいことから、流入超過人口を勘案することとする。この際、救急需要に影響を及ぼすこととなる流入超過人口（通勤・通学者）が本市に滞在する時間を 9時間と設定し、当該人口を以下のとおり補正する。

$$\text{流入超過人口} : 2,623,713人 - 2,325,987人 = 297,726人$$

$$297,726人 \times 9\text{時間} / 24\text{時間} \doteq 111,647人$$

※昼間人口：常住地からの通勤・通学による流入人口を加算して算出した「従業地・通学地による人口」で国勢調査から得られるもの。

※流入超過人口：昼間人口から夜間人口を差し引くことで算出されるもので、通勤・通学による人口の純増分を示す。

■補正要素を加味した本市の基準数

$$2,028,196人 + 111,647人 = 2,139,843人$$

$$5\text{台} + (2,139,843人 - 100,000人) \div 50,000人 \doteq 46\text{台}$$

イ 意見

救急自動車の基準数について、実態に即したものとするために、基準数算出の際に本市固有の状況を考慮することが必要である。その点、現状では高齢化率及び昼間人口を考慮して補正が行われているが、その他に考慮すべき要素がないかどうかの検討を行うことが望ましい。

例えば、本市の介護保険第 1号被保険者数に占める要介護度別の認定者数の割合（令和 3年度）は下表のとおりである。本市の当該認定者数の割合は全国や愛知県と比較して高くなっている。このような要素について本市固有の状況として補正の必要がないかどうかの検討を行うことが考えられる。

第 1号被保険者数に占める要介護度別の認定者数の割合

要介護度	全国		愛知県		名古屋市	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
要支援 1	962, 246	2. 7	47, 019	2. 5	15, 682	2. 7
要支援 2	932, 137	2. 6	55, 780	2. 9	23, 052	4. 0
経過的要介護	0	0	0	0	0	0
要介護 1	1, 408, 339	3. 9	60, 640	3. 2	16, 358	2. 9
要介護 2	1, 135, 383	3. 2	54, 396	2. 9	20, 987	3. 7
要介護 3	899, 500	2. 5	43, 150	2. 3	16, 467	2. 9
要介護 4	858, 473	2. 4	39, 190	2. 1	13, 836	2. 4
要介護 5	569, 917	1. 6	24, 691	1. 3	8, 816	1. 5
合計	6, 765, 995	18. 9	324, 866	17. 2	115, 198	20. 1
第 1 号 被保険者数	35, 887, 516	100	1, 894, 113	100	573, 534	100

（出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報より監査人作成）

19 （事業No.66）医療救護所等運営体制の充実事業

○対象部局 健康福祉局 環境薬務課

(1) 事業の概要

災害時に医療救護所となる市立中学校について、一般社団法人名古屋市医師会等が各区において実施する医療救護所設置訓練等を通じて課題の検証を行い、災害時に必要となる設備や体制の充実を図っている。

(2) 指定薬局の選定について【意見】

ア 検出事項

一般社団法人名古屋市医師会では、災害時に設置された各医療救護所において複数名の医師を配置している。これは、仮に 1人の医師が被災し、医療救護所に出動できない場合でも、他の医師が出動することで医療救護所の運営に問題が生じないようにするためである。

一方で、災害時に医療救護所に対し、備蓄医薬品を供給する薬局については、各医療救護所につき近隣の薬局 1軒が指定されている。これについて、医療救護所ごとに医師は複数名が配置されているのに対し、薬局は 1軒となっており、仮に当該指定薬局が被災した場合には、備蓄医薬品の供給が即時に行うことができない可能性がある。

イ 意見

指定薬局が被災した場合でも、備蓄医薬品の供給に支障をきたさないように医師の複数名配置と同じく、薬局についても複数の薬局を指定薬局として指定しておくことを検討されたい。

20 (事業No.67) 災害救助用物資の備蓄事業

○対象部局 防災危機管理局 地域防災室

(1) 事業の概要

(事業の全体について)

避難者等に物資を供給するため、食糧及び生活必需品の備蓄を充実させる。また、更新する備蓄物資を活用し、イベントや訓練等において家庭内備蓄率向上を図るため、市民に対し啓発する。

(指定避難所と備蓄倉庫の実査について)

監査人は「名古屋市災害救助用物資供給計画」における指定避難所の一つである市立ほのか小学校と、備蓄倉庫の一つである西部倉庫で実査を実施した。

5 配備基準

《概念図》



※1 物資量は令和2年度末時点のもの。
※2 名古屋市地域防災計画（令和2年9月修正）に基づく。
※3 備蓄数については、指定避難所数等の増減により変更となる場合がある。

(1) 基本的な考え方

発災直後の道路状況の悪化やサプライチェーンの寸断などの混乱した状況を想定し、指定避難所への分散備蓄を基本とする。一方、区役所・支所、備蓄倉庫の役割については、指定避難所の備蓄体制や想定外の避難者へのバックアップを基本とし、各品目をバランスよく配備する。

指定避難所へ格納しきれなかった物資は、原則として指定避難所の位置する区役所・支所へ格納するものとし、区役所・支所でも格納しきれなかった場合は、備蓄倉庫分として上の考え方により格納する。

(出典：名古屋市災害救助用物資供給計画)

(市立ほのか小学校)

市立ほのか小学校では以下の写真のように 3か所に分けて災害救助用物資が保管されていた。



(西部倉庫)

西部倉庫では以下の写真のように数か所に分けて災害救助用物資が保管されていた。



(2) 市立ほのか小学校における災害救助用物資の在庫記録について【意見】

ア 検出事項

指定避難所である市立ほのか小学校において、災害救助用物資について、保管場所別ではなく一括して在庫の記録を行っていた。

イ 意見

災害救助用物資の在庫は、管理をより正確に行う観点から保管場所別に記録することが望ましい。市立ほのか小学校以外の指定避難所でも同様の事項があれば改善することが望ましい。

(3) 市立ほのか小学校における災害救助用物資の在庫記録について【意見】

ア 検出事項

日本赤十字社から預かっている仮設トイレについて在庫記録に反映されていなかった。

イ 意見

名古屋市所有の物資ではないとしても、在庫を網羅的に把握するために有用であるため、預かっているものを在庫記録に反映することが望ましい。市立ほのか小学校以外の指定避難所でも同様の事項があれば改善することが望ましい。

(4) 西部倉庫における災害救助用物資の在庫記録について【意見】

ア 検出事項

災害救助用物資の在庫記録の一部が実際の在庫数量と相違していた。当該理由を調査したところ、前年度末に棚卸しを実施した後、一部の物資を指定避難所（市立宝小学校）に移したことが原因であった。また、毎年度末に棚卸しを実施しているが、その間の入庫、出庫については在庫記録に反映されていなかった。

イ 意見

毎年度末の棚卸し時のみならず、入庫、出庫が行われたら随時に入庫、出庫の記録を取り、在庫記録にも反映させることが望ましい。

21 （事業No. 69）緊急物資集配拠点運営体制の充実事業

○対象部局 健康福祉局 監査課

(1) 事業の概要

大規模災害時に想定されるプッシュ型支援をはじめとした大量の救援物資を円滑に避難者へ供給するため、大量の物資を仕分け・輸送するのに適した機能を有する新たな緊急物資集配拠点を配置する。また、緊急物資集配拠点における定期的な訓練等を通して、適時運営体制を検証するとともに、必要な資機材等の確保を行う。

(2) 事業の担当部局について【意見】

ア 検出事項

健康福祉局監査課では、以下本市における災害救助用物資に係る事務の役割分担に基づき、緊急物資集配拠点における定期的な訓練等の開催について、企画調整を行っている。

本市における災害救助用物資に係る事務の役割分担

担当局	平常時	発災時
防災危機 管理局	・地域防災計画等に係る総合調整 ・災害救助用物資供給計画の総括 ・備蓄物資の配備・更新・在庫管理 ・備蓄倉庫の管理 ・防災備蓄倉庫（小中学校）の管理 ・<u>防災訓練への協力</u>	・災害対策本部の運営 ・各部、区本部、防災関係機関等との連絡調整
健康福祉 局	・物資班活動に係る総合調整 ・物資班関連部局連絡会議の開催 ・<u>物資班関係防災訓練の企画</u> ・発災時における備蓄物資の放出及び備蓄倉庫の運営方法の検討	・物資班の総括 ・備蓄物資の在庫管理と放出

（出典：名古屋市災害救助用物資供給計画）

防災危機管理局が設置される以前は、各局で防災関連業務を担っており、健康福祉局において、平常時及び発災時における備蓄物資の購入・配送・管理・放出を担当していた。防災危機管理局の設置後は、備蓄物資の購入・配送・管理は防災危機管理局が担当し、発災後の放出は健康福祉局が引き続き担当することとなった。発災後に確実に放出できる体制の確保をする必要があることから物資班関係防災訓練の企画は、健康福祉局が担い、防災危機管理局はあくまでも防災訓練への協力という立場になっている。

当事業の担当部局である健康福祉局からは以下のような意見が述べられた。

(健康福祉局の意見)

防災危機管理局設置以前は、健康福祉局が災害救援用物資に係る業務全般について担っていたものの、防災危機管理局設置にあたり、災害救援用物資関連業務及びそれに係る人員 1名について、防災危機管理局へ移管された。一方で、物資班の連絡調整に関すること及び関連する訓練業務については、健康福祉局に残されたままである。

ここで救援物資集配拠点は下表のとおり、各局が横断的に担当しているが、発災時において健康福祉局は要配慮者対策・医療救護など人命に直結する部分に対応する必要があることを踏まえると、物資班の連絡調整まで責任を持って実施することは困難だと考えているため、平常時の訓練業務も含めて所管の再検討を行う必要が生じている。

緊急物資集配拠点

拠点名	担当局	所在（区）
稲永スポーツセンター	会計室	港
名古屋国際会議場	観光文化交流局	熱田
名古屋競輪場	財政局	中村
名東スポーツセンター	健康福祉局	名東
守山スポーツセンター	子ども青少年局	守山
瑞穂公園体育館	経済局	瑞穂

（出典：名古屋市災害救助用物資供給計画、なお担当局は現在の名称）

イ 意見

現在の役割分担では、発災時に大量の救援物資を円滑に被災者に供給することができない可能性がある。したがって、当事業の担当所管について再検討することが望ましい。

22 （事業No. 71）大規模小売業者等との協定締結の推進事業

○対象部局 経済局 市場流通室

(1) 事業の概要

市は地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市内の事業者等から物資の調達ができない場合に備え、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、大規模小売業者等との協定締結を推進している。

(2) 協定内容について【意見】

ア 検出事項

市は災害時に応急生活物資供給等の協力をしてくれる各大規模小売業者等と「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」を締結している。当該協定書の第 5 条には以下のとおり明記されている。

（応急生活物資）

第 5 条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

上記条項に基づき、市は毎年、各大規模小売業者等と応急生活物資の内容について協議し、「応急生活物資供給可能数量等」という書面を作成している。しかし、「応急生活物資供給可能数量等」は物資品目及び供給可能数量を一覧化している書面であり、「応急生活物資供給可能数量等」と「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」第 5 条との関係性について明記されていない。したがって、「応急生活物資供給可能数量等」が大規模小売業者等と協定書第 5 条に基づいて協議して定められた内容かどうか不明確である。

イ 意見

「応急生活物資供給可能数量等」が協定書第 5 条に基づいて、市及び大規模小売業者等と協議の上で作成された書面である以上、協定書との関係性がわかるようにすべきである。したがって、例えば「協定第 5 条に基づく応急生活物資供給可能数量等」というような記載を加え、「応急生活物資供給可能数量等」が両者の協議の上で決められているものであることを明確化することが望ましい。

(3) 目標値設定について【意見】

ア 検出事項

当事業の趣旨は災害時により多くの応急生活物資を市民へ供給し、市民生活の早期安定を図ることにある。しかし、当事業における事業計画は協定締結を推進することであり、具体的な目標は、災害時物資供給協定の締結事業者数となっている。

イ 意見

締結事業者数を増やすことで応急生活物資の物資品目及び供給可能数量は増えるものと考えられるが、災害時に必要とされる物資品目及び供給数量に不足している可能性もある。

したがって、締結事業者を選定する上で、事業者の業種や規模も勘案し、災害時に市民に供給する物資品目及び供給数量が不足しないようにすることが望ましい。また、災害時に必要とされる物資品目及び供給数量について、必要に応じて他局や他自治体と情報交換を行うことで、締結事業者を選定する際の参考とされたい。

(4) 大規模小売業者等の選定について【意見】

ア 検出事項

大規模小売業者等との協定締結を推進していることについて、市側は積極的に広報を行っておらず、主に事業者側から個別に申請があった場合に対応する形になっている。

イ 意見

現状協定の締結は、事業者側から申請があった場合に対応する形となっており、当事業について認識していない事業者もいることが想定される。仮に広報を行っていれば、締結事業者数を増やせた可能性がある。

したがって、市は、協定締結を推進するうえでも、協定の締結について広く周知を行うことが望ましい。

23 （事業No. 72）大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の開催事業

○対象部局 経済局 市場流通室

(1) 事業の概要

市は災害時に物資を円滑に避難者へ供給するため、大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議を年 1回開催している。また、訓練への参加及び訓練の検証を実施している。

(2) 事業計画目標について【意見】

ア 検出事項

当事業に関しては、名古屋市災害対策実施計画において具体的な事業計画指標が定められていない。なお、令和 3年度における当事業の事業計画は連絡会議の「開催」であり、実績としては「連絡会議を開催し、災害時における供給体制等の意見交換を実施」していることから、実質的に計画達成の状況となっている。

また、直近 3年の大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議の参加事業者数は下表のとおりであり、令和元年度及び令和 3年度の参加率は約 6割程度にとどまっている。また、連続して参加していない事業者も 7事業者ある。

連絡会議の参加事業者数

年度	締結事業者	参加事業者	参加率
令和元年度	33事業者	21事業者	約63.6%
令和 2年度	新型コロナウイルス感染症により未開催		
令和 3年度	37事業者	24事業者	約64.8%

(出典：経済局作成資料より監査人作成)

イ 意見

現在の事業目標は連絡会議を開催することであるため、事業の成果指標となっておらず、事業の効果を確実に測定できていないと考えられる。連絡会議は、市と事業者との意見交換の場のみでなく、事業者間の情報交換の場にもなることから、連続して連絡会議に不参加の事業者を減らす等の目標も策定することが望ましい。

(3) 連絡会議の運営方法について【意見】

ア 検出事項

令和 3年度に開催された大規模小売店及び物流事業者等との連絡会議については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインでの開催となったが、連絡会議の参加者や会議での発言内容が記載された議事録が残されていない。

イ 意見

連絡会議の内容及び発言内容を事後的に正確に把握し、今後の事業遂行上の参考とするため、会議の要旨を議事録に残すことが望ましい。

24 （事業No. 73）指定避難所の給排水機能の確保事業

○対象部局 教育委員会事務局 学校整備課

(1) 事業の概要

主要な指定避難所である市立小中学校において、震災時に給排水機能が確保できるよう、学校敷地内における埋設給排水管の改修を実施する。対象の全 371校のうち、液状化の可能性が高く特に優先度が高い 146校については令和10年度まで、それ以外のすべての学校については令和20年度までに改修の完了を予定している。

(2) 優先順位の設定方法について【意見】

ア 検出事項

液状化の可能性が高い地域にある小中学校の改修を優先して進めているため、区ごとに進捗状況の差が生じている。また、対象校である 371校のうち優先校として決定した 146校の中での優先順位の検討過程が文書化されていない。

イ 意見

対象校である 371校すべての改修工事を完了するのに20年超を要するため、事業継続中に震災が発生する可能性がある。改修工事が液状化の可能性が高い地域に偏っていた場合、震災が発生した際に液状化の可能性が高い地域の被害を最小限に留めることができる一方で、改修工事を実施していない地域が甚大な被害を受ける可能性がある。名古屋市全体での震災の被害を最小限に抑えるため、以下の対応策が考えられる。

- 改修工事の優先順位の決定の際に、各地域の少なくとも 1校は改修工事の対象となるように考慮する。
- 液状化の可能性が高く特に優先度が高い 146校は市立小中学校であり、小学校は名古屋市の全16区のうち15区の 102校、中学校は14区の44校であ

る。各地域に満遍なく分布している点を考慮して、中学校の改修工事を実施した後に小学校の改修工事に着手する。もしくは小学校の改修工事を実施した後に中学校の改修工事に着手する。

また、仮に同じ学区に位置する学校であっても学校ごとに工事の開始時期が異なる可能性があり、お互いの状況が分かるが故に学校間での不公平感を生む可能性がある。優先順位の決定にあたっては選定過程を文書化し、透明性、客観性を保つことが望ましい。

25 （事業No. 74）指定避難所における良好な生活環境の確保事業

○対象部局 防災危機管理局 地域防災室

(1) 事業の概要

市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」等を踏まえ、指定避難所の生活環境の向上のための取り組みを進めるとともに指定避難所が円滑に運営できるよう支援を行っている。

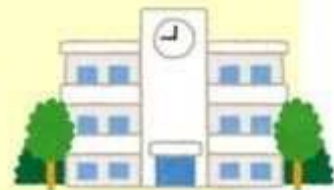
これに関連して、市は避難所にどのような備蓄物資及び資機材があるかについて「名古屋市における備蓄物資及び指定避難所資機材ガイドブック」において公開している。

避難所にある備蓄物資及び資機材一覧

1 避難所にある備蓄物資及び資機材一覧

市立小・中学校（旧小学校を含む）

- | | |
|--|---|
| <p>○食糧、毛布等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米
（梅がゆ、わかめ、きのこ） ・ビスケット ・飲料水 ・毛布 ・タオル <p>○トイレ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道直結式トイレ ・くみ取り式トイレ ・簡易パック式トイレ ・簡易洋式便座 | <p>○資機材等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル移動無線 ・テレビ ・避難所開設キット ・間仕切り ・簡易式スロープ
（バリアフリー化されていない
市立小・中学校のみ） ・地下式給水栓資器材 ・発電機 ・投光器 ・衛生用品キット ・特設公衆電話 |
|--|---|



その他の避難所（コミュニティセンター、民間施設など）

- | | |
|--|--|
| <p>○食糧、毛布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米
（梅がゆ、わかめ、きのこ） ・ビスケット ・飲料水 ・毛布 <p>○トイレ関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道直結式トイレ ・くみ取り式トイレ ・簡易パック式トイレ | <p>○資機材等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設キット ・間仕切り
（収容人数200人以上の指定避難所のみ） ・衛生用品キット |
|--|--|



ビスケットとアルファ化米について

品 目	特 徴	アレルギー	対 象
ビスケット	・そのまま食べられる	アレルギー物質 （大豆、小麦、乳等）使用	アレルギー疾患の ない方
アルファ化米 （梅がゆ）	・水かお湯が必要 ・歯の弱い方も食べ やすい	アレルギー表示対象 品目（27品目）を すべて除去	高齢者など
アルファ化米 （わかめごはん・ きのこごはん）	・水かお湯が必要		アレルギー疾患の ある方を始め、だれ でも食べられる

（出典：名古屋市における備蓄物資及び指定避難所資機材ガイドブック）

このほか、避難所における生活環境向上の取り組みとして、

- Wi-Fi環境の整備
- コロナ感染対策のための衛生用品の準備

などを行っている。

(2) 充電用コンセントの充実について【意見】

ア 検出事項

避難所資機材として準備している電源タップは、数名分から数十名分にとどまっている。

イ 意見

平成28年の熊本地震を踏まえ、熊本県教育委員会がまとめた「避難所となった学校における施設面の課題等について」によると、備えられていないため困った防災機能の一つに「コンセント差込口の不足」を挙げている。

また、この「コンセント差込口の不足」は、避難者同士によるコンセント差込口の奪い合いなど、トラブルの原因となるケースも報道されている。

(参考)

「あれがあれば…」避難所運営の初動キット、熊本大考案
支援物資の箱を開けられない、携帯電話を充電するコンセントが足りない――。熊本地震直後の避難所で困ったことを調査した熊本大学の研究者らが、開設からの3日間に必要な25の道具と知恵を詰め込んだ「避難所初動運営キット」をつくった。

(中略)

6個口の電源タップは、「充電用コンセントの奪いあいになった」という声から。

(出典：朝日新聞デジタル 2018年 3月 7日)

特に市が避難所の Wi-Fi環境の整備を進めていることから、避難者の携帯情報端末の使用頻度も多くなり、「コンセント差込口の不足」もより深刻な課題になってくるものと考えられる。

もちろん、避難所の Wi-Fi環境の整備は重要な施策ではあるが、それと併せて Wi-Fi利用者の環境も充実させるため、携帯情報端末充電用の電源タップを十分に準備することが望ましい。

なお、むやみな電源タップの乱用は、いわゆるタコ足配線となって火災の恐れがあるため、同時に乱用防止策についても配慮されたい。

26 （事業No. 75）指定避難所のトイレ改修事業

○対象部局 スポーツ市民局 スポーツ施設室

(1) 事業の概要

指定避難所であるコミュニティセンター、市立小中学校等において、災害時に要配慮者をはじめとした避難者が円滑にトイレを利用できるよう、トイレの洋式化やバリアフリー化を実施する。

(2) 工事入札の不調について【意見】

ア 検出事項

令和 4年度の露橋スポーツセンターのトイレ改修工事の入札において入札者が現れず、不調となった。これにより、当初の予定では令和 4年度中に露橋スポーツセンターの工事を完了させる予定であったが、令和 4年度内の執行が困難となっている。

イ 意見

事業の計画を予定どおり遂行するために、不調や不落となったケースの原因分析を行い、不調や不落とならないような対策を検討し、講じることが望ましい。

27 （事業No. 80）応急仮設住宅配置計画図及び応急仮設住宅建設候補地台帳の整備事業

○対象部局 住宅都市局 住宅企画課

(1) 事業の概要

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与を行う場合、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置することとされている。応急仮設住宅の速やかな着工を図るため、新たな建設候補地について、応急仮設住宅配置計画図を作成・保管するとともに、既存の応急仮設住宅建設候補地台帳を更新する。

(2) 応急仮設住宅建設候補地台帳の更新について【意見】

ア 検出事項

住宅都市局では、市内で応急仮設住宅の建設が必要となった場合に備え、最大建設可能戸数を予め把握するため、新たな建設候補地について応急仮設住宅建設候補地台帳を更新している。しかし既存の候補地の中には、応急仮設住宅建設候補地台帳登録後に別の目的で利用している区画や用途が変更されている区画もあり、そのような区画は災害発生時のような緊急時に応急仮設住宅の建設ができないことから、既存の候補地についても毎年40箇所程度直接確認することで調査を実施し、応急仮設住宅建設候補地台帳の更新を行っている。

イ 意見

現状応急仮設住宅建設候補地は 220箇所存在するが、いずれも名古屋市所有の土地である。毎年40箇所程度職員が直接確認をするため現地に赴くということであるが、候補地全てを確認するのに 5年間程かかるため、別の目的で利用されている区画や、用途が変更された区画の発見が遅れ、応急仮設住宅建設候補地台帳の更新が最長 5年間なされない可能性がある。

既に応急仮設住宅建設候補地台帳に登録されている土地を使用したり、用途を変更する際は、予め応急仮設住宅建設候補地台帳を管理している住宅都市局担当課に連絡を入れるようにし、担当課職員は連絡があった箇所について現地に赴き確認するような仕組みにした方が効率的ではないかと考える。

応急仮設住宅建設候補地台帳を管理する担当課に応急仮設住宅建設候補地についての情報が集約されるような体制を構築することが望ましい。

また、その情報をデータベース化し、名古屋市所有の土地を使用する、用途を変更する際には、事前に当該土地が応急仮設住宅建設候補地台帳に登録されているか否かが確認できる仕組みを構築することも有益であると考ええる。

28 （事業No.81）被災建築物応急危険度判定体制の強化事業

○対象部局 住宅都市局 建築指導課

(1) 事業の概要

地震により被害を受けた建築物について、余震等による二次災害を防止するために、被災建築物の危険性について応急的に判定する体制を強化する必要があることから、講習会開催の周知などにより被災建築物応急危険度判定士登録者数を増やすとともに、効率的に判定活動を行うための判定資機材等の整備等を図る。

(2) 被災建築物応急危険度判定士登録者数について【意見】

ア 検出事項

当該事業においては、被災建築物応急危険度判定士の登録者数について令和 5年度 3,100名という目標を設定している。

しかし、直近 3年間の登録者数の推移は下表のとおりであり、ほぼ横ばいである。

判定士の登録者数

令和元年度	令和2年度	令和3年度
2,481名	2,483名	2,478名

(出典：住宅都市局作成資料)

また、令和 3年度登録者数の内訳は、名古屋市職員が 1,197名、民間の建築士、1級建築施工管理技士が 1,281名となっている。

イ 意見

直近 3年間の登録者数の推移から、令和 5年度 3,100名の目標を達成するのは厳しい状況であることが推測される。

現状、応急危険度判定士講習会や判定士登録事務は、愛知県、県下市町村、関係団体により設立された愛知県建築物地震対策推進協議会を中

心に実施されている。そのため、名古屋市は講習会への参加の呼びかけ、名古屋市役所庁内や建築士会等関係団体へのPRを行う等登録者数増加の対策をしているが、結果として登録者数の増加には至っていない。

また、災害発生時には基本的に民間の判定士を派遣することが想定されることから、より民間の建築士や 1級建築施工管理技士の登録者数を増やす必要がある。そのため民間の登録者及び所属する団体に対するインセンティブを与える等、登録者数の増加に向けより積極的な取り組みを愛知県建築物地震対策推進協議会や愛知県に働きかけることが望ましい。

29 （事業No.102）排水ポンプ施設の改築事業

○対象部局 上下水道局 下水道計画課

(1) 事業の概要

老朽化した排水ポンプ施設を改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強するものである。

(2) 排水ポンプの整備計画について【意見】

ア 検出事項

排水ポンプの整備は、1時間あたり63mmの降雨に対応できるようにすることを目標として、計画を推進している。ここで、現行の名古屋市総合排水計画は令和元年度から概ね30年間にわたるものであるが、個別具体的な整備計画が設定されていない。

元来、昭和54年の名古屋市総合排水計画において、1時間あたり50mmの降雨に対応できるように整備を行うという方針が立てられていたが、東海豪雨をはじめとした豪雨の影響を受けて新たな計画が策定されており、最終的に令和元年度に改訂した総合排水計画において、年超過確率1/10の降雨である1時間あたり63mmの降雨を目標値として設定している。

一方で、当初は1時間あたり50mmの降雨を前提に整備を進めていたことに加え、排水ポンプの整備にあたっては、排水ポンプそのものの整備だけではなく、河川や橋りょう架替の整備も必要であることから、早急な対応が困難であり、現状の計画としては効率性の観点から、排水ポンプの通常の改築時に排水能力を高める整備を並行して行うこととしている。

イ 意見

排水ポンプは、目標耐用年数に基づいて改築する計画があるということであるが、前述のとおり、河川や橋りょう架替の整備を並行して行う必要があると考えられる。よって河川や橋りょう架替の整備状況を含め

た、より総合的かつ長期的な視点で計画を立案し、それに従って効率的に 1時間あたり63mmの降雨に備えた整備を進めていくことが望ましい。

30 （事業No.106）農業用水路の改良事業

○対象部局 緑政土木局 都市農業課

(1) 事業の概要

農用地のみならず地域全体における被災時の円滑な内水排除のために重要な役割を果たす市街化調整区域にある農業用水路について、改良を行う。

(2) 東福田土地改良区について【意見】

ア 検出事項

農業用水路の改良については、各土地改良区の要望を基に行っている。令和 3年度までの改良実績は下表のとおりであるが、東福田土地改良区については、地域の代表者を選ばず、平成14年 3月24日に開催された通常総会を最後に、長期間に渡り休眠状態が続いており、農業用水路の改良が実施できていない。

令和 3年までの水路改良実績 ※圃場整備は除く。愛知県の実施分も含む。

(単位：km)

土地改良区名	区		改良延長
	港	中川	
藤高土地改良区	4.3		4.3
茶屋後土地改良区	7.8		7.8
東福田土地改良区	0.0		0.0
茶屋新田土地改良区	6.4		6.4
協和土地改良区	7.0		7.0
海東土地改良区	3.9	0.0	3.9
西福田土地改良区	1.5	4.0	5.5
小川土地改良区	5.8		5.8
富田町土地改良区		7.2	7.2
名古屋市（都市農業課）	0.7	0.0	0.7
合計	37.4	11.2	48.6

(出典：緑政土木局作成資料)

イ 意見

東福田土地改良区について、このまま休眠状態が続くと、農業用水路の改良が進まず被災時の円滑な内水排除という事業目的が達成できない。そのため、災害があった際に大きな被害が出る恐れもある。

土地改良区への指導・監督を行うのは愛知県であるが、名古屋市も愛知県と連携し、早急に改良が進むように対処することが望ましい。

(3) 改良の優先順位について【意見】

ア 検出事項

改良については、各土地改良区の要望を基に、農業用水路以外の設備も含めて検討が行われ、早期に改良が必要な設備から優先に改良が進められているが、優先順位を決定した際の検討の過程を確認できる資料が残されていない。

イ 意見

優先順位の付け方の客観性を確認できるように検討の過程や判断根拠を文書として残すのが望ましい。

また、土地改良区側の要望を待つだけでなく、名古屋市側からも防災対策という観点から、農業用水路を含む改良対象設備の提案をすることも検討されたい。

31 （事業No.111）公園樹の適正管理事業

○対象部局 緑政土木局 緑地維持課

(1) 事業の概要

倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、適切な維持管理を実施している。公園巡視員や職員により日常的な点検や診断を実施し、地際の腐朽などの明らかな異常を発見した場合は速やかに伐採等の処置を実施することで、倒木などの事故防止に努めている。点検で剪定・伐採が必要と判断した公園樹に対しては全て対応していることから、点検で剪定・伐採が必要と判断した公園樹の本数と、実際に剪定・伐採を実施した本数は一致する。

(2) 名古屋市災害対策実施計画における進捗状況の指標について【意見】

ア 検出事項

令和 2年度の公園樹の適切な維持管理の進捗状況が最高で☆ 4つのところ、☆ 1つとなっており進捗が思わしくないように見受けられる。これは倒木や折れ枝等の危険性がある公園樹について、平成28年度の実績を基に年度毎に目標数を定め、剪定もしくは伐採する計画としていたが、令和 2年度は剪定もしくは伐採が必要となる公園樹が目標数より少なかったため、実施した本数も目標より少なくなっているためである。

前述のとおり、点検で剪定・伐採が必要と判断した公園樹に対しては全て対応していることから、点検で剪定・伐採が必要と判断した公園樹への対応の達成率は100%である。また、年度によって剪定・伐採を実施した本数に大きな乖離があるが、これは防犯性向上の趣旨で樹林地を再整備する新たな事業の影響や、剪定・伐採の対象となる公園樹は植物であり環境や天候等の影響を受けやすいこと等に起因するものであり、実際には防災計画実施計画の進捗が遅れている状況ではない。

イ 意見

現在指標としている「年度毎に目標数を剪定もしくは伐採する」という計画は平成28年度の実績を基に目標数が設定されており、実際の進捗状況を示しておらず意味を持たない指標となっている。進捗状況を適切に表すことができるように、適切な管理指標を設定することが望ましい。防災危機管理局とも協議して適切な目標を定めることを検討されたい。

32 （事業No.113）橋りょうの耐震対策事業

○対象部局 緑政土木局 道路建設課

(1) 事業の概要

市は、災害発生時に緊急車両・物資の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震補強や改築を実施している。

橋りょうの耐震対策は耐震補強を基本とし、構造上耐震補強が困難な橋りょう、都市計画道路事業や河川改修事業に伴い架け替えを行う橋りょうについては耐震改築を実施している。

(2) 橋りょうの耐震改築工事の計画見直しの時期について【意見】

ア 検出事項

兵庫県南部地震を踏まえた、橋りょうの耐震対策事業は平成 7年度に着手しており、令和 4年 3月末時点で優先度の高い緊急輸送道路上にある橋については90%以上、生活道路等すべての道路上の橋りょうを対象に含めると、70%の対策が完了している。

残りの30%のうち、19%については、令和12年度までに耐震対策が完了する予定となっている。さらに残りの11%については、その工事計画を令和 4年度に見直しているところである。

ここで、橋りょうの耐震対策工事は大きく分けて補強工事と改築工事とがある。上記の19%については、その多くが令和元年度策定の第 3期補強工事計画による補強工事を行っている。また、上記の11%については概ね改築工事を計画している。

イ 意見

もともと一定の条件により補強が困難とされ、改築が必要とされていた橋りょうを対象に詳細に検討を行うと、補強が可能と判断される場合がある。

そのため、改築工事の計画を見直す段階で改築工事対象から補強工事対象へ変更が生じた場合には、既存の補強工事計画の修正も必要になってしまい、事務的に非効率となる恐れがある。

しかし、市は、令和元年度に第 3期補強工事の計画を策定し、令和 4 年度に改築工事計画の見直しを実施している。今後は工事計画の策定・見直し時期について、十分に留意することが望ましい。

33 （事業No. 116）電線類の地中化事業

○対象部局 緑政土木局 道路建設課

(1) 事業の概要

災害時における緊急輸送道路・避難空間の確保や消火・救助活動の円滑化のため、電線共同溝による電線類の地中化を実施する。

(2) 地中化の進捗状況把握の指標について【意見】

ア 検出事項

平成30年度から緊急輸送道路の電線類の地中化に取り組んでいるが、地中化の計画を路線単位で示しており、事業の目標値も地中化を完了した路線数で設定している。名古屋環状線等、路線によっては距離が非常に長く、路線の全ての電線類の地中化を完了させるために長期間を要するものもある。そのため、路線単位での把握では、事業の進捗状況が適切に把握できない状況となっている。

イ 意見

地中化の計画及び目標値については、それぞれの路線全体の単位ではなく、例えば、地中化を完了する距離で設定したほうが進捗状況を把握しやすいと考えられる。路線単位では全体の進捗状況が把握しにくいいため、管理指標として進捗状況を適切に把握できる指標を設定し、それを一つ一つ達成することを目指すことが望ましい。

34 （事業No.122）水道基幹施設の更新及び耐震化事業

○対象部局 上下水道局 水道計画課

(1) 事業の概要

水道基幹施設整備事業に基づき、浄水場など水道基幹施設について、地震発生時でも一定の浄水処理等を継続できるよう、老朽化施設の更新にあわせて耐震化を進めるものである。また、水源水質の急変など水源に関するリスクに対応するため、施設整備を進めている。

(2) 目標値の設定方法について【意見】

ア 検出事項

河川の水質の急変など、水源に関するリスクへの対応策として、春日井浄水場における沈殿池の更新及び活性炭注入設備の更新を掲げている。その成果指標が浄水場の事故割合として設定されているが、設定当初である平成30年度の現状値と、令和 5年度における目標値がともに 1施設あたり10年間の事故件数が 0件となっている。

ここでいう事故とは、水道法に定められている給水が停止することを指しているが、事故の発生件数としては過去10年以上にわたり 0件が続いている。

イ 意見

今後も、給水が停止するような事故が頻発することは想定しにくく、当該指標では水源に関するリスクへの対応策による改善効果を表していない。事業の達成度合いの指標として、より分かりやすい成果指標を検討することが望ましい。

35 （事業No.123）下水道基幹施設の改築及び耐震化事業

○対象部局 上下水道局 下水道計画課

(1) 事業の概要

下水道基幹施設の耐震化は、施設を稼働しながらの大規模工事が必要となり困難であることから、施設の全面改築に合わせて耐震化を実施することで、全処理機能を確保することとしている。しかしながら、既存の施設すべてを耐震化するには長期間を要することから、下水道基幹施設整備計画に基づき、合流式下水道の改善対策として実施する水処理センターの簡易処理高度化施設の整備に合わせた最初沈殿池の耐震化、既設土木構造物の目地部に漏水を防止するための伸縮可とう継手の設置、ポンプ設備改築時等に既設土木施設の耐震化の検討、整備など段階的に地震対策を進め、地震発生時においても簡易処理（汚水沈殿処理・消毒）以上の処理水質を得ることができるよう、下水処理機能を確保することとしている。

(2) 水処理センターの耐震化について【意見】

ア 検出事項

「名古屋市上下水道経営プラン2028」において、下水道基幹施設の改築及び耐震化事業の実施計画が定められているが、当該事業の成果指標として「大規模地震発生時における水処理センターの汚水処理可能割合」を挙げている。

下水道基幹施設の改築及び耐震化事業の成果指標

成果指標	現状値	目標値	目標値
	平成30(2018)年度	令和 5(2023)年度	令和10(2028)年度
大規模地震発生時における水処理センターの汚水処理可能割合	78%	82%	83%

(出典：名古屋市上下水道経営プラン2028)

名古屋市としては、過去の阪神淡路大震災や東日本大震災時において、地震動により水処理施設の土木構造物に壊滅的な被害の報告はなかったという事実を受け、その個別的な耐震化工事の難しさも勘案し、簡易処理高度化施設の整備に合わせた最初沈殿池の耐震化を進め、簡易処理高度化施設の整備がされていない水処理センターについては、地理的に近い水処理センターに汚水を融通することを想定しているとのことである。

イ 意見

市は、簡易処理高度化施設の整備に伴う耐震化を進めており、簡易処理高度化施設が整備されていない箇所は、災害時に付近の水処理センターに汚水を融通するという方法での対応を想定しているが、災害の本格復旧まで長期化した場合に、この対応で十分であるかは疑問である。

また、水処理センターの中には、改築の予定が何十年も先である箇所もあり、抜本的な耐震化の実現はかなり長期的な計画とならざるを得ない。災害の本格復旧まで長期化する場合を含め、災害時の下水道機能確保のため、更なる耐震対策を検討することが望ましい。

36 (事業No.131) 港防災センターによる普及啓発事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

名古屋市港防災センターは、災害時に応急対策活動の拠点となるとともに、いざという時に備えて市民一人ひとりが災害の実態を正しく知り、それに対処する方法を身につけるための施設である。

名古屋市港防災センターパンフレット



(出典：名古屋市港防災センターホームページ)

市は、港防災センターの普及啓発機能の強化を図るため、展示コーナー、イベント、講座、ワークショップ等について、有識者の知見を取り入れるとともに、大学等と連携し、啓発事業の拡充を図っている。

(2) 目標指数について【意見】

ア 検出事項

市は、名古屋市災害対策実施計画策定時に港防災センターの来館者数の年間目標を65,000人としていた。

これに対して、実際の来場者数の推移は下表のとおりである。

来場者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
62,502人	67,597人	59,099人	11,210人	18,937人

(出典：名古屋市防災危機管理局作成資料)

令和元年度から来場者数の減少傾向が見て取れるが、これは新型コロナウイルスの流行時期と一致している。この状況を受けて、近年、港防災センターでは SNSを利用した普及啓発にも力を入れている。

令和 3年度の SNSのフォロワー数及び主なアクセス数は下表のとおりである。

SNSのフォロワー数

SNS	令和3年度末
Twitter	1,183人
Facebook	563人

(出典：防災危機管理局作成資料)

SNSアクセス数（令和 3年度 上位 3件の投稿）

SNS	投稿日	投稿内容	アクセス数
Twitter	令和3年9月26日	伊勢湾台風について	80,329
	令和3年9月1日	イベントについて	64,104
	令和3年10月28日	濃尾地震について	45,807
Facebook	令和4年1月13日	イベントについて	916
	令和3年10月26日	イベントについて	877
	令和3年9月12日	東海豪雨について	867

(出典：名古屋市防災危機管理局作成資料)

イ 意見

新型コロナウイルスの流行に伴い、流行前のように多くの市民が港防災センターに来館する状況には、まだ時間がかかることが想定される。

港防災センターが担うべきは、あくまで防災に関する普及啓発機能であることを考慮すれば、必ずしもその手段が来館者数の増加であるとは限らない。実際に、港防災センターは SNSを利用したイベントの告知や普及啓発などを行っている。

今後は、港防災センターによる普及啓発事業の成果を適切に測定できるよう、来館者数のみならず、SNSなどのメディアを利用した指標を取り入れることを検討することが望ましい。

(3) 出前講座のあり方について【意見】

ア 検出事項

港防災センターでは、防災に関する特別講座やワークショップを開催している。そのうちの一つに、「出前講座」というメニューがあり、申し込みのあった団体まで出向いて防災トークや防災教室などのイベントを行っている。

出前防災トーク（オンライン対応可）コンテンツ

これまでに行った「コンテンツの内容例」
 です。所要時間内にコンテンツ内すべてを
 網羅するものではありません。
 その他、事前打ち合わせにより
 トーク内容はご相談承ります。

子どもの命を守るためには

- ・乳幼児、小学生を持つ保護者の役割、心構え
- ・事前の備えやその対策など

対象：中学生～大人
 （乳幼児・小学生の同伴可能）
 所要時間：30分～60分



今、わたし達にできること
防災教育アドバイザーの特別講座
講師スケジュールによりご対応できない場合もあります。

事前の打ち合わせでトーク内容のご相談をお願いいたします。

- ・命を守るために、私たちにできること
- ・「自助」「共助」を主に、地域・学校・職場での防災について
- ・非常持ち出し品や備蓄品、非常食について
- ・集合住宅や職場での防災活動について

対象：小学4年生～大人
 所要時間：
 小学生 30分程度
 中学生～大人 60分程度



南海トラフ地震とその備え

- ・地震や津波のメカニズム
- ・南海トラフ巨大地震とは
- ・地震の時の身の守り方

対象：小学4年生～大人
 所要時間：45分～60分程度



「日本は災害の多い国」
 ※やさしいにほんごでの対応になります。

- ・日本で暮らす外国籍の方向け
- ・地震・風水害・火災で気をつけること

対象：小学4年生～大人で外国籍の方
 所要時間：30分程度



・コンテンツの複数選択はできません。いずれかおひとつお選びいただくか、電話等で事前打ち合わせのうえ内容相談をお願いいたします。

・トークに必要な機材（スクリーン・プロジェクター・マイクなど）はお客様にてご準備ください。

・人数確定時に最低必要人数（原則20名）を下回っている場合、中止することがあります。

（出典：名古屋市港防災センターホームページ）

令和 3年度 出前防災トーク実績

日程	団体名	人数
6/28	福春小学校 6 年	22 人
7/1	鳴子北小学校 5 年	83 人
7/13	東京都北区立滝野川小学校 5 年(オンライン)	29 人
7/24	夏休みイベント「雲と友達になって上手に付き合おう」 気象庁気象研究所(オンライン)	137 人
8/5	教職員対象特別講座「学校での防災って?」A(オンライン)	15 人
8/6	北名古屋市長島児童クラブ	52 人
8/20	教職員対象特別講座「学校での防災って?」B(オンライン)	14 人
8/26	天白養護学校教職員対象(オンライン)	96 人
8/31	南陽高等学校全校訓練での講話(オンライン)	749 人
9/17	名東高等学校(オンライン)	38 人
9/22	伝馬小学校 4 年(オンライン)	47 人
10/1	中村高等学校全校生徒	654 人
10/12	名東児童館(乳幼児防災)	6 人
10/18	松原小学校 4 年	45 人
10/20	正保小学校 4 年	22 人
10/26	名東生涯学習センター	23 人
10/28	惟信高等学校 1.2 年	40 人
10/28	東志賀小学校 4 年	74 人
10/29	私立港北幼稚園	173 人
11/2	陽明小学校 4 年(オンライン)	123 人
11/6	刈谷市男女共同参画事業	30 人
11/11	東桜小学校 4 年	50 人
11/13	神奈川県助産師会(オンライン)	119 人
11/16	弥富市立弥富小学校 4 年	124 人
11/29	第三自由が丘幼稚園 PTA	21 人
12/1	港区保険主事、養護教諭合同研修会	47 人
12/7	NEXCO 中日本サービス株(オンライン)	43 人
1/6	教職員対象特別講座「続・学校での防災って?学校と避難所」 (オンライン)	39 人
1/10	冬休みイベント「災害時のトイレで大切なこと」 (オンライン)	33 人
1/21	中川生涯学習センター1	4 人
1/27	豊治小学校(オンライン)	33 人
1/31	原小学校 5 年	88 人
2/18	中川生涯学習センター2	4 人
3/5	3.11 イベント「子どもの命を守る方法」(オンライン)	34 人
3/11	I. C. NAGOYA(日本語学校)(オンライン)AM/PM	65 人
3/12	3.11 イベント「親子で楽しく防災を続けるコツ」 (オンライン)	44 人
3/26	高校生ちきゅうワークショップ 2022(オンライン)	101 人
合計	37 回	3,321 人

(出典：名古屋市港防災センター作成資料より監査人作成)

ここで、「出前講座」は、申し込みのあった団体に対して実施しているものである。出前講座のあり方として、小中学校の児童生徒及び教員向けの「防災教育プログラム」を実施し、ハザードマップについて学ぶ出前授業、防災教育の授業カリキュラムの相談を行うなど、地域のリスクに応じたコンテンツの提供をしている。

また、校長会を通じて、「防災教育プログラム」については市内小中学校での利用を呼び掛けるとともに、地域団体に対しても、災害対策委員向けチラシに施設紹介の記事を載せるなど、出前講座の利用促進に向けた周知を図っているところである。

イ 意見

災害には、震災・水害・土砂災害など様々な種類があり、市内には、その災害の種類ごとに地域ごとのリスクに違いがある。また、その地域の住民が、自分たちの災害リスクを適切に把握しているとは限らない。そのため、防災の専門的な知識を有した立場から、積極的に地域のリスクに応じた防災知識の普及啓発を行うことが望ましい。

この点を考慮すれば、団体からの要望に応じて受動的に出前講座を開催するだけでなく、申し込みの無い団体に対しても、港防災センターが地域のリスクに応じたコンテンツの出前講座の開催を能動的に呼びかけることで、よりリスクに対応できる効果の高い出前講座を開催することができるものと考えられる。

今後は、地域のリスクに応じたコンテンツを、港防災センターから能動的に呼びかけることを検討することが望ましい。

37 （事業No.132）ライフライン途絶対策に関する周知啓発事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

地震によるライフラインの断絶等の被害を防ぐため、民有地内の老朽化した埋設管の耐震化等について、ライフライン機関と連携・協力し、広報や展示の機会を活用した周知啓発を図っている。

具体的には、港防災センターにて、地震によるライフラインの断絶等の被害を防ぐために、民有地内の老朽化した埋設管の耐震化等について、市内ガス事業者より提供された展示等を活用した広報や周知啓発を行っている。

港防災センターの展示



(出典：防災危機管理局作成資料)

また、一般社団法人日本ガス協会は民有地内の老朽化した埋設管の耐震化を促す広報紙を作成している。市はイベントなどの際にこの広報紙の配布を行っている。

民有地内の老朽化した埋設管の耐震化を促す広報紙

一般社団法人
日本ガス協会

ご存じですか？ ガス管の資産区分
敷地内のガス管は「お客さまの大切な資産です！」

古くなったガス管交換のお願い

土に埋まっているガス管（亜鉛メッキ鋼管〔通称 白ガス管〕）は、古くなって腐食が進むとガスが漏れる恐れがあります。「都市ガス」を安心してご利用いただくために、腐食しないガス管への早めの交換をお願いします。

経済産業省 からのお知らせ

古くなったガス管（白ガス管）は、早めの交換をお願いします。詳しくはお近くのガス事業者にご相談下さい。

 **経済産業省**
Ministry of Economy, Trade and Industry

（出典：日本ガス協会ホームページ）

(2) 施策の効果について【意見】

ア 検出事項

市は、民有地内の老朽化した埋設管の耐震化等について周知啓発を行っているものの、周知啓発として行っている施策は、港防災センターにおける展示と広報紙の配布の 2つのみである。

イ 意見

防災に関する事業については、想定する被害の影響度を考慮し、その被害の影響度に応じた施策を行うべきであると考えます。つまり、予算の制約がある中では、想定する被害が小さい事象よりも、大きい事象により費用をかけて対策すべきと考えます。

具体的に、この事業の場合は、

- 市内民有地内の埋設管の老朽化が放置され、耐震化が進まない場合に、市民にどの程度の被害が発生するののかの影響度
- 被害を低減させるため、老朽化した埋設管交換を促す取組みにかかる費用負担の 2つを比較衡量して、その事業手法を選定すべきである。

ここで、この事業における周知啓発施策は、港防災センターにおける展示と広報紙の配布の 2つのみである。この施策がどれほど効果を上げているかは老朽化の状況について把握していないため不明であるものの、大きな効果を上げているとは考えにくい。この施策が想定している被害の影響度が大きいのであれば、被害の影響度と施策が釣り合っていないことになる。

また、この施策が想定している被害の影響度が大きくないのであれば、名古屋市災害対策実施計画上の事業として取り扱うべきかどうか、そもそも疑問である。

そのため、想定する被害の程度と、現状の施策が影響度に見合った施策かどうかについて再検討し、影響度が大きいのであれば、施策を拡充し、影響度が大きくなければ災害対策実施計画上の事業として取り扱うべきかを見直すことが望ましい。

○対象部局 健康福祉局 健康増進課

(1) 事業の概要

名古屋市地域防災計画において保健センターは、医療救護・保健衛生、要援護者対策等、災害時においても市民の健康を保持し関連死・二次障害を未然に防ぐ役割が求められている。その実働者である保健師が大規模災害が発生した際にどのように行動すべきかについて、「災害時の保健師活動マニュアル」（平成18年度初版、平成26年度・令和 3年度改正）を作成するとともに、平成25年度より保健センター保健師を対象に災害保健活動研修を開催し、有事の際の実践能力の向上に努めている。

(2) 研修の受講人数について【意見】

ア 検出事項

平成25年度以降の保健センター保健師を対象にした災害保健活動研修の受講人数は下表のとおりである。当研修を開始した平成25年度の研修の受講人数46名が最大であり（全保健師を対象とした平成30年度の研修は除く。）、徐々に受講人数が減少している状況にある。令和 2年度及び令和 3年度については、新型コロナウイルス感染症対応業務により、受講人数が特に少なくなっている。なお、過去に当研修を受講している場合、再度受講する保健師が少なくなることも受講人数の減少の一因とのことである。

災害保健活動研修の受講人数

年度	対象者					定員	受講人数等
	1	2	3	4	5		
平成25年度	○	○	○			48名	46名
平成26年度	○	○	○			48名	44名
平成27年度	○	○	○			48名	37名
平成28年度	○	○	○			48名	32名
平成29年度	○	○	○			48名	32名
平成30年度	○	○	○	○	○	112名	保健師：56名 他職種：38名
令和 1年度		○	○			32名	24名
令和 2年度	○					16名	6名 オンデマンド開催
令和 3年度		○	○			32名	19名

※対象者の凡例

1：統括保健師、2：リーダー保健師、3：災害保健活動担当保健師、4：全保健師、5：健康管理課・健康安全課・保健予防課職員

(出典：健康福祉局作成資料)

イ 意見

過去に研修を受講済みであることを理由として、当研修の受講人数が減少しているとのことであるが、研修内容は下表のとおり毎年少しずつ変更されている。また、講話だけでなく、グループワークも取り入れられている。研修のアンケート結果には「他区の保健師と交流できたことで、さまざまな情報を得ることができ、とても参考になった。」という回答もある。この点からも、当研修は講師から最新の情報を学ぶ場だけでなく、他区の保健師と情報交換ができる交流の場としての意味もある。

また、当研修は、災害時においても市民の健康を保持し関連死・二次障害を未然に防ぐという市民の健康に直結するものであることから、と

ても重要なものであり、市は過去に当研修を受講していたとしても、毎年受講すべきものと考えている。

令和 2年度及び令和 3年度に関しては、新型コロナウイルス感染症対応業務に伴い、研修に参加することが困難な保健師もいたとのことであるが、市は研修方法を工夫する、研修の重要性を周知する等、可能な限り多くの保健師等が受講できるように対応することが望ましい。

災害保健活動研修の研修内容

年度	研修内容
H25	・講話「名古屋市地域防災計画・BCP、避難所運営マニュアル等」 ・講話「平常時に取り組むべき災害保健活動」 ・グループワーク・演習「災害時の統括保健師（保健所・本庁）の役割」
H26	・講話「名古屋市地域防災計画・災害時の保健師活動マニュアルの中間報告」 ・講話「大規模災害時における保健師の役割」 ・講話「平常時に取り組むべき災害保健活動」 ・グループワーク・演習「災害時の保健師の役割」
H27	・シンポジウム「陸前高田市への長期派遣の経験から名古屋市の保健活動に活かせること」 ・講話「大規模災害時における保健師の役割」 ・グループワーク・演習「災害時の保健師の役割」「平常時に行うべき保健活動」
H28	・講話「保健所保健師が行う災害時要援護者支援～大規模災害における保健師の活動マニュアルより～」 ・講話「大規模災害時における保健所保健師の役割」「平常時に行うべき保健活動」 ・グループワーク「災害時要援護者への保健活動」
H29	・講話「大規模災害時における保健所保健師の役割」「平常時に行うべき保健活動」 ・グループワーク「災害時要援護者への保健活動」
H30	・講話「名古屋市の災害時対応」 ・講話「名古屋市における医療救護所の体制およびDHEAT」 ・講話「名古屋市における福祉避難所」 ・グループワーク・意見交換
R 1	・講話「受援を見据えた災害時の初動活動～発災後72時間における保健師の判断力・行動力を高めよう～」 ・グループワーク「想定事例をもとに事例討議、発表」「リフレクション」
R 2	・講話「災害時における統括保健師の役割～発災後24時間の情報の収集と運用～」 ・グループワーク「想定事例をもとに事例討議、発表」「リフレクション」
R 3	・講話「災害時における実務保健師の役割～コロナ禍における発災後24～72時間の初動に焦点をあてて～」 ・グループワーク「想定事例をもとに事例討議、発表」「リフレクション」

（出典：健康福祉局作成資料）

39 （事業No.140）児童・生徒への防災教育事業

○対象部局 教育委員会事務局 指導室

(1) 事業の概要

児童・生徒の防災に対する意識を高め、地域の危険箇所や避難場所等を把握させるなど、家庭とも連携した防災教育を推進するために、「なごやっ子防災ノート」を作成し、児童・生徒に配布している。「なごやっ子防災ノート」には災害が起こった際の避難方法や災害用伝言ダイヤル等の情報だけでなく、家族との集合場所を話し合って記載するページなど、災害時に有用な情報がコンパクトにまとめられている。

【なごやっ子防災ノート】



（出典：名古屋市ホームページ 教育委員会からのお知らせ）

(2) 「なごやっ子防災ノート」の配布方法について【意見】

ア 検出事項

「なごやっ子防災ノート」は紙媒体で児童・生徒に配布されている。
名古屋市のホームページ等では公開されておらず、児童・生徒以外は市民情報センターにおいて 1冊 100円で購入することができる。

イ 意見

教材の閲覧方法は紙媒体のみならず、タブレット端末の普及によって電子媒体で閲覧する機会も増加している。このような閲覧方法の多様化に対応するために、「なごやっ子防災ノート」を紙媒体として児童・生徒に配布することに加えて、PDFデータとして名古屋市のホームページ等で広く一般に公開し、児童・生徒が状況に応じて閲覧方法を自由に選択できるように利便性を高めることが望ましい。

また、名古屋市のホームページ等で広く一般に公開することで以下の効果が期待される。

- 児童・生徒だけでなく保護者の利用頻度の向上に繋がる。
- 紛失や破損の場合に、児童・生徒自らが印刷することが可能となり、市民情報センターにおいて販売するよりもより簡単かつ安価に入手できる。
- 持ち運び用とは別に、予備として家庭や学校で保存することが可能となる。

40 （事業No. 142）市民の防災意識を高める講座・事業

○対象部局 教育委員会事務局 生涯学習課

(1) 事業の概要

市民の防災意識の高揚を図るため、各区の生涯学習センターにおいて、区の実情にあった防災に関する講座・事業を実施する。

(2) 講座への参加者数について【意見】

ア 検出事項

講座は各区の要望に基づき、その区の実情にあった内容で実施されているが、令和 3年度においては、応募者が定員を下回っている講座が16講座中12講座と半数を超えている。一方で港区の「気象災害～発生メカニズムと予測・対策～」の講座は定員15名のところ、52名の応募があり、定員を大きく超過している。定員を上回った場合、参加できない応募者が発生するが、その方に対して特にその後のフォローは行われていない。

令和 3年度 防災に関する講座の定員と倍率

令和3年度 〈防災〉

1 講座実績〈防災〉

センター	講座名	時期・曜日 時間帯・回数	対象・応募者数/定員 倍率	受講者数 充足率	満足度
千種	突然の災害から身を守るには ～大雨・洪水発生時の被害を想定して～	8月19日 ～9月30日 木・午後・5回	一般・17/20人 0.85	11人 55%	86%
東	「巨大地震が起きたら…」と想定して ～自分でできる備えを知ろう～	1月18日～ 2月22日 火・午前・5回	一般・26/20人 1.3	20人 100%	100%
北	【北区社会福祉協議会共催】 災害が起きた後…自分のために備えましょう！ ～きた災害ボランティアの取り組みから学ぶ～	8月21日～ 9月11日 土（第3回のみ） 午前・4回	一般・14/24人 0.58	12人 50%	100%
西	「新しい生活様式」で見直す防災 ～自助の備え、共助の備えで災害を乗り切る～	1月15日～ 2月12日 土・午後・4回	一般・16/20人 0.8	13人 65%	89%
中村	見直してみませんか、避難生活への備え	5月28日～ 6月25日 金・午前・5回	一般・20/20人 1.0	19人 95%	100%
中	いざというときのための、はじめの一步 ～みんなにやさしい「NAGOYA」の防災～	8月18日～ 9月22日 水・午後・5回	一般・12/20人 0.6	9人 45%	100%
昭和	みんなの防災 ～研究者・語り部・ボランティアの声から～	11月11日～ 12月9日 木・午前・5回	一般・15/20人 0.75	14人 70%	88%
瑞穂	水害に備え自助力を高める ～水から命を守るために～	8月27日～ 9月24日 金・午前・5回	一般・12/20人 0.6	11人 55%	100%
熱田	水害への備え 整っていますか？	5月27日～ 6月17日 木・午前・4回	一般・17/25人 0.68	13人 52%	100%
中川	家族で備えを万全に ～避難生活を想定する～	1月21日～ 2月18日 金・午前・4回	小学生以上の子をもつ親・ 5/20人 0.25	4人 20%	50%
港	気象災害 ～発生メカニズムと予測・対策～	8月25日～ 9月29日 水・午後・5回	一般・52/15人 3.47	15人 100%	100%
南	【南区役所共催】 想定外も備えで乗り切ろう！ ～風水害や避難所生活の基礎知識から備える～	1月26日～ 3月16日 水・午前・5回	一般・12/15人 0.8	12人 80%	100%
守山	専門家から学ぶ地震の防災知識	8月24日～ 9月21日 火・午前・5回	一般・26/25人 1.04	19人 76%	93%
緑	巨大地震に備える ～見て気付き、やって実感しよう！～	8月25日～ 9月29日 水・午前・5回	一般・11/20人 0.55	10人 50%	100%
名東	あなたにも、わたしにも、みんなに やさしい「防災」	10月26日～ 12月7日 火・午前・5回	一般・6/17人 0.35	6人 35%	100%
天白	地震発生！その時どうする？	1月20日～ 2月17日 木・午前・5回	一般・16/20人 0.8	12人 60%	100%
総 計			277/321人 0.86	200人 63%	94%

(出典：教育委員会事務局作成資料)

イ 意見

年代を問わず、より多くの方に参加していただけるように、企画内容、広報の仕方、開催日、会場、参加方法（リモート、オンデマンド等）等を工夫することが望ましい。

逆に申し込みが多く、抽選に漏れて参加できなかった応募者に対しては、例えば次回に開催される講座への優先参加権を付与したり、講座開催の案内を郵送したりする等、次回以降も応募を継続してもらえるような事後対応も検討されたい。

41 (事業No. 145、146) なごや市民総ぐるみ防災訓練事業及び総合水防訓練事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

○なごや市民総ぐるみ 防災訓練事業

市は、防災関係機関や事業者などとの協力・連携のもと、地震による津波、土砂災害、液状化等の様々な被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を実施している。

訓練項目には①市本部運営訓練と②各区総合防災訓練の 2種類がある。
具体的な訓練内容は主に以下のとおりである。

① 市本部運営訓練（災害応急対策図上訓練）

■ 災害対策本部室における訓練

次における災害応急対策の意思決定に係る訓練を行う。

ア 本部員会議

イ 本部幹事会議

ウ 作戦会議等

■ 情報センター及び各局室区所定の事務室等における訓練

状況付与された情報に基づく情報処理又は連絡調整に係る訓練を行う。

② 各区総合防災訓練

次の訓練項目を例として、各区の実情に応じて実施する。

■ 地域密着型現地訓練

現地本部運営訓練、情報伝達訓練、初期消火訓練、救出救助訓練、応急救護訓練、給食給水訓練、災害図上訓練、住民避難訓練、指定避難所運営訓練、要配慮者支援訓練、津波対応訓練、帰宅困難者対策訓練、民間通信会社を活用した防災情報伝達訓練等

■ 区本部運営訓練

区本部運営訓練、情報伝達訓練、防災関係機器の操作訓練等

○総合水防訓練事業

市は、集中豪雨や台風などによる内水氾濫、河川洪水、土砂災害等の様々な被害を想定し、地域特性を考慮した総合的かつ実践的な訓練を実施している。

この訓練は災害対策基本法第48条、水防法第32条の2、名古屋市防災条例第12条及び名古屋市地域防災計画に基づき、毎年台風や大雨シーズン前に行っているものである。水害時の迅速、的確な応急対策活動の定着を図るとともに、地域住民に対して、災害に関する知識の普及啓発及び防災意識の向上を図ることを目的としている。

住民参加型訓練は各区の会場にて実施しており、訓練内容は区によって異なるが、主に以下のとおりである。

■ 区本部運営訓練

区連絡会議、区現地本部運営、無線交信、情報収集、デジタル無線による情報伝達、広報等

■ 水防工法訓練

現場指揮本部運営、非常参集、河川巡視、水圧体験、土のう作成、各種工法作成（三連はしご応用工、プランター利用工法、ポリ容器利用工法、傾斜合板積土のう工、簡易水のと段ボール工法、折りたたみ長机利用工法、防火水槽応用釜段工、防火水槽応用工、積土のう工、ガードレールホース編込み工法）、水難救助、簡易水防工法等

(2) 各区訓練結果の共有について【意見】

ア 検出事項

市は、両事業ともに、各区において地域の特性に応じた住民参加型の訓練を行っている。

しかし、各区の訓練実施後にうまくいった点、うまくいかなかった点などを取りまとめていない。

イ 意見

訓練を実施した結果について、うまくいった点、うまくいかなかった点などを取りまとめた資料を作り、各区で引き継ぐことで、今後の訓練運営の改善が期待される。今後は、訓練結果を取りまとめることが望ましい。

また、各区の訓練を取りまとめた結果のうち、他の区でも共有しておいた方がよい情報については、防災主査会などの会議体で共有することも検討されたい。

42 （事業No.148）職員を対象とした防災研修・訓練事業

○対象部局 防災危機管理局 危機対策室

(1) 事業の概要

市は、職員の防災意識・知識の向上を図るため、総合的な研修を実施するとともに、災害対応力の向上と、各部間の協力・連携体制の一層の強化を図るため、実践的な図上訓練、情報伝達訓練等を実施している。

具体的な研修及び訓練内容は主に下表のとおりである。

研修

名称	主催者	対象者
総務局主催の職員研修 【テーマ：防災意識】 ・新規採用者合同研修 ・3年目職員研修 ・中堅職員研修 ・主任・技能主任研修 ・係長昇任前研修 ・新任係長研修 ・新任課長研修	総務局（防災危機管理局から講師派遣）	各階層に応じた市職員
行政人材育成研修	あいち・なごや強靱化共創センター	県・市町村防災担当職員等
チームリーダー研修	防災危機管理局	各チームリーダー
災害対策講習会	防災危機管理局	各局室区職員
市本部情報センター研修	防災危機管理局	各局室防災担当者又は情報センターへ参集する職員
区長向け防災研修 （トップセミナー）	防災危機管理局	各区長
防災講習及び防災講話	防災危機管理局	防災危機管理局職員

訓練

名称	主催者	対象者
風水害図上訓練	防災危機管理局	新たに防災危機管理局に着任した職員
区指定動員者向け訓練	防災危機管理局	区指定動員
各種システム訓練 市町村防災支援システム、パトライト、L アラート、震度計、Em-net、安否確認システム、MAS、NICOS、レスキューナウ、spectee、緊急速報メール、絆ネット、Yahoo! 防災速報、各種 SNS、なごや減災プロジェクト、電子ホワイトボード、デジタル移動無線、衛星携帯電話、衛星地球局、県無線	防災危機管理局	防災危機管理局職員
防災システム等の訓練 市町村防災支援システム操作訓練 衛星携帯電話通信訓練 テレビ会議システム通信訓練	防災危機管理局	各部・各区役所 (毎週水曜日に実施)

(出典：防災危機管理局作成資料)

(2) 防災システム等の訓練参加者について【意見】

ア 検出事項

市は、防災システム等の訓練において防災危機管理局と各部・各区役所の防災担当者として、システムを通じた操作訓練や通信訓練を毎週水曜日に実施している。各部・各区役所の防災担当者は各複数名配置されている。

この訓練の際、防災危機管理局は訓練に参加した各部・各区役所の防災担当者のうち、どの担当者が訓練に参加しているのかを把握していない。

イ 意見

防災システム等の訓練に参加している各部・各区役所の担当者が毎回同じ担当者だと、実際に災害が発生した場合に、その担当者が不在の場合は、訓練を実施したことの無い担当者がシステムの操作・通信を行うことになってしまう。そのため、各部・各区役所の訓練参加者は偏りなく参加してもらうことが重要となる。

しかし、防災危機管理局は各部・各区役所の防災担当者のどの担当者が訓練に参加しているのかを把握していないため、実際に担当者の参加に偏りがいないかを確認できていない。

今後は、各部・各区役所の防災担当者のどの担当者が訓練に参加しているのかを把握し、参加担当者に偏りがないように促すことが望ましい。

43 （事業No.154）災害ボランティアコーディネーター養成講座事業

○対象部局 スポーツ市民局 市民活動推進センター

(1) 事業の概要

災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を実施する。
さらに、災害ボランティアコーディネーターのスキルアップのため、過去の受講者へのフォローアップを行う。災害ボランティアコーディネーターの対象者は中学生以上であり、全国から集まるボランティアの受付・整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結び付ける。

(2) 若年層の受講者について【意見】

ア 検出事項

災害ボランティアコーディネーター養成講座の受講者数の実績（直近3回分）は下表のとおりである。

直近 3回の職業別の受講者数

区分	第32期	構成割合	第33期	構成割合	第34期	構成割合
学生	4	14.3%	11	22.9%	3	10.3%
会社員	10	35.7%	18	37.5%	16	55.2%
自営業	2	7.1%	2	4.2%	0	0%
団体職員 (NPO・社団 含む)	3	10.7%	4	8.3%	0	0%
公務員	2	7.1%	6	12.5%	2	6.9%
主夫・主婦	3	10.7%	4	8.3%	0	0%
無職	1	3.6%	1	2.1%	6	20.7%
その他	3	10.7%	2	4.2%	2	6.9%
合計	28	100%	48	100%	29	100%

(出典：スポーツ市民局作成資料より監査人作成)

「学生」の受講者数について、毎回一定数の受講は見られるものの、割合は高くない。本市としては、以下の理由から「学生」の受講者を増やさせたいと考えているため、改善の余地がある。

- 各区災害ボランティア団体における高齢化が進む一方で、ボランティアセンターの運営等においてIT化が進んでおり、IT化に対応できる人材を確保するため。
- 令和 3年度改定の「名古屋市市民活動促進基本方針」において、「若者の社会参加意識の醸成」を目標としており、本講座受講後の活動が、社会参加意識を醸成すると考えているため。

また、「学生」の受講者数を増やす取り組みとして大学への情報提供が行われているが、中学校や高校への情報提供は行われていない。

イ 意見

SNSでの発信や大学への情報提供を通じて学生の受講者を増やす取り組みが行われているが、依然として学生の受講者数は伸びていない。災害ボランティアコーディネーターの対象者は中学生以上であるため、中学校及び高校にも教育委員会を通じて校内にポスターを掲示する等、情報提供を行うことが望ましい。

44 （事業No. 155）災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練事業

○対象部局 スポーツ市民局 市民活動推進センター

(1) 事業の概要

市民活動団体、社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンター設置運営研修・訓練を実施する。研修・訓練の主な参加者は、「なごや防災ボラネット」に所属するボランティア、社会福祉協議会の職員、行政の職員である。

「なごや防災ボラネット」とは、市内各区の自主的な災害ボランティア団体等が協働して、市民への啓発活動や被災地復興支援、学習、訓練、行政・企業への提言・連携、会員拡大などを進めるためボランティアネットワーク組織のことであり、約 400人が所属している。

(2) 研修の参加者数について【意見】

ア 検出事項

災害ボランティアセンター設置運営研修の参加者数の推移は下表のとおりである。各年度の定員は 200人を設定しているが、直近の研修の参加者数は定員を大きく下回っている。

災害ボランティアセンター設置運営研修の参加者数の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加者数	153人	133人	132人
定員	200人	200人	200人

（出典：スポーツ市民局作成資料より監査人作成）

イ 意見

「なごや防災ボラネット」に所属している約 400人に参加資格があることを考えると、直近の参加者数は多くないを考える。災害ボランティアセンターの設置運営研修は、発災時におけるボランティアの円滑な活

動を支援するための体制を、迅速に整備するために重要な研修である。
研修の参加者数を増やすための対応を検討し、対策を講じることが望ましい。

45 （事業No. 161）災害時のこころの健康に関する研修事業

○対象部局 健康福祉局 健康増進課

(1) 事業の概要

大規模災害時にDPAT（Disaster Public health Assistance Team:災害派遣公衆衛生チーム）を円滑に機能させるとともに、精神保健福祉センターや保健センターが災害時こころの電話相談等の災害時精神保健福祉相談を適切にできるよう年 1回研修を実施している。

なお、研修の対象者は保健センター精神保健福祉相談員及び保健師等である。

(2) 研修の受講人数について【指摘】

ア 検出事項

災害時のこころの健康に関する研修として、市は令和元年度より PFA（Psychological First Aid:心理的応急処理）研修を実施している。直近 3年の受講人数は下表のとおりであり、初年度こそ24名の参加があったものの、2年目以降は新型コロナウイルス感染症に伴う業務対応もあったことから、受講人数が大きく減少している。なお、当研修は受講すると PFA認定を受けることができ、1度認定を受けた精神保健福祉相談員及び保健師については2回目以降の研修に参加する必要はなくなる。

当研修について市は、全精神保健福祉相談員及び保健師の受講が望ましいと考えており、受講対象者は258名いる。そのうち令和3年度末までにおいて受講済みの精神保健福祉相談員及び保健師は39名であり、受講対象者の約15%しか受講していない。

PFA研修の受講人数

年度	定員	受講人数	開催方法等
令和元年度	25名	24名	対面開催
令和 2年度	設定なし	9名	オンライン開催
令和 3年度	50名	7名	オンライン開催
合計	-	40名	うち 3名は複数回受講

(出典：健康福祉局作成資料)

イ 指摘

新型コロナウイルス感染症による対応業務により、研修時間の確保は難しいという状況はあったものの、受講対象者に対する受講者の割合が低い。特定された研修日での受講は難しいものの、例えば開催方法をオンデマンド形式にする等工夫をすれば、対象者が各自視聴可能なタイミングで受講することができ、より多くの保健師等に受講してもらうことが可能であると考えられる。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度についても、定員数及び受講者数が受講対象人数の 1割程度となっている点や過去に受講した人は必ずしも受講する必要がある点と鑑みると、事業の必要性について再検討すべきであり、事業の廃止もしくは他事業との統合について検討する必要があると考えられる。

46 （事業No. 167）防災に関する教員研修事業

○対象部局 教育委員会事務局 教育センター

(1) 事業の概要

経験年数や職務に応じた研修において防災に関する内容を取り扱い、教員の防災意識の向上を図っている。

(2) 高等学校の初任者研修について【意見】

ア 検出事項

小学校、中学校、特別支援学校では初任者研修の中で防災に関する研修が行われている。災害発生時に教員が取るべき行動や児童・生徒への防災教育、応急手当の方法等を取り扱っており、教員の防災意識を高める内容となっている。一方で、高等学校では初任者研修の中で防災に関する研修が行われていない。

イ 意見

高等学校においても小学校、中学校、特別支援学校と同様に多数の生徒が在籍し、災害発生時には生徒の身を守るための行動が要求される。そのため、高等学校においても初任者研修の中で防災に関する研修を実施し、教員の防災意識を高めることが望ましい。

○対象部局 教育委員会事務局 文化財保護室

(1) 事業の概要

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）の規定により指定された文化財及びその他の文化財の所有者若しくは保持者又はその保持にあたることを適当と認める者に対し、文化財の管理、修理、復旧、公開及びその他保存及び活用に対して補助金を交付し、文化財の保存及び活用に資する。補助金の支給対象には、建造物をはじめとした有形文化財や無形文化財、民俗文化財、記念物がある。

(2) 建造物の修理実績の管理について【意見】

ア 検出事項

修理実績及び補助実績について一覧化した資料は無い。

イ 意見

どの文化財にいつ補助金が執行されたかを一覧表にすると共に、自費での修理情報や補助金を利用しなかった理由等も対象者から情報収集し、併せて管理することが望ましい。そうすることで、どの文化財が長期間に渡り修理が行われていないかが把握でき、対象者への連絡時に当該情報を活用することも可能になる。

また一覧化した資料を残すことで、今後、いつくらいに、どの程度の修理が必要となるかも想定でき、当事業の予算の立案にも役立つ。

(3) 建造物の補助金交付実績について【意見】

ア 検出事項

対象者に対して、毎年、年度初めに郵送で補助金の案内を行っている。しかし、建造物における補助金の過去 3年の交付実績は下記のとおり、年間 0～ 5件に留まっている。

【過去3年の補助実績】

年度	補助件数	補助実績
令和元年度	5件	8,569,000円
令和2年度	2件	74,527,000円
令和3年度	0件	0円

(出典：教育委員会事務局作成資料より監査人作成)

イ 意見

修理しない期間が長期に渡ると、劣化が進み、よりコストがかかる可能性も考えられる。そのため、年度初めの郵送の照会に加え、経年数を見て電話連絡をするなど、この補助事業の趣旨を果たすためにも、当補助金を積極的に利用してもらうための方策を検討することが望ましい。

(4) 建造物の修理現場確認の記録について【意見】

ア 検出事項

補助対象となった指定文化財については、「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」第8条に基づき、現場視察を行い、提出された事業計画書に基づいた修理が行われていることを確認している。令和2年度において2件が補助の対象となっているが、そのうち1件については現場視察の記録について資料が残されていない。

＜名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例＞より抜粋

(勧告等)

第 8条 教育委員会は、次に掲げる事項に関して所有者若しくは管理責任者又は保持者若しくは保持団体に対し、必要な勧告又は技術上の指示をすることができる。

(1) 市指定文化財の管理、修理、復旧その他の保存

(2) 市指定文化財の公開その他の活用

イ 意見

現場視察を行ったことや、視察時における特記事項を管理するためにも、現場視察の記録は必ず書面で残すようにすることが望ましい。また認識の齟齬が無いようにするために、補助金申請者と視察者の双方の署名を書面に残すことも検討されたい。

○対象部局 経済局 産業立地交流室

(1) 事業の概要

市は、企業の本社機能等の地域移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進している。具体的には、市内に本社機能等を移転又は新たに開設する企業に対して、その事業に要する経費の一部について、名古屋市本社機能等立地促進補助金の交付を行っている。

これは、名古屋市地域強靱化計画に基づき、市が強靱化に向けて必要な機能や体制の強化を図ることで、周辺地域や遠隔地が被災した場合のサポート機能を充実する、また、仮に首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えることにもつながり、国全体の強靱化に寄与するという趣旨に則したものであり、結果として、当事業が名古屋市災害対策実施計画に含まれることとなった。

なお、本補助金の交付制度は令和元年度より開始され、現在までの認定実績は 2件である。

(2) 事業計画目標について【意見】

ア 検出事項

当事業は上記(1)事業の概要に記載した経緯により、令和 3年度より名古屋市災害対策実施計画に含まれることとなった。しかし、市は本社機能等の移転は企業にとって事業運営上の重要な決定事項となる点から、具体的な誘致目標件数等の事業計画目標の設定を行っていない。

イ 意見

企業の本社機能等の誘致については、企業側の意思決定事項であることから必ずしも市の計画どおりには進捗しない可能性がある。しかし、

事業の効果を確実に測定するため、具体的な計画目標を策定することが望ましい。

(3) 市外へ流出する企業について【意見】

ア 検出事項

当事業の趣旨は、周辺地域や遠隔地が被災した場合のサポート機能を充実すること、また、仮に首都圏が被災した場合のバックアップ機能を備えることにある。この点、市は企業の本社機能等を誘致する当事業と合わせて、市内の企業が市外へ流出することを防止する観点から、市内再投資促進補助金等の各種補助金を交付する事業を実施している。しかし、市は、市内から市外へ流出する企業数を把握していない。

イ 意見

事業の趣旨を鑑みると、企業の本社機能等を市内へ誘致することはもちろん、市外へ流出することを防止する施策も事業の趣旨に合致するものと考えられる。したがって、市は、必要に応じて市内から市外へ流出する企業数を把握し、市内の企業が市外へ流出をすることを防止する施策を策定する上で参考にすることが望ましい。

49 （事業No.176）ICT を活用した多様な災害対策の推進事業

○対象部局 防災危機管理局 地域防災室

(1) 事業の概要

市は災害時に必要な情報を確実に伝達するため、タブレット端末やWi-Fiルータの活用など、多様な手段やシステム等による情報の収集及び提供体制等の検討・整備を進めている。

災害用 Wi-Fi環境整備については、市立小中学校の教育環境の整備の一環として構築を進めているネットワーク環境を利用して、災害時に避難者に対しても Wi-Fi環境を提供できるよう整備することで、避難者が Wi-Fi環境を利用し、携帯端末等で情報収集や安否確認等を行うことができるようにしている。

整備場所は、避難所である市立の小中学校 372校である。

(2) Wi-Fiルータの同時接続について【意見】

ア 検出事項

市は、小中学校に Wi-Fi環境を整備しているが、Wi-Fiルータの最大同時接続数が避難所の収容人数に対して十分かどうかの検証がされていない。

イ 意見

携帯端末等が通信制限の影響を受けることなく、Wi-Fiルータに同時接続することができる最大同時接続台数には上限がある。また、接続している端末の台数が、Wi-Fiルータの最大同時接続数に近づいていくほど通信速度は低下する傾向があるといわれている。

そのため、小中学校への避難者が Wi-Fiルータの最大同時接続数を上回って携帯端末等を利用した場合には、情報収集や安否確認等を円滑に行うことができなくなる恐れがある。

市によると、Wi-Fi環境の整備にあたっては、想定される小中学校の避難者数の平均と過去の災害におけるスマートフォンを利用した情報収集等の比率から、標準のケースとして200人を想定したとのことであるが、現場での検証はされていない。

今後は、訓練などを通じて、想定される小中学校の避難所収容人数に対して、Wi-Fiルータの最大同時接続数が十分かどうかを検証し、実際の災害時にも円滑に機能する体制の整備を行うことが望ましい。

○対象部局 教育委員会事務局 学校整備課

(1) 事業の概要

「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」は、老朽化が深刻な問題となっている名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園における全ての校(園)舎(体育館・給食調理所を含む)に加え、運動場やプールといった付帯施設を対象に、改修等を実施する。対象施設は築年数に応じたグループ分けを行い、これまでの改修状況や改築までの期間を踏まえて、適切な改修を組み合わせることにより、長寿命化を図っている。

(2) 各グループ内の優先順位の決定過程の文書化について【意見】

ア 検出事項

対象施設は築年数に応じたグループ分けを行っている。

Aグループは築50年以上、Bグループは築41～49年、Cグループは築36～40年、Dグループは築21～35年、Eグループは築20年以内で分類している。

グループごとにこれまでの改修状況や改築までの期間を踏まえて、適切な改修を組み合わせることにより、長寿命化を図っているが、各グループ内の対象施設における優先順位の検討過程が文書化されていない状況である。グループ内での改修順は区及び校種のバランス、建物の築年数や前回改修からの経過年数、実際の老朽化状況、他工事との調整のほか、地域や学校の意見、その時点における社会的なニーズなど個別的事情を総合的に勘案して決定しているため流動的となる。

イ 意見

各グループ内の対象施設における優先順位の決定にあたっては検討過程を文書化し、透明性、客観性を保つことが望ましい。改修順が流動的

となるとしても、その流動的な検討過程も含めて文書化することにより透明性、客観性を確保することが可能となる。

51 （事業No.185）社会福祉施設等の耐災害性強化対策事業

○対象部局 健康福祉局 障害者支援課

(1) 事業の概要

市では、地震や水害の発生時における建物の倒壊、破損等での人的被害の防止、円滑な避難の確保及び停電・断水時の施設機能の維持のため、社会福祉施設等の施設整備等を促進している。具体的には、国の「防災・減災、国土強靱化のための 3か年緊急対策」（平成30年度閣議決定）、「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」（令和 2年度閣議決定）等に基づき、社会福祉施設等の耐震化対策や安全性に問題のあるブロック塀等の補強・改修整備が求められており、市は該当の施設等に対し、国庫補助制度を活用した補助を行うことで、施設耐震化対策やブロック塀等の補強・改修整備の促進を行っている。

(2) 未対応の施設への周知方法について【意見】

ア 検出事項

当事業は、健康福祉局及び子ども青少年局の社会福祉施設等を所管する各課が担当しており、このうち、健康福祉局介護保険課は介護施設、健康福祉局障害者支援課は障害者支援施設等を補助対象としている。ここで、介護保険課は対象である介護施設のうち、ブロック塀の補強・改修の必要性がある施設について適宜対応を促すための連絡を行っているが、障害者支援課では、全体への周知のみで個別の連絡は行っていない。

イ 意見

安全性が確保されていない施設のブロック塀等については、可能な限り早く、補強・改修等の対応を取ってもらうように施設に要請する必要がある。したがって、障害者支援課についても介護保険課と同様に対象施設に対し、適宜連絡を行い、対応を促すことが望ましい。

52 （事業No. 187）水道基幹施設の耐水化事業

○対象部局 上下水道局 契約監理課、水道計画課

(1) 事業の概要

河川の氾濫により浸水被害が生じる可能性がある水道基幹施設について、過去に整備された東海豪雨相当の降雨に対しての浸水対策から、さらなる耐水化を進めるものである。

(2) 事業者の選定方法について【意見】

ア 検出事項

上下水道局では事業者を一般競争入札により選定することを原則としている。

大治浄水場の耐水化工事では事業者の選定時に下記のとおり入札不調が続いていた。

- ① 当初は、土木、建築、機械といった、様々な工種を含んだ一つの工事として入札に付していたが、入札不調となった。
- ② これを受けて建築と、土木及び機械の 2 つに分割し、入札要件を緩和することにより、より多くの業者が参加できるように計らったため、建築工事については契約に至ったが、土木及び機械工事については、入札不調が続くこととなった。
- ③ 更に当該土木及び機械工事を 3 つに分けたものの、一般競争入札では契約に至らなかった。
- ④ 当該土木及び機械工事は、最終的に随意契約によって事業者を選定している。

これらの入札不調の影響で、工事完了が当初計画より 9 か月程度遅くなる見込みである。

参照	開札日付	工種	結果
①	令和3年2月2日	土木、建築、機械	不調
②	令和3年3月24日	建築	契約
②	令和3年3月24日	土木、機械	不調
②	令和3年5月31日	土木、機械	不調
③	令和3年10月5日	土木、機械A	不調
③	令和3年10月5日	土木、機械B	不調
③	令和3年10月5日	土木、機械C	不調
④	令和3年12月13日	土木、機械A	随意契約
④	令和4年1月31日	土木、機械B	随意契約
④	令和4年2月7日	土木、機械C	随意契約

(出典：上下水道局作成資料より監査人作成)

イ 意見

いつ発生するかが分からない災害への対応のための事業であり、予算を確保しているにも関わらず、事業の進行が遅れてしまっているという点で、事業の有効性が低減している。

この点、工事品質の確保や経済性と、入札不調による事業への影響とを総合的に考え、入札の要件や資格などを適切に設定する取り組みを続けているところであるが、その取り組みの結果を今後の事業での入札不調対策にフィードバックすることが望ましい。

53 （事業No.188）下水道基幹施設の耐水化事業

○対象部局 上下水道局 下水道計画課

(1) 事業の概要

河川の氾濫等により浸水被害が生じる可能性がある水処理センター及びポンプ所の機能を確保するため、過去に整備された東海豪雨相当の浸水対策から、さらなる耐水化を進める。

(2) 耐水化の優先度の設定について【意見】

ア 検出事項

耐水化が必要な施設として、水処理センターは15箇所中 6箇所、ポンプ所は54箇所中26箇所ある。市は東海豪雨により浸水被害が発生したことから耐水化に取り組んでおり、津波や高潮などへの対応についても、新たな浸水被害想定が公表される都度、対応可能なものから順次耐水化対策を進めてきている。

イ 意見

当該事業の趣旨は、洪水、津波、高潮などにより下水道基幹施設が浸水し、災害時に下水道機能が停止することを防止することにある。

したがって、事業の有効性の観点からは、早期の対応が可能な施設ではなく、浸水のリスクが高い施設や、浸水時に想定される被害が大きい施設を総合的に評価した上で、優先度を設定することが望ましい。

(3) 耐水化の目標設定について【意見】

ア 検出事項

当事業は具体的な数値目標が設定されていない。

国土交通省が令和 2年 5月に地方公共団体に対して「下水道の施設浸水対策の推進について」という通知を行っており、そこでは10年程度で下水道施設の耐水化を完了させることを基本的な方針としている。

一方で、本市としての耐水化の方針は、5年程度の実施計画と、10年程度の実施計画をそれぞれ設定しているものの、あくまでも事業として実施すべき内容を明らかにしたものであり、具体的な計画は未だ検討中である。

参考：国土交通省「下水道の施設浸水対策の推進について」令和2年5月21日

〔前略〕

③段階的な対策の進め方

○被災時のリスクの大きさや設備の重要度に応じて、段階的に耐水化を推進し、災害時における必要な下水道機能を確保する。具体的には、以下のように対策を進める。

- ・地方公共団体は、令和2年度中に施設浸水対策を含むBCPの見直しを行うとともに、リスクの高い下水道施設の耐水化について、対策浸水深や対策スケジュール等を明らかにした耐水化計画を令和3年度までに策定する。
- ・耐水化計画に定める対策スケジュールについては、5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了し、揚水機能を確保するとともに、10年程度で余剰汚泥ポンプ等の耐水化を完了し、沈殿機能を確保することを基本とする。

イ 意見

現在設置されている下水道施設が河川の堤防に対して低い位置にあるなどの要因で、どの程度の期間で整備が完了させられるかの見積りを行うことは、ある程度の困難さを伴うものではある。

しかしながら、国土交通省の通知を踏まえ、事業の有効性を確保するために、早急に具体的な計画の整備を進めることが望ましい。

以上

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 5年 2月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 5年 2月20日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第12号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第13号議案 農地法第3条の規定による地上権設定許可申請について

第14号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第15号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第16号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第17号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第18号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第19号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第20号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条
の規定による承認について

第21号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第22号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和5年2月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市中川区戸田明正三丁目2番の一部、3番から36番まで、37番の一部、38番、39番、201番から203番まで、301番から304番まで、401番から403番まで、501番から503番まで、601番、603番、605番、701番、702番、801番から804番まで、901番、1001番、1002番、1101番及び1102番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課